平成２３年（判）第５３号ないし第５７号，第５９号ないし第６９号及び第７１号ないし第７５号

審　　決

被審人　別紙１（被審人目録）のとおり
代理人　別紙２（代理人目録）のとおり

公正取引委員会は，上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成２７年公正取引委員会規則第２号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）（以下「規則」という。）第７３条の規定により審判長審判官山門優及び審判官酒井紀子から提出された事件記録，規則第７５条の規定により被審人らから提出された異議の申立書並びに独占禁止法第６３条及び規則第７７条の規定により被審人ら（別紙１被審人目録記載の被審人らのうち被審人株式会社中村工務店を除く。）から聴取した陳述に基づいて，同審判官らから提出された別紙３審決案を調査し，次のとおり審決する。

主　　文

被審人らの各審判請求をいずれも棄却する。

理　　由

１　当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，後記第２項のとおり訂正するほかは，いずれも別紙３審決案の理由第１ないし第７と同一であるから，これらを引用する。

２　別紙３審決案を以下のとおり訂正する（頁数は，同審決案の頁数を指す。）。

⑴　５８頁１７行目から同頁２３行目までを次のように改める。

「　しかし，これらの工事における入札参加者の入札価格及び評価点等を見ると，物件９０については，落札者より低い価格で入札した者がいるものの，落札者以外の入札参加者のうち２１社に該当する複数の者が，落札者より相当高い価格で入札し，かつ，施工計画の評価点も０点となっており，これらの者は落札者が受注できるように協力していたことがうかがえる。

　また，受注予定者以外の者は，自社の評価点が高いことが見込まれる場合は，高い価格で入札するなどしていたところ，物件１０９については，２１社のうちの１社である落札者は，評価値において次順位の者よりも５パーセントポイント以上高い９６．９パーセントの入札率に相当する高い価格で入札しており，上記次順位の者が受注できるように協力していたことがうかがえる。

　これらのことからすれば，いずれの工事についても，本件合意の対象外として，２１社間で自由に競争が行われたことをうかがわせる証拠があるとはいえない。」

⑵　７２頁（別紙３審決案の別紙５）５行目ないし７行目の「山梨県から土木一式工事について」をそれぞれ削除する。

３⑴　ところで，被審人飯塚工業ら８社はその異議の申立書において，査４９ないし査５１は，司法取引的な裁量権を有しない審査官が，調査への協力の見返りに被審人の言い分を容認するという違法な手続により作成したものであるから証拠排除されるべきであると主張する。

　しかしながら，被審人飯塚工業ら８社の上記主張の前提となる事実を証する証拠はない。

　したがって，被審人飯塚工業ら８社の主張は採用できない。

⑵　また，被審人飯塚工業ら８社は，総合評価落札方式の一般競争入札は平成１８年４月１日段階において実施されていないこと，入札価格のみでは落札者が決まらないことから，総合評価落札方式の工事は本件合意の対象に含まれないと主張する。

　しかしながら本件合意は，石和地区特定土木一式工事について，受注価格の低落防止を図るため，受注予定者をあらかじめ決定し，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力するという内容の取決めであり，特定の発注方法を前提とするものではない。そし

て，総合評価落札方式も，落札者は入札価格のみで決定されるものではないものの，本件合意の上記目的及び内容と相容れない発注方法ではなく，総合評価落札方式の工事が本件合意の対象から除外されると解すべき理由はない。

したがって，被審人飯塚工業ら８社の主張は採用できない。

４　よって，被審人らに対し，独占禁止法第６６条第２項及び規則第７８条第１項の規定により，主文のとおり審決する。

平成２９年１０月４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　杉　本　和　行

委　員　山　本　和　史

委　員　三　村　晶　子

委　員　青　木　玲　子

委　員　小　島　吉　晴

別紙１

被審人目録

番号	被審人	本店の所在地	代表者 （代表取締役）
１	株式会社飯塚工業	山梨県笛吹市御坂町井之上１５１１番地	飯塚　三郎
２	株式会社中村工務店	山梨県笛吹市境川町藤垈８８０番地１	中村　庄吾
３	風間興業株式会社	山梨県笛吹市八代町北１０４７番地１	風間　隆二
４	友愛工業株式会社	山梨県笛吹市石和町八田３２０番地	天川　克夫
５	矢崎興業株式会社	山梨県笛吹市八代町北１９９１番地	矢崎　勝教
６	株式会社栗田工業	山梨県笛吹市石和町小石和１８４２番地１	武川　正一
７	風間建設株式会社	山梨県笛吹市石和町市部５２２番地	風間　純哉
８	株式会社芦沢組土木	山梨県笛吹市石和町井戸１１１番地の１	芦澤　幸男
９	小泉建設株式会社	甲府市上曽根町６４６番地１	小泉　　茂
１０	長田建設株式会社	甲府市下向山町１６６７番地	長田　　仁
１１	中楯建設株式会社	山梨県中央市大鳥居２７６０番地	中楯　勇人

別紙２

代理人目録

番号	被審人	代理人
1	株式会社飯塚工業 風間興業株式会社 矢崎興業株式会社 株式会社栗田工業 株式会社芦沢組土木 小泉建設株式会社 長田建設株式会社 中楯建設株式会社	弁護士　岩　下　圭　一 同　佐　藤　水　暁
2	株式会社中村工務店	弁護士　中　藤　　力 同　外　崎　友　隆
3	友愛工業株式会社	弁護士　鳥　飼　重　和 同　本　田　　聡 同　高　橋　美　和

別紙３

平成２３年（判）第５３号ないし第５７号，第５９号ないし第６９号及び第７１号ないし第７５号

審　　決　　案

被審人　別紙１（被審人目録）のとおり
代理人　別紙２（代理人目録）のとおり

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について，公正取引委員会から独占禁止法第５６条第１項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成２７年公正取引委員会規則第２号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成１７年公正取引委員会規則第８号）（以下「規則」という。）第１２条第１項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは，審判の結果，次のとおり審決することが適当であると考え，規則第７３条及び第７４条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主　　文

被審人らの各審判請求をいずれも棄却する。

理　　由

第１　審判請求の趣旨

別紙３（審判請求の趣旨目録）のとおり

第２　事案の概要（当事者間に争いのない事実又は公知の事実）

１　排除措置命令（平成２３年（判）第５３号ないし第５７号及び第５９号ないし第６４号審判事件）

公正取引委員会は，別紙１記載の被審人ら１１社（以下「１１社」といい，１１社及びその代表者の名称については，別紙１の「被審人の略称」欄及び

「被審人代表者の略称」欄記載の略称をそれぞれ用いる。また，代理人が共通する被審人らの名称については，別紙２の「被審人らの略称」欄記載の略称を用いる。）が，遅くとも平成１８年４月１日以降平成２２年３月２３日まで（以下「本件対象期間」という。），別紙４記載の事業者１０社（以下「被審人でない１０社」といい，各社の名称については，別紙４の「事業者の略称」欄記載の略称を用いる。また，以下，被審人でない１０社と１１社を併せて「２１社」という。）と共同して，別紙５記載の工事（以下「石和地区特定土木一式工事」という。）について，受注すべき者又は特定建設工事共同企業体（以下まとめて「受注予定者」という。）を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，石和地区特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって，この行為は，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条に違反するものであり，かつ，特に排除措置を命ずる必要があるとして，平成２３年４月１５日，被審人でない１０社のうち，当時事業活動の全部を取りやめていた７社を除く３社（筒井建設，八木沢興業及び地場工務店）と１１社を併せた１４社に対し，排除措置を命じた（平成２３年（措）第２号。以下「本件排除措置命令」といい，同命令において認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。

本件排除措置命令の命令書謄本は，別紙６の「送達日」欄記載の日に，１１社に対し，それぞれ送達された。

１１社は，別紙６の「審判請求日」欄記載の日に，それぞれ本件排除措置命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

２　課徴金納付命令（平成２３年（判）第６５号ないし第６９号及び第７１号ないし第７５号審判事件）

公正取引委員会は，本件違反行為は，独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し，同法第３条に違反するものであり，かつ，同法第７条の２第１項第１号に規定する役務の対価に係るものであるとして，平成２３年４月１５日，１１社のうち被審人中楯建設を除く１０社（以下「１０社」という。）に対し，別紙７の「課徴金額」欄記載の課徴金の納付を命じた（平成２３年（納）第４６号ないし第５０号，第５２号ないし第５４号，第５６号及び第５７号。以下，１０社に対する各課徴金納付命令を併せて「本件各課徴金納付命令」といい，本件排除措置命令と併せて「本件各命令」と

いう。）。

本件各課徴金納付命令の命令書謄本は，別紙７の「送達日」欄記載の日に，１０社に対し，それぞれ送達された。

１０社は，別紙７の「審判請求日」欄記載の日に，それぞれ本件各課徴金納付命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

第３　前提となる事実（各項末尾に括弧書きで証拠を掲記した事実は当該証拠から認定される事実であり，その余の事実は当事者間に争いのない事実又は公知の事実である。なお，証拠の表記については，「第」及び「号証」を略し，単に「査〇」，「審〇」と記載する。）

１　２１社の概要

２１社は，いずれも山梨県笛吹市（平成１８年７月３１日までの間にあっては，同県笛吹市又は東八代郡芦川村。以下「石和地区」という。），同県甲府市又は同県中央市に本店若しくは支店を置く建設業者である。

なお，八木沢興業は，山梨県南巨摩郡身延町に本店を置く建設業者であるところ，平成２０年１０月１日，窪川組から同社の事業の全部を譲り受け，同社の本店を八木沢興業の峡東支店としたものである。

（査３ないし査５，査７，査５５）

２　石和地区特定土木一式工事の概要

⑴　発注業務の担当部署

山梨県では，同県が発注する土木一式工事について，本庁又は出先機関の各部署が，それぞれの所掌する事務に応じて発注業務を担当している。

本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事については，山梨県県土整備部（平成２０年３月３１日以前は土木部。以下同じ。）道路整備課，同部道路管理課，同部峡東建設事務所，同部流域下水道事務所（以下上記４部署をまとめて「山梨県県土整備部等」という。），同県農政部峡東農務事務所（以下「峡東農務事務所」という。），同県森林環境部峡東林務環境事務所（以下「峡東林務環境事務所」という。）等が発注業務を担当していた。

（査１７ないし査１９）

⑵　入札参加資格者の等級区分及び名簿登載

山梨県は，本件対象期間において，同県が発注する土木一式工事の指名競争入札又は一般競争入札への参加を希望する事業者に対し，これらの入

札に参加するために必要な資格の審査を行った上で，当該入札への参加資格を有すると認定した事業者を工事施工能力の審査結果に基づきＡ，Ｂ，Ｃ又はＤのいずれかの等級に格付して（以下，Ａ等級に格付されている事業者を「Ａ等級業者」，Ｂ等級に格付されている事業者を「Ｂ等級業者」という。），入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載していた。（査２１，査２２）

また，山梨県は，土木一式工事を予定価格に応じて区分し，個々の工事の発注に際しては，有資格者名簿に登載されている者のうち当該区分に対応した等級に格付されている事業者が入札参加資格を有する者とされていた。

土木一式工事のうち予定価格がおおむね３億円以上の工事については，特定建設工事共同企業体（以下「ＪＶ」という。）の施工対象工事とされ，Ａ等級業者で構成されるＪＶ（Ａ等級業者で構成することが難しい場合であって特に必要があると認められるときは，Ａ等級業者及びＢ等級業者で構成されるＪＶ）が入札参加資格を有する者とされていた。

（査２１，査２３，査２４）

２１社は，本件対象期間（別紙８記載の事業者については，同別紙の「期間」欄記載の各期間）において，Ａ等級業者又はＢ等級業者に格付されていた。（査１）

⑶　工事の発注方法

山梨県は，本件対象期間における石和地区特定土木一式工事について，指名競争入札又は一般競争入札の方法により発注していた。一般競争入札には，価格により落札者を決定する通常の一般競争入札と，価格に加え評価項目ごとの評価点を考慮する総合評価落札方式による一般競争入札があった。入札の執行は，インターネット上のウェブサイトである山梨県公共事業ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行っていた。（査１８，査１８の２，査２３）

本件対象期間における石和地区特定土木一式工事の具体的な発注方法は，以下のとおりである。

ア　指名競争入札

㋐　入札参加者

山梨県は，平成１８年４月１日から平成１９年３月３１日までの間，予定価格が１億円未満の石和地区特定土木一式工事の一部について，指名競争入札の方法により発注し，その大部分において，石和地区に本店を置くＡ等級業者又はＢ等級業者の中から当該入札の参加者を指名していた。（査１８，査２１，査２５）

⑷　入札の実施方法

山梨県は，指名競争入札の方法により発注する場合，有資格者名簿において当該入札の予定価格の区分に対応する等級に格付されている事業者の中から原則として６社ないし１０社を指名業者として選定し，当該事業者に対し，入札書提出締切日の約１５日前までに，入札開始日時，入札書提出締切日時，開札予定日時等を記載した指名通知書を送付することにより指名していた。

指名を受けた事業者は，当該入札の入札書提出締切日時までに，電子入札システムにより，所定の様式に自社の入札金額を入力するとともに当該工事の本工事費内訳書を添付して送信することとされていた。

（査２１，査２６，査２７）

イ　一般競争入札

⑺　入札参加者

山梨県は，本件対象期間における石和地区特定土木一式工事について，指名競争入札の方法によらない場合は一般競争入札の方法により発注し，その大部分において，山梨県山梨市，同県甲州市（以下，両市の区域を併せて「塩山地区」という。）又は石和地区の区域（以下，石和地区と塩山地区を併せて「峡東地域」という。）に本店を置くＡ等級業者又はＢ等級業者であることを入札に参加するための条件（以下「入札参加条件」という。）として，公告により入札参加希望者を募り，入札への参加を申請した事業者又はＪＶを当該入札の参加者としていた。

なお，本件対象期間に一般競争入札の方法により発注された石和地区特定土木一式工事の中には，峡東地域又は中北地域（平成２２年６月２５日時点における山梨県甲府市，韮崎市，南アルプス市，北杜市，甲斐市，中央市又は中巨摩郡昭和町の区域をいう。）に本店を置くＡ

等級業者又はＢ等級業者であることを入札参加条件とするものや，山梨県内に本店を置くＡ等級業者又はＢ等級業者であることを入札参加条件とするものもあった。

（査１８，査１８の２，査２５）

⑷　入札の実施方法

山梨県は，一般競争入札の方法により発注する場合，入札書提出締切日の約２５日前までに，入札参加条件等を示した入札公告により入札参加希望者を募り，入札への参加を申請した事業者（ＪＶを含む。）に対し，入札書提出締切日の約１週間前までに，入札開始日時，入札書提出締切日時，開札予定日時等を記載した競争参加資格確認通知書を送付していた。

入札参加者は，当該入札の入札書提出締切日時までに，電子入札システムにより，所定の様式に自社の入札金額を入力するとともに当該工事の本工事費内訳書を添付して送信することとされていた。

（査２７ないし査２９）

ウ　総合評価落札方式による一般競争入札

⑺　導入時期，種類，落札者の決定方法及び入札参加者

山梨県は，一般競争入札の方法により発注する石和地区特定土木一式工事の一部について，平成１８年頃から，総合評価落札方式を導入した。

総合評価落札方式には，簡易型（平成１８年度導入），特別簡易型（平成２０年度導入），特別簡易型（Ⅰ）及び特別簡易型（Ⅱ）（いずれも平成２１年度導入。なお，特別簡易型（Ⅰ）は，平成２０年度における特別簡易型に相当する。）等の種類がある。

総合評価落札方式では，以下のとおり，入札価格が予定価格の範囲内にある入札者について，あらかじめ定められた評価項目ごとの評価点を合計した後，各入札者の評価点の合計点数の比に応じて加算点（加算点の満点は工事ごとに定める。）を算出し，それに標準点（１００点）を加えた数値を入札価格で除し，これに１億を乗じて得た評価値が最も高い者を落札者としていた。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格×１００，０００，０００

総合評価落札方式における入札参加者は，前記イ⑺と同じである。

（査１８，査１８の２，査３０ないし査３４）

㈠　評価項目

評価項目は，簡易型では①企業の施工実績，②地域精通度，③地域貢献度，④配置予定技術者の能力及び⑤施工計画，特別簡易型（Ⅱ）では上記①ないし④，特別簡易型及び特別簡易型（Ⅰ）では上記①ないし③であり，いずれも評価項目ごとに最高評価点が設定されていた。

（査３０ないし査３４）

㈡　評価点の算出方法

評価点は，入札参加申請の際に申請者から併せて提出される施工計画書等の資料（以下「技術審査資料」という。）に基づき，発注業務を担当する部署（以下「発注担当部署」という。）において，以下のとおり，評価項目ごとに算出することとされていた。

前記㈠①の企業の施工実績については，都道府県又は国・公団等の同種工事の施工実績の有無，山梨県発注の土木一式工事での工事成績評定点の平均点等，同②の地域精通度については近隣地域での施工実績の有無等，同③の地域貢献度については，災害協定の締結の有無，土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績等，同④の配置予定技術者の能力については，１級土木施工管理技士等又は技術士であるかどうか，同種工事の施工実績等といった客観的なデータを基に入札参加者が山梨県所定の様式で作成，記載した根拠資料を提出することにより点数化されることとされていた。

なお，配置予定技術者は，一定の資格を有することのほかに，対象工事に専任で配置することが必要とされていた。

前記㈠⑤の施工計画については，入札参加者が客観的なデータを提出するものではなく，「工程管理に係わる技術的所見」，「品質管理に係わる技術的所見」等の５項目の中から選択された１ないし２項目について，入札参加者が提出する施工計画書の内容により，１０点（内容が適切であり，重要な項目が記載され，工夫が見られる），５点（内容が適切であり，工夫が見られる），０点（内容が適切である），又は欠格（未記入，又は不適切である）と評価されていた。

（査３０ないし査３４）

㈢　評価項目等の公表

山梨県は，総合評価落札方式における評価項目，評価の方法，最高評価点及び評価値の算出方法について，「山梨県建設工事総合評価実施要領」（以下「総合評価実施要領」という。）に記載し，公表していた。（査３０ないし査３４）

㈦　入札の実施方法

山梨県は，総合評価落札方式による一般競争入札の方法により発注する場合，入札書提出締切日の約半月ないし１か月前までに，当該工事の入札方式，総合評価落札方式の種類などの総合評価に関する事項，入札参加条件等を示した入札公告により入札参加希望者を募り，入札への参加を申請した事業者（ＪＶを含む。）に対し，入札書提出締切日の約２日ないし７日前までに，入札開始日時，入札書提出締切日時，開札予定日時等を記載した競争参加資格確認通知書を送付していた。

入札参加者は，当該入札の入札書提出締切日時までに，電子入札システムにより，所定の様式に自社の入札金額を入力するとともに当該工事の本工事費内訳書を添付して送信することとされていた。

（査２７，査３３ないし査３５）

⑷　最低制限価格及び低入札価格調査の基準価格

ア　最低制限価格

山梨県は，石和地区特定土木一式工事のうち，指名競争入札の方法により発注するもの及び総合評価落札方式以外の一般競争入札の方法により発注するものについて，最低制限価格を設定し，同価格を下回る価格の入札は失格としていた。（査１８）

イ　低入札価格調査の基準価格

山梨県は，石和地区特定土木一式工事のうち総合評価落札方式による一般競争入札の方法により発注するものについて，低入札価格調査の対象とする基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）を設定していた。

山梨県は，入札の結果，評価値が最も高かった者の入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合には，落札者の決定を保留した上で，当該入札額で契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて調査を行い，その結果，適合した履行がなされると認めたときは当該入札者を落札者とし，適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは，

他の入札者のうち最も評価値の高い者を落札者としていた。

（査１８，査３６）

⑸　入札情報の公表

ア　予定価格，最低制限価格及び低入札調査基準価格

山梨県は，石和地区特定土木一式工事について，ごく一部の工事を除き，入札公告時又は指名通知時に予定価格を公表していたが，最低制限価格及び低入札調査基準価格については入札書提出締切日前に公表していなかった。（査３７）

イ　入札参加者

山梨県は，石和地区特定土木一式工事について，入札書提出締切日前には入札参加者を公表せず，落札者決定後速やかに公表していた。（査３７）

ウ　入札結果

山梨県は，石和地区特定土木一式工事の入札結果について，山梨県県民情報センター及びポータルサイトにおいて閲覧に供する方法により，落札者決定後速やかに公表していた。

また，山梨県は，総合評価落札方式による一般競争入札については，入札参加者の評価項目ごとの評価点を，評価調書の様式によりポータルサイトにおいて公表していた。

（査３０ないし査３３，査３７，査８５）

⑹　本件対象期間における石和地区特定土木一式工事の発注及び受注状況

本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事は，別紙９のとおり１７４件であり（以下「１７４物件」という。また，個別の工事については，同別紙の「一連番号」欄記載の番号に従って「物件１」等と表記する。），その大部分を２１社又は２１社のいずれかで構成されるＪＶが受注した。

１７４物件の発注担当部署，入札公告日（又は指名通知日），開札日，工事名，施工場所，発注方法，入札参加条件としての本店所在地，予定価格，予定価格の事前公表の有無，入札参加者，入札価格，入札率（予定価格に対する入札価格の割合），落札者，落札率（予定価格に対する落札価格の割合），並びに総合評価落札方式の種類，入札価格以外の評価結果及び評価値は，それぞれ別紙９の該当欄記載のとおりである。

１７４物件のうち，指名競争入札の方法により発注された工事は，そのほとんどにおいて，２１社の中から当該入札の参加者が指名されている。

また，１７４物件のうち，一般競争入札の方法により発注された工事の入札参加者は，その大部分が２１社で占められている。

（査１８，査１８の２，査１５３，査１５３の２）

⑺　１０社の売上額

本件各課徴金納付命令における本件違反行為の実行期間において１０社が受注した石和地区特定土木一式工事の売上額を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和５２年政令第３１７号。以下「独占禁止法施行令」という。）第６条第１項及び第２項の規定に基づき算定すると，各工事の対価の額は別紙１０の１ないし１０の各「４　対象物件一覧」中の「課徴金算定の基礎となる売上額（円）」欄記載の金額となり，１０社の売上額は上記各別紙の「２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計」欄記載の金額となる。（査１８，査１８の２）

３　石和地区における建設業協会等の概要

⑴　社団法人山梨県建設業協会石和支部

ア　事務所

社団法人山梨県建設業協会石和支部（以下「石和支部」という。）は，社団法人山梨県建設業協会（以下「山梨県建設業協会」という。）の支部であり，山梨県笛吹市石和町広瀬７６５番地に所在する同支部の会館（以下「石和支部会館」という。）内に事務所を置いていた。（査３ないし査５）

イ　会員及び事業

石和支部の規約によれば，同支部は，山梨県県土整備部峡東建設事務所管内（平成２３年９月１６日当時の所管区域は，山梨市，笛吹市及び甲州市の区域。）に本店又は営業所等を有する建設業者を会員とし，建設業に関する資料，情報及び統計の収集並びに頒布，官庁その他関係団体及び機関との連絡，交渉及び提携等の事業を行うものとされていた。

２１社のうち八木沢興業を除く２０社は遅くとも平成１８年４月以降に，八木沢興業は平成２０年１０月頃以降に，それぞれ石和支部の会員となっていた。

また，本件対象期間において，石和支部の会員のうち，Ａ等級業者又

はＢ等級業者であって石和地区特定土木一式工事の入札に参加していた事業者は，２１社のみであった。

（査３ないし査７，査５５）

ウ　役員

石和支部では，支部長，副支部長，理事等の役員を置き，理事は会員の中から選任され，支部長及び副支部長は理事の互選によるものとされ，役員の任期は２年と定められていた（以下，石和支部の支部長を「石和支部長」，同副支部長を「石和副支部長」といい，両者を併せて「石和支部の執行部」という。）。

平成１８年度ないし平成２１年度の石和支部長は被審人飯塚工業の飯塚社長，石和副支部長は被審人矢崎興業の矢崎社長であった。また，平成１９年度からは被審人小泉建設の小泉社長が，平成２１年度からは被審人栗田工業の武川社長が，石和副支部長に加わった。

（査３ないし査７，査５６）

エ　職員

石和支部は，事務員として深澤恵美子（以下「石和支部の深澤事務員」又は単に「深澤事務員」という。）を雇用しており，同事務員は石和支部会館において勤務していた。（査３，査４，査６２）

オ　石和支部に対する過去の勧告審決

公正取引委員会は，平成６年５月１６日，石和支部が遅くとも昭和６２年４月までに，山梨県が指名競争入札の方法により発注する土木部所管で石和土木事務所の管轄区域を施工場所とする土木一式工事（共同施工方式により施行される工事を除く。）について，支部員の受注価格の低落を防止するため，支部員に，あらかじめ受注予定者を決定させ，受注予定者が受注できるようにさせていた行為が，当時の独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反するものであるとして，同支部に対し，勧告審決をした（平成６年（勧）第１５号。以下「石和支部に対する平成６年の勧告審決」という。）。

２１社のうち被審人友愛工業，被審人芦沢組土木，被審人長田建設，八木沢興業及び地場工務店の５社を除く１６社は，上記勧告審決以前から石和支部の会員であったところ，平成７年４月１４日，公正取引委員会から，同審決に伴い課徴金納付命令を受けた（平成７年（納）第２６

８号ないし第２７４号，第２７６号ないし第２７９号，第２８３号，第２８７号ないし第２８９号及び第２９１号）。

（査３８，査３９）

⑵　社団法人山梨県土地改良協会峡東支部

ア　事務所

社団法人山梨県土地改良協会峡東支部（以下「土地協会峡東支部」という。）は，社団法人山梨県土地改良協会の支部であり，石和支部会館内に事務所を置いていた。（査８ないし査１０）

イ　会員及び事業

社団法人山梨県土地改良協会の定款及び土地協会峡東支部の規約によれば，同支部は，峡東農務事務所管内に本店を置く建設業者を会員とし，土地改良事業に関する資料，情報及び統計の収集並びに頒布，関係団体との連絡，交渉及び提携等の事業を行うものとされていた。

２１社のうち八木沢興業を除く２０社は遅くとも平成１８年４月以降に，八木沢興業は平成２０年１０月頃以降に，それぞれ土地協会峡東支部の会員となっていた。

（査７ないし査１１，査５５）

ウ　役員

土地協会峡東支部では，支部長，副支部長及び理事等の役員を置き，理事は会員の中から選任され，支部長及び副支部長は理事の互選によるものとされ，役員の任期は２年と定められていた（以下，支部長及び副支部長のうち石和地区に本店を置く事業者の役員又は従業員をまとめて「土地協会峡東支部の執行部」という。）。

平成１８年度の支部長は塩山地区に本店を置く株式会社内田組の内田光司社長，副支部長は宮川工務所の宮川寅泰社長，被審人栗田工業の栗田紀男社長（同人は，平成２０年７月に被審人栗田工業の代表取締役を退任している。以下「被審人栗田工業の栗田前社長」という。）であった。また，平成１９年度ないし平成２１年度の支部長は被審人矢崎興業の矢崎社長，副支部長はいずれも塩山地区に本店を置く藤原工業株式会社の藤原保社長及び天川工業株式会社の天川住夫社長であった。

（査８ないし査１０）

⑶　塩山地区治山林道協会

ア　事務所

塩山地区治山林道協会（以下「塩山治山協会」といい，石和支部及び土地協会峡東支部と併せて「石和支部等」という。）は，社団法人山梨県治山林道協会の地区協会であり，山梨県甲州市塩山熊野１３７番地に所在する山梨県建設業協会塩山支部会館内に事務所を置いていた。（査１２ないし査１５）

イ　会員及び事業

社団法人山梨県治山林道協会の定款及び塩山治山協会の規約によれば，塩山治山協会は，峡東林務環境事務所管内に本店を置く建設業者を会員とし，治山事業並びに林道事業に関する資料，情報及び統計の収集頒布，官庁その他関係団体及び機関との連絡，交渉並びに提携等の事業を行うものとされていた。

２１社のうち被審人芦沢組土木，被審人長田建設，八木沢興業，地場工務店及びサノ工業の５社を除く１６社は遅くとも平成１８年４月以降に，八木沢興業は平成２０年１０月頃以降に，塩山治山協会の会員となっていた。

（査７，査１２ないし査１６，査５５）

ウ　役員

塩山治山協会では，会長，副会長，理事等の役員を置き，理事は会員の中から選任され，会長及び副会長は理事の互選によるものとされ，役員の任期は２年と定められていた（以下，塩山治山協会の会長及び副会長のうち石和地区に本店を置く事業者の役員又は従業員，石和支部の執行部及び土地協会峡東支部の執行部を併せて「石和支部等の執行部」という。）。

平成１８年度の会長は，塩山地区に本店を置く株式会社廣川工業所の廣川哲也社長，副会長は三興産業（なお，同社は，平成１９年２月１９日に商号を初海工業株式会社から現商号に変更した。）の初海一郎社長（ただし，任期途中で被審人中村工務店の中村社長に交代した。），塩山地区に本店を置く甲信建設株式会社の三森一社長及び天川工業株式会社の天川住夫社長であった。

また，平成１９年度ないし平成２１年度の会長は上記甲信建設株式会社の三森一社長，副会長は塩山地区に本店を置く野澤工業株式会社の野

沢孝之社長及び被審人中村工務店の中村社長であった。

（査１２ないし査１４，査４５）

４　公正取引委員会による立入検査

公正取引委員会は，平成２２年３月２４日，本件について独占禁止法第４７条第１項第４号の規定に基づく立入検査（以下「本件立入検査」という。）を行った。

第４　争点

１　２１社は，石和地区特定土木一式工事について，受注予定者を決定し，その者が受注できるように協力する旨合意していたか（争点１）

２　１０社が受注した別紙１０の１ないし１０記載の各工事は，独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該･･･役務」（以下「当該役務」という。）に該当するか（争点２）

３　被審人小泉建設，被審人長田建設及び被審人中楯建設（以下「３社」という。）に対し，排除措置を特に命ずる必要があるか（争点３）

第５　争点に係る双方の主張

１　争点１（２１社は，石和地区特定土木一式工事について，受注予定者を決定し，その者が受注できるように協力する旨合意していたか）について

⑴　審査官の主張

ア　２１社による合意

２１社は，遅くとも平成１８年４月１日以降（ただし，被審人芦沢組土木は遅くとも平成１９年６月１９日以降，八木沢興業は遅くとも平成２０年１０月２日以降，地場工務店は遅くとも平成２１年７月３０日以降。以下同じ。），石和地区特定土木一式工事について，受注価格の低落防止を図るため，

(ｱ)　受注予定者を決定する

(ｲ)　受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意（以下「本件合意」という。）をしていた。

イ　本件合意の存在を裏付ける２１社の行為

２１社は，遅くとも平成１８年４月１日以降，石和地区特定土木一式工事の入札に際し，以下の(ｱ)ないし(ｳ)の行為を繰り返し行っており，これらの行為から本件合意の存在が認められる。

㈠　入札参加及び受注希望の連絡並びに入札参加者及び受注希望者を取りまとめた表の作成

２１社は，石和地区特定土木一式工事が指名競争入札の方法により発注された場合には，指名を受けた事業者が，当該工事の入札に指名された旨及び当該工事の受注を希望するときはその旨を，一般競争入札の方法により発注された場合には，当該入札に参加しようとする事業者が，当該工事の入札に参加する旨及び当該工事の受注を希望するときはその旨を，それぞれ入札前に石和支部等の執行部又は石和支部の深澤事務員に連絡していた。

上記連絡が行われた後，深澤事務員は，工事ごとに入札参加者及び受注希望者を取りまとめた一覧表（以下「入札参加者等取りまとめ表」という。）を作成し，石和支部等の執行部に渡していた。

㈡　受注予定者の決定

石和支部等の執行部は，入札参加者等取りまとめ表で指名業者又は入札参加者及び受注希望者を確認し，受注希望者が１社の場合は，当該希望者に対し，その者が受注予定者である旨を連絡していた。

また，受注希望者が複数である場合，石和支部等の執行部は，これらの者に対し，受注希望者間で話合いをするよう連絡し，これらの者は，当該工事の施工場所が自社の事務所等に近いといった事情（以下「地域性」という。）や過去に受注した工事との継続性（以下「継続性」という。）等を勘案して，話合いにより受注予定者を決定していた。

㈢　受注予定者への協力

２１社の間では，受注すべき価格は受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，当該価格より高い価格で入札する，又は入札を辞退することなどにより，受注予定者の受注に協力していた。

ウ　本件合意の存在を裏付けるその他の事実

本件合意が存在したことは，以下の㈠ないし㈤の事実からも裏付けられる。

㈠　受注調整が行われたことが証拠上明らかな工事等の存在

本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のうち，別紙９記載の「４９物件」欄に「○」の付された３８件（いずれも本件各

課徴金納付命令において課徴金の算定対象とされた工事〔以下「課徴金対象物件」という。〕）及び同欄に「●」の付された１１件（いずれも課徴金対象物件でない工事）（以下まとめて「４９物件」という。）については，受注調整が行われたことが証拠上明らか，又は入札参加者への協力要請や価格連絡など受注調整に関わる行動を示す証拠が存在することから，いずれも受注調整が行われたものと認められる。

㈠　石和地区特定土木一式工事の落札率が高いこと

審査官において，本件合意に基づき受注調整が行われた工事であると主張するもの（以下「本件違反対象物件」という。）は，１７４物件から以下の①ないし③記載の１６物件を除いた１５８件（以下「１５８物件」という。）であり，その平均落札率は９４．０パーセントである。これは，石和地区特定土木一式工事の入札において自由な競争が行われている状況下では考え難い，高い落札率である。

なお，上記１６物件のうち，①物件６，物件７，物件１３，物件３０，物件６４，物件６７，物件７７，物件９９，物件１０２，物件１０７及び物件１４４については，２１社以外の事業者（アウトサイダー）が落札していることから，②物件６８，物件９８及び物件１０１（以下まとめて「３物件」という。）については，被審人風間建設が受注調整の一切を明確に拒否して独自に受注したと認められることから，③物件８６及び物件１３４については，２１社のうちの入札参加申請者が１ＪＶ又は１社のみであり，被審人らにおける入札参加の形態が本件違反対象物件とは異なるところ，入札参加申請をしないことにより受注予定者の受注に協力することまでもが本件違反行為の対象に含まれていたことを示す証拠がみられなかったため，当該工事について，被審人らの間で本件違反行為に基づく何らかの受注調整があり何らかの協力関係が生じたとみるには足りないと整理したことから，いずれも本件違反対象物件としなかったものである。

また，被審人らは，本件違反対象物件の中に落札率が低い工事が幾つも存在することから，本件合意は存在しない，又は少なくとも当該工事について受注調整は行われていないなどと主張するが（後記(2)ウ(ｲ)），落札率が低い工事の中には，受注調整が行われたものの受注予定者を１社に絞り込めなかった工事，総合評価落札方式による一般

競争入札において受注予定者が最も高い評価値を得ることができるよう自社の入札価格を低めに設定した工事，被審人風間建設が被審人らによる受注調整に非協力的な時期に発注された工事で同被審人が協力を明確に拒否するなど当該工事の受注を目指すと予測される工事もあったことからすれば，本件違反対象物件の中に落札率が低い工事があっても何ら不自然ではない。

(ｳ)　落札者に地域性，継続性が認められること

本件違反対象物件のうち，少なくとも別紙９の「地域性」欄又は「継続性」欄に「○」の付された１００件については，落札者に地域性又は継続性のいずれか若しくは両方が認められる。

この事実は，２１社において，地域性，継続性を考慮して受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていたことを示すものである。

(ｴ)　落札者以外の入札参加者のうち大多数の者が，高い価格で入札したり，入札を辞退していること

本件違反対象物件のうち，落札者以外の者の平均入札率は９７．６パーセントであり，極めて高い。また，本件違反対象物件のうち，入札参加申請後に入札を辞退した者が生じた工事は８０件，入札を辞退した者は延べ１３９社であり，いずれも多数に上っている。

この事実は，２１社において，受注予定者以外の入札参加者が，高い価格で入札する，入札を辞退するなどして，受注予定者が受注できるようにしていたことを示すものである。

(ｵ)　本件対象期間より前から受注調整が行われていたこと

２１社が加入している石和支部は，平成６年に，当時の独占禁止法に違反したとして勧告審決（石和支部に対する平成６年の勧告審決）を受け，２１社のうち１６社は，平成７年に，同審決に伴い課徴金納付命令を受けた（前記第３の３(1)オ）。

上記勧告審決で認定された違反行為は，前記イ(ｲ)及び(ｳ)の各行為と類似するものであり，２１社が上記勧告審決後も同種の行為を継続していたことが推認される。

また，本件対象期間以前にも，山梨県発注の土木一式工事において，２１社のうちの入札参加者の間で，入札価格の連絡をしたり，自社の

工事費内訳書を交付したりして，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力し合っていることが証拠上明らかな工事が，幾つも存在する。

この事実は，本件対象期間以前から長期にわたって受注調整が行われていたことを示すものであり，本件対象期間に本件違反行為が行われていたことを強く推定させるものである。

エ　総合評価落札方式による一般競争入札では受注調整が不可能であるという被審人らの主張について

総合評価落札方式のうち特別簡易型及び特別簡易型（Ⅰ）にあっては，企業の施工実績，地域精通度及び地域貢献度が評価項目であるところ，これらの項目は，公表されている総合評価実施要領に基づき客観的なデータが点数化されるものであるから，入札参加者において，自社の評価点を見込むことは十分可能な状況にあり，ポータルサイトで公表された過去の入札の評価調書を確認するなどして，他社の評価点を見込むことも可能な状況にあった。

特別簡易型（Ⅱ）にあっては，評価項目として，上記のほかに配置予定技術者の能力が加わるが，同項目も，総合評価実施要領に基づき客観的なデータが点数化されるものであるから，少なくとも，入札参加者において自社の配置予定技術者の能力の評価点を見込むことは十分可能な状況にあり，他社の配置予定技術者が誰かという情報を得ることにより，他社の評価点を見込むことも十分可能な状況にあった。

簡易型にあっては，評価項目として，上記のほかに施工計画が加わる。施工計画の評価は，他の評価項目と異なり客観的なデータが点数化されるものではなく，発注者である山梨県の裁量により評価点が配点されていた。しかし，施工計画の評価基準及び当該評価基準ごとの評価点の配点については，公表されている総合評価実施要領において明確化されており，その配点も１課題につき０点，５点，１０点の３段階であったことから，入札参加者において，自社の作成した施工計画書の内容から，自社の施工計画の評価点をある程度見込むことは十分可能であった。

このように，総合評価落札方式による一般競争入札で発注される工事（以下「総合評価落札方式の工事」という。）でも，２１社において，入札参加者の評価点をある程度見込むことは可能であり，それを踏まえ

て受注調整を行うことも可能であった。

２１社は，このような状況にある中で，互いの評価点を予想し，又は連絡し合い，評価点の高いことが見込まれる者は入札を辞退する，受注予定者は最も高い評価値を得ることができるよう入札価格を低めに設定する，簡易型の総合評価落札方式においては，受注予定者は施工計画について高い評価点を得ることができるよう施工計画書を他社の受注に協力する場合よりも綿密に作成するなどして，受注予定者が受注できるよう調整していた。

このように，２１社は，総合評価落札方式の工事についても，その協力方法を工夫することにより，通常の一般競争入札の方法により発注される工事（以下「通常の一般競争入札の工事」という。）と同様に受注調整を行っていたのであり，総合評価落札方式の工事を通常の一般競争入札の工事と区分して受注調整を行っていた様子もうかがえない。

⑵　被審人らの主張（以下，特に断りのない限り，１１社又は１０社の主張である。個別の被審人の主張については，「被審人○○の主張」と記載する，又は括弧の中に被審人の略称を記載する。）

ア　本件合意の不存在

⑺　２１社が本件合意をしていたことについて否認する。

⑴　審査官が作成した被審人代表者らの供述調書は信用できないこと（被審人飯塚工業ら８社，被審人中村工務店及び被審人友愛工業）

審査官が証拠として提出する被審人代表者らの供述調書の中には，本件合意が存在していたことを認めるものが存在するが，供述人に虚偽供述の動機があったり，審査官による威圧的な取調べにより作成されたものであることなどから，その内容に信用性はない。

イ　本件合意の存在を裏付ける２１社の行為について（被審人飯塚工業ら８社及び被審人中村工務店）

審査官が主張する本件合意の存在を裏付ける２１社の行為は，以下のとおり存在しない。

⑺　石和支部等による入札参加情報等の集約

２１社が受注調整のために石和支部等において入札参加者等の情報を集約していたことについて否認する。

ａ　被審人飯塚工業ら８社の主張

石和支部では，支部会費を可能な限り公平に負担させるため，石和支部管内における工事の受注金額に応じて支部会費を算定しており，本件対象期間以前から，支部会費の算定に用いる目的で，石和支部管内における全ての工事ごとに入札参加者等取りまとめ表を作成していた。

また，石和支部は，一般競争入札制度が主となり始めた平成１８年頃以降，山梨県との意見交換会等において，山梨県から，入札参加者が１社のみという結果（以下「１社入札」という。）にならないよう，複数社での入札になるよう努力してほしい旨要請を受けていた。そこで，石和支部では，１社入札を可能な限り予防，回避するため，同支部の会員に対し，各工事における入札参加の旨を連絡させ，入札参加者が少なそうな工事については会員に入札参加を呼び掛けていた。また，入札参加申請後に入札を辞退する業者が多くなれば１社入札防止という目的を達成できないため，同支部では，入札参加を連絡してきた業者に対し，入札を辞退する意向の有無を確認し，その結果を入札参加者等取りまとめ表に記載していた。

なお，被審人長田建設及び被審人小泉建設は，石和支部への入札参加の連絡は行っておらず，この連絡は各社の任意に委ねられた拘束力のないものであった。

b　被審人中村工務店の主張

入札参加者の取りまとめは，山梨県の担当者から，入札参加者が３社を下回るような状況になっては入札自体が不成立となる可能性があるので困る，そのような事態が生じないようにしてほしいという要請を受けて行われていたにすぎず，受注調整のために行われていたものではない。

被審人中村工務店は，石和支部において林務関係の親方のような立場にあったことから，峡東林務環境事務所発注工事の大半について同支部に入札参加予定の連絡を行っていたが，同支部に受注希望を表明したことはなく，それ以外の工事の多くについては入札参加予定の連絡を行っていない。

被審人中村工務店は，入札公告が行われると，設計図書等の関連資料を取り寄せて，官積算（公表されている単価等を用いて，発注

者が通常積算する方法と同様の方法で行う積算）を行い，その後，元見積（同被審人が独自に行う，現実の工事に即した見積り）を作成するという作業を経た上で，積極的に受注を目指すか否かを含めて入札方針及び入札価格を決めていたところ，その決定は入札書提出締切日の直前の時期となるのが通常であったため，事前に石和支部に受注希望を表明できる時間的余裕はなかった。

なお，被審人らは，自社が入札参加予定の工事全てについて石和支部に連絡していたわけではないから，仮に受注調整の目的で入札参加者等取りまとめ表が作成されていたとすれば，十分な機能を果たしていないことになる。

(ｲ) 受注予定者の決定

２１社が受注希望者間の話合い等により受注予定者を決定していたことについて否認する。

(ｳ) 受注予定者への協力

２１社の間で受注予定者の受注に協力していたことについて否認する。

ウ 本件合意の存在を裏付けるその他の事実について

(ｱ) ４９物件

２１社が本件合意をした事実及びこれを裏付けるような受注調整行為を行っていた事実がないことについては，前記ア及びイのとおりである。被審人らは，４９物件を含む１５８物件全てについて，本件合意に基づく受注調整など行っていない。

４９物件について，審査官の主張立証によっても受注調整が行われたことは認定できない。また，その他の工事については主張立証すらされておらず，受注調整が行われたことは認定できない。

(ｲ) 落札率

ａ 被審人飯塚工業ら８社の主張

落札率は，予定価格と実際の落札価格との相関関係から算出される相対的な数値にすぎず，それ自体が受注調整を推認させるものではない。

また，審査官は，本件違反対象物件の中に，被審人飯塚工業ら８社が受注した工事に限ってみても落札率が９０パーセントを下回

る工事が幾つも含まれていることを看過している。

落札率が高いことをもって受注調整の存在を推認させるという審査官の主張を前提とするのであれば，落札率が低いことをもって，少なくとも当該工事においては受注調整が行われていないとみるべきである。

b　被審人中村工務店の主張

入札において発注される工事の内容は常に同じではなく，工事の難易度，リスクの大きさ等による採算性，事業者の手持ち工事量などにより，受注希望者の数や希望の程度は大きく異なることからすれば，受注調整が存在しない場合においても，需給バランス等によって落札率が９０パーセントを超えることは不自然ではない。

他方，受注調整が存在しているのに落札率が９０パーセント未満になることは極めて不自然であるところ，本件では，落札率の低い工事が相当程度高い割合で存在するにもかかわらず受注調整があったとすることについて，審査官は合理的な説明をしていない。

本件対象期間に被審人中村工務店が受注した石和地区特定土木一式工事１５件のうち，落札率９０パーセント未満のものは５件存在する。また，被審人中村工務店の中村社長が石和支部における林務関係の親方のような立場になって以降に発注された峡東林務環境事務所を発注担当部署とする石和地区特定土木一式工事１４件のうち，落札率が９０パーセント以下のものは１０件存在する。

c　被審人友愛工業の主張

平成１８年から平成２１年までの間に被審人友愛工業が受注した石和地区特定土木一式工事の落札率は，平成１８年から平成２１年までの平均で９０．３パーセント，平成１９年から平成２１年までの平均で８８パーセント，平成２０年から平成２１年までの平均で８９．４パーセントであり，他の全ての事業者の平均落札率を下回っている。

このことは，被審人友愛工業が他の事業者と連絡を取ることなく独自に入札を行っていたことを裏付けるものである。

(ｳ)　地域性，継続性（被審人飯塚工業ら８社及び被審人中村工務店）

一般的に，当該工事に地域性を有する事業者は移動コスト等の点か

らみて他社より優位に立てることなどから，当該工事に継続性を有する事業者は前回の施工経験を踏まえ作業を効率化できることなどから，これらの事業者が当該工事を落札することは自然かつ合理的であり，２１社において地域性，継続性を考慮して受注予定者を決定していたことなどを示すものではない。

㈡　落札者以外の入札参加者の行動

ａ　被審人飯塚工業ら８社の主張

予定価格が適切に設定されている場合には，入札参加者が独自に積算等をして入札した価格が予定価格に近づくことはやむを得ず，自然なことである。また，石和支部では，１社入札を防止するため，同支部の会員に対して広く入札参加を呼び掛けていたことから，取りあえず入札参加申請をした上で最終的に入札を辞退する者も少なくなかった。

したがって，落札者以外の者の平均入札率が高いこと及び入札を辞退する者が多いことは，本件合意の存在を推認させるものではない。

ｂ　被審人中村工務店の主張

一般競争入札において，事業者は，入札参加申請をしなければ入札に参加することはできない。したがって，一般的に事業者は，入札に参加する可能性のある案件については入札参加を申請するが，全ての案件について積極的に入札するわけではなく，個別の工事ごとにその後の入札方針を検討した結果，入札を辞退したり，積極的に受注を目指さないとして予定価格に近い価格で入札することも，別段珍しいことではない。

このように，入札を辞退したり，予定価格に近い価格で入札して事実上受注を回避することは，一般的に存在することであり，受注調整が行われたことを裏付けるものではない。

㈢　本件対象期間以前から受注調整が行われていたこと（被審人飯塚工業ら８社）

平成１８年より前は，全ての工事において指名競争入札制度が採用されていたことから，受注調整を行いやすい土壌があり，被審人飯塚工業ら８社のうち数社は受注調整の話合いを行っていた。

しかし，平成１８年に入り，入札談合の可及的防止を目的として，指名競争入札に替わり一般競争入札，更には総合評価落札方式による一般競争入札も多く導入されるようになったことで，受注調整は困難な状況となり，行われなくなった。

以上のとおり，受注調整が行われていたのは，本件対象期間より前のことであり，このような過去の行為をもって本件対象期間における本件違反行為を立証することは，予断と偏見に基づく誤った事実認定となる。

エ　総合評価落札方式の工事において受注調整を行うことはできないこと等

(ｱ)　被審人飯塚工業ら８社，被審人友愛工業及び被審人風間建設の主張

総合評価落札方式の工事において受注調整を行うには，入札参加者，特に受注予定者は，他の入札参加者の評価点を把握し，入札価格だけでなく評価点の調整を行うことも必要となるが，いずれも不可能又は極めて困難であるため，受注調整を行うことはできない。

(ｲ)　被審人飯塚工業ら８社の主張

審査官は，本件合意が遅くとも平成１８年４月１日以降に成立したと主張しているが，当該時期において，総合評価落札方式による一般競争入札はまだ導入されていなかったことからすれば，総合評価落札方式の工事が本件合意の対象といえるか疑問がある。

また，山梨県における総合評価落札方式は，様々な評価項目の中でも配置予定技術者の実効性が重要な項目であるところ，配置予定技術者は入札公告から入札までの間にも他の工事を担当しており，入札参加者はその中で同工事の終了を予測しながら入札を行っているのが通常である。もし受注調整が行われているのであれば，受注予定者は各社の配置予定技術者が担当している工事の完成日付まで推測している必要があるが，そのようなことは不可能又は著しく困難である。

オ　本件合意の不存在を裏付ける事実

(ｱ)　被審人中村工務店の主張

仮に被審人中村工務店が本件合意に関与しているのであれば，同被審人は，他の事業者が落札する予定の工事については，受注予定者から価格の連絡を受けてそれ以上の価格で入札したり，予定価格ぎりぎ

りの価格で入札したりすれば足り，わざわざ時間と手間をかけて自ら積算をする必要性はないが，被審人中村工務店は，同被審人が入札参加申請をした石和地区特定土木一式工事について，自社が落札したもの以外の工事においても，官積算や元見積を行っており，かかる事実は，被審人中村工務店が本件合意に関与していないことを示すものである。

⑷　被審人友愛工業の主張

被審人友愛工業は，石和支部の会員であるものの，当初より石和支部の執行部から冷遇されていた。本件対象期間前の平成１７年の秋には，当時の石和支部長である被審人飯塚工業の飯塚社長から除名宣告を受け，それ以降，２１社のうち自社以外の社との間で入札に関する連絡をしたことはない。

被審人友愛工業は，石和地区特定土木一式工事の入札の際には，自社独自の判断により，入札に参加するかどうか，参加する場合の入札価格等を決定していた。

カ　被審人風間建設の本件合意からの離脱（被審人風間建設）

被審人風間建設は，平成１９年７月に就任した被審人風間建設の風間社長が脱談合の方針を社内で示しており，これを他の入札参加者も認識していた。

したがって，仮に本件違反行為があったとしても，被審人風間建設は，平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間は本件合意から離脱しており，本件違反行為に関与していない。

２　争点２（１０社が受注した別紙１０の１ないし１０記載の各工事は，当該役務に該当するか）について

⑴　審査官の主張

ア　当該役務

⑺　独占禁止法第７条の２第１項にいう当該役務とは，本件のようないわゆる入札談合事件では，基本合意の対象とされた工事であって，基本合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果（以下「具体的競争制限効果」という。）が発生するに至ったものをいう。

そして，課徴金制度の趣旨及び受注調整の性質等からすれば，基本合意の対象となった役務については，当該基本合意の参加者が，明示

的又は黙示的に当該基本合意の対象から除外するなど，当該役務が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情（以下「特段の事情」という。）がない限り，基本合意に基づく受注調整等の結果，具体的競争制限効果が発生するに至ったものと推認される。

(ｲ) 本件において，①本件違反行為は，石和地区特定土木一式工事を受注調整の対象とするものであり，工事の発注時期や発注方法等について特に限定がないこと，②本件違反行為では，入札参加者等取りまとめ表により入札参加及び受注希望の有無を把握する仕組みが取られているところ，本件対象期間の前からその終期に至るまで，引き続き入札参加者等取りまとめ表が作成されていたことがうかがわれること，③本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事は１７４物件であるところ，そのほとんどを２１社が受注していること，④別紙９記載の「４９物件」欄に「○」の付された課徴金対象物件である３８件は，証拠等から受注調整が行われたことが明らか，又は少なくとも強く推認される工事であるところ，これらの工事の発注担当部署や発注時期に偏りはなく，本件対象期間に万遍なく分布していること，⑤本件違反行為の時点における被審人の代表者等の中には，本件合意の存在及び同合意に基づき受注調整を行っていたことを認める者が複数存在するところ，これらの者は本件合意の対象からある一定の工事を除外していた等の供述はしていないこと，などの事情を総合すれば，特段の事情がない限り，１５８物件全てについて，本件合意に基づく受注調整等の結果，具体的競争制限効果が発生するに至ったものと推認される。

また，その推認に当たっては，必ずしも，本件違反行為に基づき受注予定者が決定されるに至った具体的な経緯が明らかにされることや，個別の工事について受注調整が行われたことを裏付ける直接証拠が存在することを要しない。

そして，本件における全証拠及び審尋の結果に照らしても，特段の事情の存在はうかがわれず，１５８物件全てが当該役務に該当する。

(ｳ) なお，具体的競争制限効果が発生したか否かについては，当該取引に係る市場が有する競争機能が損なわれているか否かを基本として判断すべきであるところ，入札制度は，本来，全ての入札参加者が当該

入札の条件に従って公正な競争を行うことを予定するものであり，入札参加者間における競争回避を内容とする合意の介入は一切許されていない。そのため，入札参加者全員の間で行われるべき競争が行われないことになり，独立して意思決定を行う競争者が減少すること自体が当該入札制度を採用している市場が有する競争機能を損なうものであり，具体的競争制限効果の発生に当たる。

したがって，一般的に，入札談合において受注予定者が１社に絞られず，受注を希望した数社によって競争が行われ，それによって受注価格が低落するという結果が生じているとしても，それだけでは具体的競争制限効果の発生は否定されない。

本件においても，その入札結果から，受注予定者が１社に絞られなかった工事が存在することがうかがわれるが，その場合であっても，競争をするのはあくまでも受注を希望した者だけであり，受注を希望しなかった他の違反行為者は，引き続き，高い入札率に相当する価格で入札したり，入札を辞退することによって，複数いる受注希望者の受注に協力することになっていたことからすれば，受注予定者が１社に絞られなかった場合でも，本件違反行為に基づく受注調整の対象から除外されることはなく，具体的競争制限効果の発生の推認を覆すような特段の事情は認められない。

(ｴ) 以上により，１５８物件に含まれている別紙１０の１ないし１０記載の各工事については，いずれも具体的競争制限効果が発生したものと認められる。

⑵ 被審人らの主張

ア 当該役務

(ｱ) 被審人飯塚工業ら８社の主張

課徴金には当該事業者の不当な取引制限を防止するための制裁的要素があることを考慮すると，課徴金の算定対象とするためには，個別工事の落札者が直接又は間接に受注調整に関与したことを審査官において主張立証することを要するところ，審査官は，ほとんどの個別工事について上記事実を主張立証していない。

また，判例は，十分な証拠により基本合意が証明されていれば，基本合意の対象工事であり基本合意の当事者のいずれかが入札に参加

して受注した工事については，特段の事情がない限り具体的競争制限効果が発生したものと推認されると解しているところ，審査官はこれを誤解し，基本合意の存在を推認させる間接事実そのものから，基本合意の対象である個別工事について具体的競争制限効果が発生したと推認することができるなどと誤った主張をしている。

⑷　被審人友愛工業の主張

入札談合においては，基本合意と個別の受注調整の２つの段階が存在するところ，個別の受注調整が行われたことは，当該役務の該当性判断の前提として立証の対象になる。

本件において審査官は，基本合意の立証もこれに基づく個別の受注調整の立証も，主として供述調書に依存し，断片的な客観証拠しかなく，全体として多くの推認を要する不十分な立証に終始している。また，個別の受注調整に関する立証も，課徴金対象物件のうちの一部にとどまっており，不十分である。

イ　具体的競争制限効果の発生が認められず，当該役務に該当しない個別工事

⑺　総合評価落札方式の工事（被審人飯塚工業ら８社）

判例は，十分な証拠により明確な基本合意の存在が証明されていれば，基本合意の対象工事で，基本合意の当事者のいずれかが入札に参加して受注した工事については，特段の事情がない限り，基本合意に基づいて受注予定者が決定され，具体的競争制限効果が発生したものと推認されると解している。これは，そもそも，基本合意の対象工事が一定の範囲に明確に限定され，受注予定者決定基準も明確なものであり，実施状況も実効性あるものと認定されている基本合意であることを当然の前提としている。

審査官は，本件合意が成立した後に実施された，入札価格のみでは落札者が決まらない総合評価落札方式の工事も本件合意の対象となると主張するものの，総合評価落札方式の工事に係る受注調整の方法と本件合意との関連性は全く不明であること，本件合意の対象工事に総合評価落札方式の工事が含まれるのか否かは明確ではなく，かつ，それらの工事における受注予定者決定の基準も本件合意からは不明確であることからすれば，少なくとも総合評価落札方式の工事につい

ては，具体的競争制限効果の発生を推認することはできない。

したがって，総合評価落札方式の工事を課徴金の算定対象とするには，審査官において個別に具体的競争制限効果の発生を主張立証しなければならないところ，審査官はかかる主張立証を行っていない。

(ｲ) 受注予定者を１社に絞り込めず，２社以上で争われた工事（被審人飯塚工業ら８社）

受注予定者を１社に絞り込めず，２社以上で争われた工事については，２社以上の事業者による競争状態にあったといえるから，具体的競争制限効果は発生していない。

審査官は，入札結果から受注予定者が１社に絞り込まれなかったとみられる場合であっても，入札参加者全員の間で行われるべき競争が行われず，独立して意思決定を行う競争者が減少すること自体が，当該入札制度を採用している市場が有する競争機能を損なうものであり，具体的競争制限効果の発生に当たると主張する。

しかし，競争者の減少が市場支配的状態の形成に結び付くこともあれば，減少の程度によっては結び付かない場合もあるところ，後者であれば，具体的競争制限効果の発生を認めることはできない。

したがって，入札参加者の一部の者によって競争が行われたとみられる場合であっても，当該入札において本件合意に基づく受注調整の結果，具体的競争制限効果が発生するに至ったかどうかは個別具体的に判断されるべきである。

(ﾛ) 推認を覆す特段の事情がある工事（被審人飯塚工業ら８社）

審査官が主張する本件合意では，受注予定者を決定し，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力することとなっている。

したがって，仮に本件合意に従って受注予定者が決定されたのであれば，他の入札参加者は，より高額で入札する，入札を辞退するなどの方法で受注予定者の受注に協力したはずである。

しかし，本件対象期間に被審人飯塚工業ら８社が受注した石和地区特定土木一式工事のうち，以下のａないしｄの各工事については，入札参加者の一部が本件合意に反する行動をとっており，入札参加者が全員協力して受注予定者が受注するという本件合意の想定している

状況とは異なる入札状況となっている。これは，本件合意に基づき受注予定者が決定され，具体的競争制限効果が発生したという推認を揺るがす重要な事実である。

したがって，これらの工事は当該役務に該当せず，課徴金の算定対象とならない。

a　物件６０，物件６２，物件６３，物件１０４，物件１４２，物件１４５及び物件１７４

これらの工事では，落札者以外の入札参加者のうち一部の者が，予定価格より相当低い価格で入札している。

かかる行動は，受注予定者以外の入札参加者はより高額で入札する，入札を辞退するなどの方法で受注予定者の受注に協力するという本件合意に反するものである。

また，上記工事のうち，物件１０４及び物件１４５については，少なくとも入札参加者のうち半数又は半数以上の者が，自由な競争により極めて低い価格で入札している。かかる状況に鑑みれば，これらの工事については，合意に至ることができず，いわゆるフリー物件（入札に参加し得る者全員が自由に入札することのできる物件）になったものとみるのが自然である。

b　物件９６，物件１４１，物件１４７及び物件１７１

これらの工事では，落札者が，２番札であった入札参加者より相当低い価格で落札している。

仮に，本件合意に従って上記落札者が受注予定者となったのであれば，受注予定者はなるべく高額で入札するはずであり，上記落札者は，本件合意に反する行動をとっている。

c　物件９０及び物件１０９

これらの工事では，総合評価落札方式（簡易型）の一般競争入札が行われたところ，最低価格で入札した者がいるにもかかわらず，評価点を加算した結果，入札価格が２番目に低かった者が評価値で逆転して受注している。

このように，これらの工事の落札者は，最低価格で入札した者の受注に協力しておらず，本件合意に反する行動をとっている。

d　物件９７

本工事では，被審人栗田工業が入札率８９．９パーセントに相当する低い価格で受注している。また，審査官は，この点について，被審人風間建設が受注調整に非協力的な振る舞いをしたために，受注予定者であった被審人栗田工業が入札率を下げた旨主張している。

かかる審査官の主張によれば，被審人風間建設は本件合意に反する行動をとっているといえる。

㈡　推認を覆す特段の事情がある工事（被審人友愛工業）

審査官は，３物件については，被審人風間建設が受注調整の一切を明確に拒否して独自に受注したと認められることを指摘して，課徴金の算定対象とならない旨主張する（前記１(1)ウ(ｲ)）。

しかし，３物件は，いずれも被審人風間建設が受注調整を明確に拒否していた工事であるという点のほかに，本件合意に参加せず，受注調整に関して石和支部との関係を一切断っている被審人友愛工業が落札を希望することが予想され，同被審人が低価格で入札する可能性があったという，別の共通点も存在する。そして，かかる事情があったために，３物件では，本件合意の参加者の間でも受注調整が機能しない状態となったものと思われる。

一方，被審人友愛工業に対する課徴金納付命令の算定対象とされた工事のうち，物件６１，物件６５，物件１０５，物件１３８，物件１４３及び物件１４６については，３物件と同様に，被審人風間建設が受注調整の一切を明確に拒否していたという事情と，被審人友愛工業が低価格で入札することがある程度想定される工事であったという事情がある。

したがって，仮に本件合意が存在していたとしても，被審人友愛工業が受注した上記６件の工事については，本件合意の内容に沿わない競争が行われていることが明らかであって，具体的競争制限効果の発生の推認を覆す特段の事情がある。

㈢　落札者が自社独自の分析と判断に基づき入札した工事（被審人中村工務店）

被審人中村工務店に対する課徴金納付命令の算定対象とされた工事は，いずれも下請業者から見積りを取るなどして積算を行った結果，

自社独自の分析と判断に基づき，どのような方針で入札するのかを決めたものである。

したがって，これらの工事については，本件合意の存在を前提とする具体的競争制限効果の発生は認められない。

㈧　３物件と同時期に入札が行われ被審人風間建設が受注した工事（被審人風間建設）

被審人風間建設は，平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間は，脱談合の方針を明確に示しており，受注調整には協力していなかったところ（前記１(2)カ），被審人風間建設が受注した物件８７は，上記期間に入札が行われた工事である。

したがって，仮に本件合意が存在していたとしても，物件８７については，受注調整は行われていなかったのであり，３物件と同様に当該役務に該当しない。

３　争点３（３社に対し，排除措置を特に命ずる必要があるか）について

⑴　審査官の主張

独占禁止法第７条第２項にいう「特に必要があると認めるとき」とは，排除措置命令の時点では既に違反行為はなくなっているが，当該違反行為（同一性を有する違反行為を含む）が繰り返されるおそれがある場合や，当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいう。

本件違反行為は，遅くとも平成１８年４月１日から平成２２年３月２４日までの約４年間という長期間にわたり継続していた。そして，本件違反行為が終了したのは，公正取引委員会が本件立入検査を行ったことによるものであり，被審人らが自発的に終了させたわけではない。

また，本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のうち，一般競争入札の方法により発注された工事については，入札参加条件として，①入札参加申請者の本店が峡東地域に所在すること，②入札参加申請者の本店が峡東地域若しくは中北地域に所在すること，又は，③入札参加申請者の本店が山梨県内に所在することのいずれかが定められていたことから，中北地域に本店を置く３社も，上記②及び③を入札参加条件とする石和地区特定土木一式工事については入札に参加することが可能であった。

さらに，山梨県は，本件排除措置命令が出された平成２３年４月１５日時

点においても，上記③と同様に，山梨県内に本店を置くことを入札参加条件とする石和地区特定土木一式工事の発注を予定しており，現に同県は，同日以降に，山梨県内に本店を置くＡ等級業者又はＢ等級業者であることを入札参加条件とする石和地区特定土木一式工事を発注している。

これらのことからすれば，３社において本件違反行為と同一性を有する違反行為を繰り返すおそれが消滅したと認める事情はなく，３社に対して排除措置を特に命ずる必要がある。

⑵　被審人飯塚工業ら８社の主張

山梨県は，石和地区特定土木一式工事の大部分について，峡東地域に本店を置くことを入札参加条件としていた。

３社は，中北地域に本店を置くＢ等級業者であるところ，その本店所在地の事業区域が平成１８年に峡東地域から中北地域に変更されたため，峡東地域に本店を置くことを入札参加条件とする石和地区特定土木一式工事（前記(1)①）の入札参加資格を失い，さらに，平成２１年１０月以降は，峡東地域又は中北地域に本店を置くことを入札参加条件とする石和地区特定土木一式工事（前記(1)②）も発注されなくなった。

また，本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事の中には，山梨県に本店を置く事業者であることを入札参加条件とするもの（前記(1)③）もあったが，そのほとんどは入札参加資格がＡ等級業者に限られており，Ｂ等級業者である３社が入札参加資格を有するものは１件だけであった。

このように，３社は，本件立入検査に先立つ平成２１年１０月時点において，石和地区特定土木一式工事の入札参加資格を事実上奪われたため，間もなく石和支部を退会した。

したがって，仮に本件違反行為が存在していたとしても，本件排除措置命令の出された時点において，３社が本件違反行為と同様の行為を繰り返すおそれはなく，３社に対して排除措置を特に命ずる必要があったとは認められない。

第６　審判官の判断

１　争点１（２１社は，石和地区特定土木一式工事について，受注予定者を決定し，その者が受注できるように協力する旨合意していたか）について

⑴　認定事実

当事者間に争いのない事実，公知の事実及び証拠によれば，次の事実が認められる。

ア　石和支部に対する平成６年の勧告審決以降の受注調整の状況

山梨県では，平成１７年度頃までは，指名競争入札の方法により土木一式工事を発注することが多かった。

石和地区の建設業者は，石和支部に対する平成６年の勧告審決を受けたにもかかわらず，再び受注調整を行うようになり，石和地区を施工場所とする土木一式工事の指名を受けると，指名を受けた旨及び当該工事の受注を希望するときはその旨を，石和支部等の執行部又は石和支部の事務員に連絡し，石和支部において指名業者及び受注希望者を取りまとめた上，受注希望者同士で話合いを行うなどして受注予定者を決め，受注予定者は，他の指名業者に対し，当該指名業者の入札すべき金額を記載した紙を渡したり，電話で当該指名業者の入札すべき金額を伝えたり，自社の作成した当該工事の本工事費内訳書を当該指名業者の積算の参考のために交付したりするなどして自社の受注に協力するように依頼し，受注予定者以外の指名業者は，上記のとおり連絡を受けた価格で入札するなどして受注予定者の受注に協力していた。

（査４０の１ないし査４０の３，査４１，査４２の１，査４２の２，査４３，査４９，査５０，査５２，査６０，査６１，査１２３，査１６６ないし査１６９，査１７１。被審人代表者らの供述調書のうち，信用性を争うものについては後記(2)カで判断する。以下同じ。）

イ　２１社による受注調整の方法及びその実施状況

(ｱ)　石和支部等による入札参加情報等の集約

２１社は，遅くとも平成１８年４月１日以降，一般競争入札の方法により発注される石和地区特定土木一式工事の入札に参加しようとする場合には，当該工事の入札に参加する旨及び当該工事の受注を希望するときはその旨を，石和支部等の執行部又は石和支部の深澤事務員に，ファクシミリ，電話又は口頭で連絡していた。また，石和地区特定土木一式工事が指名競争入札の方法により発注される場合においても，当該入札に指名された旨及び当該工事の受注を希望するときはその旨を同様に連絡していた。

石和支部等において上記連絡を受けると，深澤事務員が，発注担当

部署ごとに区別することなく，入札公告が行われた工事ごとに入札参加者等取りまとめ表を作成していた。また，深澤事務員は，上記工事のうち，峡東林務環境事務所を発注担当部署とする工事のみに係る入札参加者等取りまとめ表を別途作成していた。

具体的には，深澤事務員が，ポータルサイトに掲載された入札公告に基づき，各工事の発注担当部署，工事名，予定価格等の情報をパソコンに入力し，これを打ち出した表の余白に手書きで，入札参加の連絡を受けた事業者の社名を記載し，そのうち受注を希望する旨の連絡を受けた事業者については当該社名を丸で囲んでいた。深澤事務員は，以前は，入札参加者等取りまとめ表に入札参加者名を記載する欄を設けて，入札参加の連絡を受けた事業者の社名もパソコンに入力していたが，石和支部等の執行部の指示により，同欄を削除し，欄外に手書きで記載するようになった。

なお，石和支部等の執行部の指示により，深澤事務員は，入札参加者等取りまとめ表及びファクシミリによる連絡文書を一般の者の目に触れることがないように管理していた。また，深澤事務員は，事業者名が書き込まれていない入札参加者等取りまとめ表のデータをパソコンのハードディスクではなくＵＳＢメモリに保存し，かばんに入れて常時携帯していたほか，落札者が決定した工事に係る入札参加者等取りまとめ表及びファクシミリによる連絡文書をシュレッダーにかけて廃棄していた。

このように石和支部等において入札参加情報等を集約していたのは，この情報を利用して受注調整を行うためであった。

（査１８，査１８の２，査４６，査４７，査４９，査５２，査５８ないし査６４，査６６，査６７，査７８，査９４，査９５，査１７１，査１８２の１，査１８２の２，査１８３，査１９４の１，査２２５）

(ｲ)　受注予定者の決定方法

２１社は，前記(ｱ)の連絡を行うことにより石和支部等において集約された入札参加者及び受注希望者に関する情報を利用し，受注予定者を決定していた。

具体的には，発注担当部署の区分に応じて，石和支部等のそれぞれの執行部が入札参加者等取りまとめ表で入札参加者及び受注希望者

を確認するなどした上，受注希望者が１社のときは，その者が受注予定者である旨を当該受注希望者に連絡し，受注希望者が複数のときは，受注希望者同士で話合いをするよう受注希望者に連絡するなどしていた。

このようにして，受注希望者が１社のときは，その者が受注予定者となり，受注希望者が複数のときは，受注希望者同士で話合いをするなどして，受注予定者を決定していた。

受注希望者同士の話合いに際しては，工事ごとに，各受注希望者が，地域性，継続性等の自社が受注予定者たり得る理由を主張し合い，受注予定者を決定していた。上記話合いがまとまらなかった際には，石和支部等の執行部が調整会議と称する会合を開催して，受注予定者を決定したり，助言を行ったりすることもあった。

２１社は，受注予定者とならなかった場合でも，発注者に入札への意欲を示したり，受注予定者に対して今後受注協力の実績を主張したりすることを目的として入札に参加し，受注予定者の受注に協力していた。

（査４６，査４７，査４９，査５２，査６０，査８２，査８３，査１２９，査１３０，査１７１）

㈣　入札価格等の連絡

前記(ｲ)により受注予定者となった者は，他の入札参加者に対し，自社が受注予定者である旨を連絡するとともに，当該他の入札参加者の入札すべき価格若しくは予定価格に対する率又は自社の入札する価格若しくは予定価格に対する率を連絡し，自社が作成した本工事費内訳書を配布するなどしていた。他の入札参加者は，上記のような価格連絡を受け，受注予定者よりも高い価格で入札したり，入札を辞退したりするなどして，受注予定者が受注できるように協力していた。

なお，工事によっては価格連絡を行わない受注予定者もいたが，そのような場合であっても，他の入札参加者は，予定価格に極めて近い価格で入札したり，入札を辞退したりするなどして，受注予定者が受注できるように協力していた。

（査４４，査４６，査４７，査５０ないし査５２，査６０，査６１，査７３，査７４，査７６，査８６，査８９，査９２，査９３，査１３

１ないし査１３８，査１７１，査２０２，査２０３，査２０５ないし査２０７，査２０９ないし査２１３，査２１６ないし査２２０，査２２４）

㈡　総合評価落札方式の工事の場合の協力

総合評価落札方式の工事における評価項目のうち，企業の施工実績，地域精通度及び地域貢献度は，前記第３の２(3)ウ(ｳ)のとおり，いずれも客観的なデータに基づいて算出されるものであり，入札参加者が山梨県所定の様式で作成，記載して提出した根拠資料に基づいて点数化されることが，総合評価実施要領で公表されていた。そのため，２１社は，過去の入札結果等により，各入札参加者の評価点を予想することは可能であった。

評価項目のうち配置予定技術者の能力も，前記第３の２(3)ウ(ｳ)のとおり，総合評価実施要領に基づき客観的なデータが点数化されるものであるため，少なくとも，入札参加者において自社の評価点を予想することは可能であった。

評価項目のうち施工計画については，企業の施工実績等と異なり，総合評価実施要領に基づき客観的なデータが点数化されるものではなく，評価が発注者の裁量に委ねられるために，正確に評価点を予想することはできなかったが，０点，５点又は１０点と３段階で配点されていたこともあり，少なくとも，入札参加者において，自社の作成した施工計画書の内容から自社の評価点の高低をある程度予想することは可能であった。

このような状況の中で，２１社は，互いの評価点を予想し，又は連絡し合い，受注予定者以外の者は，自社の評価点が高いことが見込まれる場合は入札を辞退する，又は高い価格で入札する，受注予定者は，最も高い評価値を得ることができるよう入札価格を低めに設定する，他社の受注に協力する場合よりも綿密に施工計画書を作成するなどして，総合評価落札方式の工事の入札においても，あらかじめ受注予定者を決定し，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力していた。

（査４９，査５０，査５２，査７６，査７８，査８３，査８７，査９１，査９２）

ウ　個別工事における受注調整

１５８物件のうち，少なくとも別紙９の「別紙１１等」欄に「○」の付された４０件（以下「４０物件」という。）については，別紙１１記載のとおり，入札公告への書き込みやメモなどの客観的な証拠等が存在することから，当該工事について，あらかじめ受注予定者を決定し他の入札参加者は受注予定者が受注できるように協力するなど，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことが認められる。

また，１５８物件のうち，少なくとも別紙９の「別紙１１等」欄に「●」の付された４件（以下「４物件」といい，４０物件と併せて「４４物件」という。）については，以下に掲記する客観的な証拠から，当該工事について入札参加者等取りまとめ表が作成され，石和支部等の執行部に対して同表がファクシミリで送信されていること（物件５〔査６６〕，物件６０〔査２２５〕），入札参加者が石和支部等に対して当該工事の入札に参加する旨を連絡していること（物件９９〔査６３〕），入札参加者に対して受注調整の働き掛けが行われたこと（物件９７〔査２３７〕）など，本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが認められる。

エ　本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事の落札率

本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事である１５８物件は，いずれも２１社が受注しているところ，その平均落札率は９４．０パーセントである。（査１８，査１８の２）

⑵　認定事実に関する被審人らの主張について

ア　石和支部等による入札参加情報等の集約（前記(1)イ(ｱ)）

⑺　被審人飯塚工業ら８社及び被審人中村工務店は，石和支部等において入札参加者等の情報が集約されていたことは認める一方，上記情報を集約していたのは，支部会費を算定する際に各工事の受注業者及び受注金額を把握する必要があったため，並びに一般競争入札制度が導入された後は山梨県から１社入札を避けるように又は入札参加者が３社を下回るような状況にならないようにという趣旨の要請を受けたためであり，受注調整のためではない旨主張し（前記第５の１(2)イ(ｱ)），被審人飯塚工業ら８社及び被審人中村工務店の各代表者の代表者審尋における陳述（ただし，被審人飯塚工業については，同被審人の専務

である飯塚潤〔以下「被審人飯塚工業の飯塚専務」という。〕の参考人審尋における陳述。以下同じ。）（これらの者の陳述書〔審Ａ共４，審Ａ共５，審Ａ共８，審Ａ共１４，審Ａ共１５，審Ｂ１６〕を含む。）並びに深澤事務員の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ａ共１０〕を含む。）（以下まとめて「９社の代表等の陳述」という。）の中には，これに沿う部分がある。

しかし，入札参加情報等の集約の目的が支部会費の算定であるならば，そのために必要な記載事項は工事名，受注業者及び受注金額程度であるにもかかわらず，入札参加者等取りまとめ表には，前記(1)イ(ｱ)のとおり，各工事の発注担当部署，予定価格，入札参加者の社名等，支部会費を算定するためには必要ない事項を記載する欄が設けられていることからすれば，入札参加情報等の集約が支部会費算定の目的であったとする９社の代表者等の陳述は不合理であり，採用できない。

また，山梨県から１社入札を避けるように又は入札参加者が３社を下回るような状況にならないようにという趣旨の要請を受けたという９社の代表者等の陳述は，山梨県から上記要請を受けた時期や経緯，入札参加者等取りまとめ表が何の目的で誰の指示により作成され，どのように使用又は管理されていたのか，情報集約のルールについて石和支部等から会員に対していつどのように説明がなされ，会員の了解を得たのかなど，主要な点に関する陳述が曖昧であり，その内容について客観的な裏付けも欠いている。

これに加えて，①山梨県の発注担当者は，山梨県から建設業者や建設業者の団体に対して１社入札とならないように入札参加者の数を調整してほしいと要請したことはない旨供述し（査９６），平成２１年４月以降山梨県建設業協会の会長である塩山地区に本店を置く昭和建設株式会社の浅野正一社長も，これと同旨の供述をしていること（査９７），②前記(1)ウのとおり，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事の中に，落札者においてあらかじめ他の入札参加者を把握し，それを踏まえて入札価格の連絡等の受注調整を行っていることが認められる工事が相当数存在すること等に照らすと，９社の代表者等の陳述は，不合理であって採用できない。

むしろ，上記②の事実に照らせば，石和支部等において入札参加情報等を集約していたのは受注調整のためであったことが明らかである。

(ｲ) 被審人中村工務店は，官積算や元見積の作業があることから，石和支部に事前に受注希望を表明できる時間的余裕はなかった旨主張し（前記第５の１(2)イ(ｱ)ｂ），被審人中村工務店の中村社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ｂ１６〕を含む。）中には，これに沿う部分がある。

しかし，そもそも，官積算や元見積を作成する作業を経た上でないと受注希望を表明できないという必然性はなく，事業者が，公表済みの入札情報や自社の手持ち工事等の状況，地域性，継続性等を踏まえて，当該工事の受注を目指して入札に参加するかどうかを判断することは可能である。

また，被審人中村工務店が提出した見積資料等の証拠（審Ｂ５の２，審Ｂ６の３，審Ｂ７の２，審Ｂ８の３，審Ｂ９の２，審Ｂ１１の２の１ないし審Ｂ１１の２の４，審Ｂ１２の３，審Ｂ１３の４）からも，同被審人が入札書提出締切日の直前の時期にならないと元見積を実施できなかったとは認められない。むしろ，これらの証拠によれば，被審人中村工務店は，入札書提出締切日よりある程度前に，当該工事に係る下請業者からの見積書など，同被審人が元見積を行うに当たり必要な情報を入手していることが認められる。

よって，被審人中村工務店の中村社長の陳述は不合理であって，採用できない。

イ　２１社による受注調整の方法及びその実施状況（前記(1)イ(ｲ)及び(ｳ)）

被審人らは，２１社において石和地区特定土木一式工事について受注調整を行っていた事実はない旨主張し（前記第５の１(2)ア(ｱ)），１１社の各代表者の代表者審尋における陳述（前記ア(ｱ)の被審人飯塚工業ら８社及び被審人中村工務店の各代表者の代表者審尋における陳述に加え，被審人友愛工業及び被審人風間建設の各代表者の代表者審尋における陳述〔これらの者の陳述書〔審Ｃ４の１，審Ｄ１〕を含む。〕〔以下まとめて「１１社の代表者等の陳述」という。〕）中には，これに沿

う部分がある。

しかし，１１社の代表者等の陳述は，いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いており，以下の①ないし⑥の事実及び証拠に照らしても採用できず，他に前記(1)イ(ｲ)及び(ｳ)の認定を覆すに足りる証拠はない。

① ２１社は，石和地区特定土木一式工事について，石和支部等において入札参加及び受注希望についての情報を集約し，入札前に当該工事の入札参加者及び受注希望者を把握していた（前記(1)イ(ｱ)，前記ア）。また，石和支部等において上記情報を集約していたのは，受注調整のためであった（前記ア）。

② 被審人飯塚工業の飯塚専務は，平成１８年頃，山梨県発注の土木一式工事の入札に関する自社の事務処理の流れについて，同人のノート（査４４）に，

本命の時　内訳書　→入札日の１，２日前　１０～１２通
→配布　各社
本命でない時　←→配布される
電子入札（添付書類として）
県　→　Ｐ．Ｄ．Ｆ

等と記載している。

なお，被審人飯塚工業の飯塚専務は，参考人審尋において，上記ノートの記載について，「本命」とは被審人飯塚工業において利益が見込めそうな工事をいい，「本命の時･･･配布　各社」とは，本命が総合評価落札方式の工事の場合には，自社及び競争相手の会社の評価点を予想し，入札価格を幾らにすれば落札できるかを検討するための評価値の計算表を１０ないし１２通り作成して同被審人の社内の者に通知すること，「本命でない時･･･配布される」とは，本命でない場合には，同被審人の積算担当者が同専務に対して利益が見込めないので入札参加を見合わせるべきだと通知すること，をそれぞれ意味するものである旨陳述する。

しかし，上記ノートの記載は，自社が受注予定者となった場合は入札日の１，２日前に本工事費内訳書を１０ないし１２通作成して他社に配布し，自社が受注予定者でない場合は他社から本工事費内訳書の

配布を受けることを意味することが明らかであり，上記陳述は，不合理であり，採用できない。

③　本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のうち，少なくとも４０物件について，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠等が存在し，少なくとも４物件について，本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する（前記(1)ウ）。

④　本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のほとんどを占める１５８物件の平均落札率は，９４．０パーセントという高いものである（前記(1)エ）。

⑤　本件対象期間より前である平成１７年頃に山梨県が発注した石和地区を施工場所とする土木一式工事においても，入札参加者において自社及び他の入札参加者の入札すべき価格を記載した紙片や，入札参加者が他の入札参加者のために作成した本工事費内訳書など，入札参加者の間であらかじめ入札価格の連絡や本工事費内訳書の交付が行われていたことを裏付ける客観的な証拠（査４０の１ないし査４０の３，査４２の１，査４２の２，査１６６，査１６８）が存在する。

⑥　本件対象期間に被審人風間興業の社長を務めていた風間隆（以下「被審人風間興業の風間前社長」又は単に「風間前社長」という。）（査４６），被審人矢崎興業の矢崎社長（査４７），被審人栗田工業の栗田前社長（査５２，査５３），本件対象期間に被審人風間建設の常務取締役を務めていた輿石一幸（以下「被審人風間建設の輿石常務」又は単に「輿石常務」という。）（査４８，査４９），被審人風間建設の窪田忠彦営業部長（以下，単に「窪田部長」という。）（査５０），被審人風間建設の末木民夫営業部課長（以下，単に「末木課長」という。）（査５１），石和支部の会員である武藤工業株式会社の武藤正次社長（査６０，査６１）及び石和支部の深澤事務員（査６２，査１８３）が，審査官に対し，石和地区特定土木一式工事における受注調整の方法について，前記(1)イ(ｲ)及び(ｳ)の認定に沿う供述をしている。

ウ　総合評価落札方式の工事の場合の協力（前記(1)イ(ｴ)）

被審人らは，総合評価落札方式の工事において，入札参加者の評価点

を把握してこれを調整することは不可能又は極めて困難であり，受注調整を行うことはできない旨主張し（前記第５の１(2)エ(ｱ)），１１社の代表者等の陳述中には，これに沿う部分がある。また，被審人飯塚工業ら８社は，本件合意が成立したとされる平成１８年４月１日当時にまだ導入されていなかった総合評価落札方式の工事について，本件合意の対象といえるか疑問であると主張する（前記第５の１(2)エ(ｲ)）。

しかし，総合評価落札方式の工事における各評価項目に係る評価点の算出方法については，前記第３の２(3)ウ(ｳ)で認定したとおりである。

かかる算出方法に照らせば，評価項目のうち企業の施工実績，地域精通度及び地域貢献度については，過去の入札結果等により自社及び他社の評価点を予想することが可能であったこと，配置予定技術者の能力については，少なくとも自社の評価点を予想することは可能であったこと，施工計画については，自社の作成した施工計画書の内容から，自社の評価点の高低をある程度予想することは可能であったことが認められる。

したがって，総合評価落札方式の工事においても，入札参加者の間で，互いの評価点を予想し，又は連絡し合うなどし，それを踏まえて各社の入札価格を調整すれば，受注調整を行うことは可能であったと認められる。

実際に，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する，又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する４４物件の中にも，総合評価落札方式の工事が２０件含まれている。また，これらの工事の中には，入札参加者において，当該工事の入札前に，自社及び他の入札参加者の評価点を予想して，自社が落札するための入札価格をシミュレーションしているもの（別紙１１の(18)，(20)），受注予定者ではない入札参加者が入札を辞退し，又は高い入札価格で入札しているもの（別紙１１の(12)，(15)，(16)，(21)），入札参加者において，他の入札参加者から当該他の入札参加者の評価点の算出資料を入手しているもの（別紙１１の(9)）など，実際に前記(1)イ(ｴ)記載の方法で受注調整が行われていることが認められる工事が存在する。

よって，本件合意の対象に総合評価落札方式の工事も含まれることは明らかであり，１１社の代表者等の陳述は採用できず，他に前記(1)イ

(ｴ)の認定を覆すに足りる証拠はない。

また，被審人飯塚工業ら８社は，総合評価落札方式の工事の場合，受注調整が行われるのであれば，受注予定者において各社の配置予定技術者が担当している工事の完成日付まで推測している必要があるところ，そのようなことは不可能又は著しく困難である旨主張するが（前記第５の１(2)エ(ｲ)），総合評価落札方式の工事における受注調整の際に，受注予定者において各社の配置予定技術者が担当している工事の完成日付まで推測することを要するものではなく，前記(1)イ(ｴ)記載の方法で受注調整が行われていることからすれば，被審人飯塚工業ら８社の上記主張は，その前提を欠き採用できない。

エ　個別工事について（前記(1)ウ）

被審人らは，４９物件を含む１５８物件について受注調整が行われた事実はないと主張する（前記第５の１(2)ウ(ｱ)）。

しかし，１５８物件のうち，少なくとも４４物件については，客観的な証拠から，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが認められることについては前記(1)ウのとおりである。

被審人らは，別紙１１の各イの項記載のとおり，４０物件について受注調整が行われた事実はない旨主張するが，これらの主張をいずれも採用できないことについては，同項に記載のとおりである。

なお，被審人らは，別紙１１の各イの項記載のもの以外にも，４４物件について受注調整を行っていないことの根拠となる事情を縷々主張するが，いずれも，これを裏付ける的確な証拠を欠くか，仮にかかる事情が認められたとしても，当該工事について受注調整が行われたこと又は受注調整に関わる行為が行われたことと相容れないものではないことから，これらの主張は採用できない。

また，４４物件において受注調整が行われたこと又は受注調整に関わる行為が行われたことは本件合意が存在したことの裏付けとなる事実であるところ，本件合意が存在していたことを認定するために１５８物件全てについて受注調整が行われたことを証拠により認定することまでは必要ではない。

オ　１５８物件の平均落札率について（前記(1)エ）

被審人飯塚工業ら８社，被審人中村工務店及び被審人友愛工業は，落札率はそれ自体が受注調整を推認させるものではない，本件違反対象物件の中には落札率が９０パーセントを下回る工事も相当数含まれており，かかる事実は受注調整が行われていたことと相容れない旨主張する（前記第５の１(2)ウ(ｲ)）。

しかし，本件合意の目的が受注価格の低落防止にあることからすると，本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のほとんどを占める１５８物件の平均落札率が９４．０パーセントという高いものであることは，上記目的と結び付きやすく，他の証拠と合わせてみれば，本件合意が存在していたことの認定に資するものであると認められる。

また，本件違反対象物件の中には，受注調整が行われたものの受注予定者を１社に絞り込むことまではできなかった工事（別紙１１の(13)，(21)），総合評価落札方式の工事において受注予定者が最も高い評価値を得ることができるよう入札価格を低めに設定した工事（前記(1)イ(ｴ)），被審人風間建設が被審人らによる受注調整に非協力的な時期に発注された工事で同被審人が協力を明確に拒否するなど当該工事の受注を目指すと予想される工事（後記(3)エ）があったことからすれば，受注調整が行われた工事でも落札率が低くなることは当然起こり得ることから，本件違反対象物件のうち一部の工事について落札率が９０パーセントを下回る工事が存在することは，前記(1)イ及びウの認定を左右するものではない。

カ　被審人代表者らの供述調書の信用性

被審人飯塚工業ら８社は，本件合意が存在していたこと又は個別工事において受注調整が行われたことを認める旨の被審人代表者らの供述調書は，以下の①ないし⑤のとおり，虚偽供述の動機があったり，審査官による威圧的な取調べにより作成されたものであるから，いずれもその内容は信用できないなどと主張し（前記第５の１(2)ア(ｲ)），被審人矢崎興業の矢崎社長，被審人栗田工業の武川社長及び被審人風間興業の風間社長の代表者審尋における各陳述並びに石和支部の深澤事務員の参考人審尋における陳述（これらの者の陳述書〔審Ａ共７，審Ａ共１０，審Ｂ１７〕を含む。以下同じ。）中には，これに沿う部分がある。また，被審人中村工務店も，以下の④及び⑤の供述調書について，被審人飯塚

工業ら８社と同様の主張をする。

① 被審人風間興業の風間前社長の供述調書（査４６）は，同人が糖尿病やその合併症等の持病のため長時間座り続けることが肉体的に困難であり，これを審査官に伝えていたにもかかわらず，審査官は，風間前社長が供述調書に署名押印するまで部屋から退出したり事情聴取を中断することを禁止し，脅迫的威圧的な言辞を用いて，審査官が作文した供述調書に署名押印させたものである。

② 被審人矢崎興業の矢崎社長の供述調書（査４７）は，同社長が審査官に対して「病気により平成１８年の２年ほど前に話合いをしなくなった」と供述したにもかかわらず，「２年ほど前からの状況は良く分りません」などと審査官の都合の良い内容に変容して記載されている。同社長は，健康状態が良くなく，過酷な長時間の事情聴取により意識が朦朧としていたところに，審査官から大声で「大変なことになった」，「帰れないよ」などと言われ，早く解放されたいと思い，上記供述調書に署名押印してしまった。

③ 被審人風間建設が本件の事前通知に伴う課徴金納付命令書（案）を受けた際には，課徴金算定対象となる工事に３物件が含まれていたが，その後，輿石常務が受注調整の事実を認めて公正取引委員会の供述調書作成に協力する姿勢に転じると，３物件は課徴金算定対象となる工事から除外された。このように，被審人風間建設の輿石常務，窪田部長及び末木課長（以下まとめて「被審人風間建設の輿石常務ら」という。）の各供述調書（査４９ないし査５１）は，司法取引的な裁量権を有しない審査官が，調査への協力の見返りに被審人の言い分を容認するという違法な手続により作成したものであるから，証拠排除されるべきである，また，これらの供述調書の内容を裏付ける客観的証拠はなく，内容も不自然であり信用性がない。

④ 被審人栗田工業の栗田前社長は，平成２０年７月に被審人栗田工業の代表者を退任しているが，その２年以上前から同社の実権を失っており，本件対象期間には同社の入札に関する業務を行ってない。被審人栗田工業の栗田前社長は，被審人栗田工業の武川社長に同社を追い出された腹いせに虚偽供述をする動機があったところ，審査官の誘導により，審査官が作文した供述調書（査５２，査５３）にそのまま署

名押印したものである。

⑤　深澤事務員の供述調書（査６２，査１８３）及び同人の作成したメモ（査１８２の１）は，同人が，石和支部会館内の薄暗い密室において１人で審査官に対応していたところ，審査官から誘導又は脅迫とも取れる言動により恐怖を感じパニック状態に陥った結果，審査官の指示に従い，審査官から示された供述調書の内容を確認せずに署名押印するに至ったものである。

しかし，被審人矢崎興業の矢崎社長らの上記各陳述は，いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いている。

一方，上記①ないし⑤の各供述調書は，石和地区特定土木一式工事における受注調整の方法について，前記(1)イ(ｱ)ないし(ｳ)の認定に沿う供述が録取されたものである。これらの供述は，①石和支部等において受注調整のために入札参加情報及び受注希望を集約していた事実が認められること（前記(1)イ(ｱ)），②被審人矢崎興業の矢崎社長，被審人栗田工業の栗田前社長，被審人風間興業の風間前社長及び被審人風間建設の輿石常務らは，石和地区特定土木一式工事について，自社を含む石和地区の建設業者の間で本件合意の内容に沿った受注調整が行われており，自身もこの受注調整に関与している旨を供述しているところ，被審人矢崎興業，被審人栗田工業，被審人風間興業及び被審人風間建設が入札に参加した個別の工事において，これらの被審人が開札前に受注予定者の名称，受注予定価格，自社の入札すべき価格等を記載した当該工事の入札公告など，上記被審人らが受注調整に関与したことを裏付ける客観的な証拠が存在すること（別紙１１の(1)ないし(3)，(6)ないし(8)，(10)，(11)，(13)及び(16)ないし(19)），③輿石常務及び末木課長は，被審人風間建設が入札に参加した個別の工事（物件１３８及び物件１７２）について，本件合意の内容に沿った受注調整が行われた状況を供述しているところ，これを裏付けるメモ等の客観的な証拠が存在すること（別紙１１の(13)及び(19)），④本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のうち，上記②及び③の工事を含む少なくとも４４物件について，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在すること（前記(1)ウ）とも整合するものであり，これ

らの供述の信用性は高いと認められる。

⑶　本件合意について

ア　前記(1)アのとおり，山梨県では，平成１７年度頃までは指名競争入札の方法により土木一式工事を発注することが多かったが，２１社を含む石和地区の建設業者は，石和支部に対する平成６年の勧告審決以降も，石和地区を施工場所とする土木一式工事の指名競争入札において受注調整を行うなど，協調関係にあったことが認められる。

また，山梨県では，平成１８年度頃から一般競争入札の方法により土木一式工事を発注することが増え，同時期から，一般競争入札の方法により発注される土木一式工事の一部について総合評価落札方式を導入したが（別紙９，査１８，査１８の２），前記(1)イのとおり，２１社は，平成１８年４月１日以降も，これらの石和地区に係る土木一式工事について，石和支部等において入札参加情報等を集約し，受注希望者が１社の場合はその者を受注予定者とし，受注希望者が複数の場合は地域性，継続性等を勘案して受注希望者同士の話合いなどにより受注予定者を決定し，受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力していたことが認められる。

さらに，前記(1)ウのとおり，本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事である１５８物件のうち，少なくとも４０物件について本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在し，少なくとも４物件について本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する。また，これらの工事の発注方法は，指名競争入札，通常の一般競争入札，総合評価落札方式による一般競争入札のいずれも含んでおり，発注担当部署は，山梨県県土整備部等，峡東農務事務所及び峡東林務環境事務所のいずれも含まれ，発注時期も本件対象期間の全般にわたっている。

加えて，前記(1)エのとおり，１５８物件は，いずれも２１社が受注したものであり，１５８物件の平均落札率も，９４．０パーセントという高いものであったことが認められる。

以上の事情に鑑みれば，２１社のうち被審人芦沢組土木，八木沢興業及び地場工務店を除く１８社は，遅くとも平成１８年４月１日までに，石和地区特定土木一式工事について，受注価格の低落防止を図るために

本件合意をし，本件合意の下に受注調整を行っていたことが認められる。

また，被審人芦沢組土木，八木沢興業及び地場工務店は，いずれも平成１８年４月１日時点においては石和地区特定土木一式工事の入札参加資格を有していなかったが，被審人芦沢組土木については，平成１９年度からＢ等級業者に格付されたことにより（査１），八木沢興業については，平成２０年１０月１日に窪川組から同社の事業の全部を譲り受けたことにより（前記第３の１），地場工務店については，平成２１年度にＢ等級業者に格付されたことにより（査１），石和地区特定土木一式工事の入札参加資格を有するようになったことが認められる。

これらの事実からすると，被審人芦沢組土木，八木沢興業及び地場工務店は，遅くとも，自社が石和地区特定土木一式工事の入札参加資格を有するようになって以降に最初に入札に参加した石和地区特定土木一式工事の入札書提出締切日である，被審人芦沢組土木については平成１９年６月１９日（物件６１及び物件６３〔査１８〕），八木沢興業については平成２０年１０月２日（物件１１９及び物件１２０〔査１８〕），地場工務店については平成２１年７月３０日（物件１４８及び物件１４９〔査１８〕）までに，それぞれ本件合意に参加していたと認められる。

イ　被審人中村工務店は，自社が受注していない工事についても官積算や元見積を行っていることから，同被審人は本件合意に関与していない旨主張する（前記第５の１(2)オ(ｱ)）。

しかし，受注調整によって受注予定者となり受注する場合に，十分な利益を獲得するために積算を行い，工事の内訳ごとに原価を把握する目的で，当該受注予定者が積算を行うことは，何ら不自然ではない。また，結果として自ら受注せず，他社の受注に協力する場合であっても，受注を希望するか否かを判断するために，どの程度の利益が見込まれるかを把握する目的で，当該入札参加者が積算を行うことも，何ら不自然ではない。

このように，一般に，積算をした上で入札したという事実は，受注調整に関与していないことを示すものではない。

また，石和地区特定土木一式工事の入札参加者は，入札書提出締切日時までに，電子入札システムにより，所定の様式に自社の入札金額を入力するとともに，当該工事の本工事費内訳書を添付して送信することと

されていた（前記第３の２(3)ア(ｲ)，同イ(ｲ)，同ウ(ｵ)）。そのため，被審人中村工務店も，入札に参加する場合には，結果として当該工事を受注するか否かにかかわらず，本工事費内訳書を作成する必要がある。このように，被審人中村工務店が積算を行うことと，同被審人が受注調整に関与することは，相容れないものではない。

さらに，入札公告が行われてから受注予定者が絞り込まれるまでの間に，受注意欲を有する者は，自らが受注予定者となる場合に備えて，取引先から見積りを取ることも当然あり得る。このように，結果として受注しなかった工事につき，被審人中村工務店が見積りを取って積算を行っていたことと，同被審人が受注調整に関与していたことは，相容れないものではない。

したがって，自社が受注していない工事についても官積算や元見積を行っているという事実は，被審人中村工務店が受注調整に関与していないことを示すものではない。

ウ　被審人友愛工業は，石和支部の執行部との関係が良好ではなかったことや，平成１７年の秋に石和支部の執行部である被審人飯塚工業の飯塚社長から除名を宣告されたことから，本件合意に関与していない旨主張する（前記第５の１(2)オ(ｲ)）。

しかし，被審人友愛工業が受注した工事のうち物件１０８，物件１２０，物件１３８，物件１５０及び物件１５５については，別紙１１記載のとおり，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠等が存在する。また，同被審人が入札に参加したものの受注しなかった工事についても，物件１１９，物件１６５，物件１７４については，別紙１１記載のとおり，入札参加者等取りまとめ表に同被審人の名称が記載されている，他の入札参加者が当該工事の入札前に入札公告等に同被審人の名称及び入札価格又は辞退予定であることを記載しているなど，同被審人が本件合意の内容に沿った受注調整に関与したことを裏付ける客観的な証拠が存在する。

一方，被審人友愛工業が石和支部から除名処分を受けたことを裏付ける客観的な証拠はなく，仮に被審人友愛工業が主張するような支部運営上の問題や，同被審人と石和支部との関係が良好でない面があったとしても，これらの事実は本件合意の存在と相容れないものではない。

したがって，被審人友愛工業の主張は採用できない。

エ　被審人風間建設は，仮に本件違反行為があったとしても，同被審人は平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間は本件合意から離脱していた旨主張する（前記第５の１(2)カ）。

受注調整を行う合意から離脱したことが認められるためには，離脱者が離脱の意思を参加者に対し明示的に伝達することまでは要しないが，離脱者が自らの内心において離脱を決意したにとどまるだけでは足りず，少なくとも離脱者の行動等から他の参加者が離脱者の離脱の事実をうかがい知るに十分な事情の存在が必要である。（東京高等裁判所平成１５年３月７日判決・公正取引委員会審決集第４９巻６２４頁〔岡崎管工株式会社による審決取消請求事件〕）

この点，被審人風間建設の輿石常務は，平成１９年７月に被審人風間建設の風間社長が同被審人の代表取締役に就任し，脱談合の方針を打ち出したことから，上記方針の下に，平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間に入札が行われた石和地区特定土木一式工事のうち，自社が受注を強く希望する工事については，他社から受注調整の誘いを受けても，自社で独自に試算して入札に挑む旨返答して上記誘いを一蹴しており，この間に入札が行われた３物件については，受注調整によらずに受注した旨供述している（査４９）。また，審査官も，前記第５の１(1)ウ(ｲ)のとおり，３物件については被審人風間建設が受注調整の一切を明確に拒否して独自に受注したと認められると主張している。

しかし，被審人風間建設の輿石常務は，被審人風間建設として他社に向けて正式に文書等で脱談合宣言まではしておらず，平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間においても，他社から受注調整の誘いを受けることがあった旨供述している。（査４９）

また，被審人風間建設は，公正取引委員会から送付された本件に関する排除措置命令書（案）及び課徴金納付命令書（案）について，平成２２年３月７日，公正取引委員会に対して意見書を提出し，課徴金納付命令書（案）において課徴金算定対象物件とされた工事のうち，３物件については課徴金算定対象となる工事に該当しないと主張したが，課徴金算定対象物件とされた工事のうち物件８７については，３物件と同じく平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間に入札が行われ同被審

人が受注した工事であるにもかかわらず，課徴金算定対象となる工事に該当しないとは主張しなかったことが認められる。（査１４４）

なお，物件８７の入札には，被審人風間建設ほか６社が参加し，同被審人が３７９５万円（入札率９５．４パーセント）で落札し，他の入札参加者は，入札を辞退する，又は入札率９８パーセント以上の価格で入札している。

さらに，被審人風間建設は，同被審人が受注した工事以外にも，平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間に入札が行われた石和地区特定土木一式工事に多数参加しているが，そのほとんどにおいて，入札を辞退する，又は予定価格に近い高い価格で入札しており，これらの工事の落札率も高いものとなっている。

これらの事情を考慮すると，平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間において，本件合意の参加者が被審人風間建設の本件合意からの離脱をうかがい知るのに十分な事実が存在していたとはいえず，被審人風間建設は本件合意から離脱したとは認められない。

したがって，被審人風間建設の主張は採用できない。

オ　被審人らは，その他にも，本件合意の不存在，又は，仮に本件合意が存在していたとしても自社は本件合意に参加していないことの根拠となる事情を縷々主張するが，いずれも，これを裏付ける的確な証拠を欠くか，仮にかかる事情が認められたとしても本件合意が存在していたことと相容れないものではなく，前記アの認定を左右しないものであって，いずれも採用できない。

２　争点２（１０社が受注した別紙１０の１ないし１０記載の各工事は，当該役務に該当するか）について

⑴　当該役務

ア　不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし，不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的とする課徴金制度の趣旨に鑑みると，独占禁止法第７条の２第１項所定の課徴金の対象となる当該役務とは，本件においては，本件合意の対象とされた工事であって，本件合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。（最高裁判所第一小法廷平成２４年２月２０日判決・民集第６６巻第２号７９６頁・公正取

引委員会審決集第５８巻第２分冊１４８頁〔株式会社新井組ほか３名による審決取消請求事件。以下「多摩談合事件最高裁判決」という。〕参照）

２１社は，前記１(3)のとおり，遅くとも平成１８年４月１日以降，石和地区特定土木一式工事について，受注価格の低落防止を図るため，本件合意の下，受注調整を行っていたものである。

そして，本件においては，以下の①ないし⑤の各事情がみられることから，石和地区特定土木一式工事に該当し，かつ，２１社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当である。（東京高等裁判所平成２６年２月２８日判決・公正取引委員会審決集第６０巻第２分冊１４４頁〔株式会社高光建設による審決取消請求事件〕参照）

① ２１社は，石和支部等において，受注調整のために，あらかじめ２１社の入札参加及び受注希望に関する情報を取りまとめ，石和支部において入札参加者等取りまとめ表を作成し，受注希望者が複数の場合には受注希望者同士で話合いなどをし，時には石和支部等の執行部の助言を勘案するなどして，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるよう協力し合っていたものであり（前記１(1)イ(ｱ)及び(ｲ)，同(2)ア），受注調整を組織的に行っていた。

② 本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のうち，指名競争入札の方法により発注された工事は，そのほとんどにおいて２１社の中から当該入札の参加者が指名され，一般競争入札の方法により発注された工事も，２１社が入札参加者の大部分を占めていたことから（前記第３の２(6)），２１社は，石和地区特定土木一式工事の全てを対象に受注調整を行うことが容易な立場にあり，実際に，本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のほとんどを，２１社又は２１社のいずれかで構成されるＪＶが受注しており，１５８物件の平均落札率も９４．０パーセントという高いものであった（前記第３の２(6)及び前記１(1)エ）。

③ １５８物件のうち，少なくとも４４物件について，２１社が本件合

意の内容に沿った受注調整を行ったこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為を行ったことを裏付ける客観的な証拠が存在するところ（前記１(1)ウ），これらの工事は，発注方法，発注担当部署，工事内容及び発注時期において特段の偏りはみられない。

④　２１社の代表者及び従業員のうち，本件合意への参加を認める旨の供述をする者が複数いるが（前記１(2)イ⑥），これらの者の中に，石和地区特定土木一式工事に該当する特定の工事について本件合意に基づく受注調整が行われなかった旨を供述している者はいない。

⑤　本件合意の目的が受注価格の低落防止にあること（前記１(3)ア）に照らすと，石和地区特定土木一式工事の全てを受注調整の対象とするのが合理的である。

イ　これに対し，被審人友愛工業は，個別の受注調整の存在は当該役務の該当性判断の前提として立証の対象となるところ，この点に関する審査官の立証は不十分である旨主張し，被審人飯塚工業ら８社も，課徴金の算定対象とするためには，個別工事の落札者が直接又は間接に受注調整に関与したことを審査官において主張立証することを要するが，審査官はほとんどの個別工事に関し主張立証をしていない旨主張する（前記第５の２(2)ア(ｱ)及び(ｲ)）。

しかし，本件合意の対象となる工事については，特段の事情がない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したものと推認されることについては，前記アのとおりである。

そして，上記推認の下では，当該役務の該当性を認めるために，必ずしも，本件合意に基づき受注予定者が決定された具体的経緯が明らかにされることや，当該工事につき受注調整がされたことを裏付ける直接証拠が存在することを要しないというべきである。（前掲東京高等裁判所平成２６年２月２８日判決参照）

したがって，被審人友愛工業及び被審人飯塚工業ら８社の主張は採用できない。

⑵　別紙１０の１ないし１０記載の各工事について

本件対象期間に１０社が受注した石和地区特定土木一式工事のうち，本件各課徴金納付命令において課徴金算定の対象とされた工事は，別紙１０の１ないし１０の「４　対象物件一覧」記載のとおりである。

これらの工事は，いずれも本件合意の対象である石和地区特定土木一式工事に該当し，２１社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事であるところ，前記(1)アのとおり，かかる工事については，特段の事情がない限り，本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したと推認される。また，これらの工事の中には，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事（４４物件）も相当数含まれている。

⑶　特段の事情の有無について

被審人らは，別紙１０の１ないし１０記載の各工事の中にも具体的競争制限効果が発生していないものが存在する旨主張する（前記第５の２(2)イ）。

しかし，後記アないしキのとおり，被審人らの主張する事情はいずれも，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したとの推認を妨げるものとは認められず，被審人らの主張を採用することはできない。

ア　総合評価落札方式の工事

被審人飯塚工業ら８社は，本件合意の対象に総合評価落札方式の工事が含まれるか否かは明確でなく，それらの工事における受注予定者決定の基準も本件合意からは不明確であることからすれば，少なくとも総合評価落札方式の工事に関しては具体的競争制限効果の発生を推認することはできず，当該役務に該当しない旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｱ)）。

しかし，総合評価落札方式の工事も本件合意の対象であり，入札参加者の評価点を予想するなどして受注調整が行われていたことについては，前記１(1)イ(ｴ)のとおりである。

したがって，被審人飯塚工業ら８社の主張は，その前提を欠くものであり，採用できない。

イ　受注予定者を１社に絞り込めず，２社以上で争われた工事

被審人飯塚工業ら８社は，受注予定者を１社に絞り込めず２社以上で争われた工事は当該役務に該当しない旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｲ)）。

しかし，入札制度は，本来，入札に参加し得る全ての者が，当該入札の条件に従って公正かつ自由な競争を行うことを予定するものであるから，２１社の間で本件合意に基づく受注調整が行われ，受注予定者が１社又は１ＪＶに決定されるか，受注予定者が１社又は１ＪＶに決定されないまでも，受注を目指して入札に参加する者の絞り込みが行われ，当該工事を受注しないことにした事業者において，受注希望者が受注できるように，予定価格に近い高値で入札するなどして協力した場合には，仮に絞り込まれた受注希望者の間で競争が行われたとしても，本件合意に基づく同合意の参加者の行動により，人為的に競争が制限された状況を生じさせたものということができ，具体的競争制限効果が発生したものと認められる。（東京高等裁判所平成２１年１０月２日判決・公正取引委員会審決集第５６巻第２分冊３７３頁〔株式会社港町管理ほか２名による審決取消請求事件〕参照）

したがって，当該工事において，本件合意に基づく受注調整が行われず，２１社が，本件合意に拘束されずに，自社の判断で入札に参加するか否か及び入札価格を決めることとしたり，一旦行われた受注調整を白紙に戻したりするなどして，入札参加者全員が自由に入札することとした場合は格別，受注予定者を１社に絞り込めずに２社以上で争われたという事実のみでは，当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

ウ　被審人飯塚工業ら８社において，推認を覆す特段の事情があると主張する工事

(ｱ)　落札者以外の入札参加者のうち一部の者が，予定価格より相当低い価格で入札している工事（物件６０，物件６２，物件６３，物件１０４，物件１４２，物件１４５及び物件１７４）

被審人飯塚工業ら８社は，これらの工事では，落札者以外の入札参加者のうち一部の者が予定価格より相当低い価格で入札しており，かかる行動は，受注予定者以外の入札参加者はより高額で入札する，入札を辞退するなどの方法で受注予定者の受注に協力するという本件合意に反するものである旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｳ)ａ）。

しかし，上記工事の中にも，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行

われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事（物件６０〔前記１(1)ウ〕，物件１７４〔別紙１１の(21)〕）がある。また，その他の工事についても，当該工事における入札参加者の入札価格や評価点などを見ると，落札者以外の入札参加者のうち２１社に該当する複数の者が，落札者より相当高い価格で入札する，又は入札を辞退しており，総合評価落札方式（簡易型）の工事（物件１０４）ではこれら高い価格で入札した者の施工計画の評価点も０点であるなど，当該工事を本件合意の対象外として，２１社の間で自由に競争が行われたことをうかがわせる証拠はない。

したがって，被審人飯塚工業ら８社が主張する事情は，上記工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

(ｲ) 落札者の入札率が入札価格の２番目に低い者より相当低い工事（物件９６，物件１４１，物件１４７及び物件１７１）

被審人飯塚工業ら８社は，仮に本件合意に従って落札者が受注予定者となったのであれば，受注予定者はなるべく高額で入札するはずであるところ，これらの工事では，落札者の入札率が入札価格の２番目に低い者より相当低くなっており，落札者は本件合意に反する行動をとっている旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｳ)ｂ）。

しかし，上記工事の中にも，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠等が存在する工事（物件９６〔別紙１１の(7)〕，物件１４７〔同(6)〕）がある。また，その他の工事についても，当該工事における入札参加者の入札価格を見ると，落札者以外の入札参加者のうち２１社に該当する複数の者が，落札者より相当高い価格で入札する，又は入札を辞退しており，総合評価落札方式（簡易型）の工事（物件１７１）ではこれら高い価格で入札した者の中に施工計画の評価点が０点の者もいるなど，当該工事を本件合意の対象外として，２１社の間で自由に競争が行われたことをうかがわせる証拠はない。

なお，前記１(1)イ(ｴ)のとおり，２１社は，総合評価落札方式の工事において，あらかじめ入札参加者の評価点を予想するなどして受注調整を行っていたものであるが，入札参加者の評価点を正確に予想し

ていたものではなく，特に施工計画の評価点については，自社の評価点の高低をある程度予想することはできたものの，その評価点を確実に予想することはできなかったものであり，受注予定者において，自社が確実に受注できるよう，自社の入札価格を低めに設定することもあった。

したがって，本件合意に基づき受注調整が行われた場合であっても，落札者及び他の入札参加者の施工計画を含めた評価点に鑑み，落札価格がある程度低いということは，当然に起こり得る。

よって，被審人飯塚工業ら８社が主張する事情は，当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

(ｳ) ２番目に入札価格が低かった者が評価値で逆転して受注している工事（物件９０及び物件１０９）

被審人飯塚工業ら８社は，これらの工事の落札者は，最低価格で入札した者の受注に協力しておらず，本件合意に反する行動をとっている旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｳ)ｃ）。

しかし，これらの工事における入札参加者の入札価格及び評価点等を見ると，落札者以外の入札参加者のうち２１社に該当する複数の者が，落札者より相当高い価格で入札する，又は入札を辞退しており，総合評価落札方式（簡易型）の工事（物件９０）ではこれら高い価格で入札した者の施工計画の評価点も０点であるなどしているのであって，上記工事を本件合意の対象外として，２１社の間で自由に競争が行われたことをうかがわせる証拠はない。

したがって，被審人飯塚工業ら８社が主張する事情は，当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

(ｴ) 一部の入札参加者が受注調整に非協力的な振る舞いをした工事（物件９７）

被審人飯塚工業ら８社は，本工事について，被審人風間建設が受注調整に非協力的な振る舞いをしたために，受注予定者であった被審人栗田工業が入札率を下げた旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｳ)ｄ）。

しかし，本工事については，本件合意の内容に沿った受注調整に関

わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する（前記１(1)ウ）。また，本工事における入札参加者の入札価格を見ると，落札者以外の入札参加者のうち２１社に該当する複数の者が，落札者より相当高い価格で入札しており，当該工事を本件合意の対象外として，２１社の間で自由に競争が行われたことをうかがわせる証拠はない。

したがって，被審人飯塚工業ら８社が主張する事情は，上記工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

エ　被審人友愛工業において，推認を覆す特段の事情があると主張する工事

被審人友愛工業は，物件６１，物件６５，物件１０５，物件１３８，物件１４３及び物件１４６については，３物件と同様に，被審人風間建設が受注調整の一切を明確に拒否していたという事情と，本件合意に参加せず，受注調整に関して石和支部との関係を一切断っている被審人友愛工業が入札し，低価格で落札することがある程度想定される工事であったという事情があるため，３物件と同様に課徴金の算定対象とならない旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｴ)）。

しかし，被審人友愛工業が本件合意に参加していると認められることについては，前記１(3)ア及びウのとおりである。

また，被審人友愛工業が受注した上記工事の中にも，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事（物件１３８〔別紙１１の(13)〕がある。さらに，その他の工事についても，これらの工事における入札参加者の入札価格や評価点などを見ると，落札者以外の入札参加者のうち２１社に該当する複数の者が，落札者より相当高い価格で入札する，又は入札を辞退するなどしているのであって，上記工事を本件合意の対象外として，２１社の間で自由に競争が行われたことをうかがわせる証拠はない。

以上のとおり，被審人友愛工業が主張する事情は，そもそもかかる事情が認められない上，当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情にも当たらないから，同主張を採用することはできない。

オ　被審人中村工務店において，推認を覆す特段の事情があると主張する

工事

被審人中村工務店は，同被審人に対する課徴金納付命令の算定対象とされた工事について，いずれも自社独自の分析と判断に基づき，どのような方針で入札するのかを決めたものである旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｵ)）。

しかし，上記工事の中にも，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事（物件１７３〔別紙１１の(20)〕）がある。また，その他の工事についても，これらの工事における入札参加者の入札価格や評価点などを見ると，落札者以外の入札参加者のうち２１社に該当する複数の者が，落札者より相当高い価格若しくは予定価格に近い価格で入札する，又は入札を辞退するなどしているのであって，当該工事を本件合意の対象外として，２１社の間で自由に競争が行われたことをうかがわせる証拠はない。

なお，被審人中村工務店において下請業者から見積りを取るなどして工事の積算を行うことは同被審人が受注調整に関与していないことを示すものでないことについては，前記１(3)イのとおりである。

以上のとおり，被審人中村工務店が主張する事情は，上記工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

カ　被審人風間建設において，推認を覆す特段の事情があると主張する工事

被審人風間建設は，平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間は，同被審人が脱談合の方針を明確に示し，受注調整に協力していなかった時期であるから，この間に入札が行われ同被審人が受注した物件８７について受注調整は行われておらず，３物件と同様に当該役務に該当しない旨主張する（前記第５の２(2)イ(ｶ)）。

しかし，被審人風間建設の上記主張は，同被審人が平成１９年７月頃から平成２０年秋頃までの間は本件合意から離脱していたことを前提とするものであるところ，上記期間において同被審人は本件合意から離脱していたとは認められないことについては，前記１(3)エのとおりである。また，物件８７の入札結果（前記１(3)エ）を見ても，被審人風間建設の落札価格は高く，その他の入札参加者も，入札参加を辞退する，又は入札率９８パーセントを超える価格で入札しており，当該工事を本

件合意の対象外として，２１社の間で自由に競争が行われたことをうかがわせる証拠はない。

したがって，物件８７について，具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情があるとは認められない。

キ　その他

被審人らは，その他にも，別紙１０の１ないし１０記載の各工事につき，受注調整を行っていないことの根拠となる事情を縷々主張するが，いずれも，これを裏付ける的確な証拠を欠くか，仮にかかる事情が認められたとしても，本件合意に基づく受注調整が行われたことと相容れないものではないことから，これらの主張を採用することはできない。

⑷　小括

以上のとおり，別紙１０の１ないし１０記載の各工事は，いずれも，本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情はなく，当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ，具体的競争制限効果が発生したと認められる。

よって，これらの工事はいずれも独占禁止法第７条の２第１項にいう当該役務に該当する。

３　争点３（３社に対し，排除措置を特に命ずる必要があるか）について

⑴　３社に対して排除措置を特に命ずる必要があること

独占禁止法第７条第２項本文は，違反行為が既になくなっている場合においても，特に必要があると認めるときは，違反行為者に対し，当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる旨規定しているところ，同項の「特に必要があると認めるとき」とは，排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが，当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や，当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解される。（東京高等裁判所平成２０年９月２６日判決・公正取引委員会審決集第５５巻９１０頁〔ＪＦＥエンジニアリング株式会社ほか４名による審決取消請求事件〕参照）

平成２２年３月２４日に本件立入検査が行われ（前記第３の４），１１社は同日以降本件違反行為を行っていないことからすると，本件違反行為は，同日以降事実上消滅していると認められる。

しかし，これは，公正取引委員会が本件立入検査を行ったことによるものであり，被審人らの自発的意思に基づくものではなかったこと，被審人らは平成１８年４月１日から平成２２年３月２４日までの約４年間という長期間にわたり本件違反行為を継続していたことなどの事情を総合的に勘案すれば，３社についても，本件排除措置命令の時点において本件違反行為と同様の行為を繰り返すおそれがあると認められ，特に排除措置を命ずる必要がある（独占禁止法第７条第２項）ことは明らかである。

⑵　被審人飯塚工業ら８社の主張について

被審人飯塚工業ら８社は，３社はいずれも中北地域に本店を置くＢ等級業者であるところ，平成２１年１０月以降は峡東地域又は中北地域に本店を置く事業者であることを入札参加条件とする石和地区特定土木一式工事は発注されなくなり，山梨県に本店を置く事業者であることを入札参加条件とする工事もほとんどが入札参加資格をＡ等級業者に限っていることから，３社は平成２１年１０月時点において石和地区特定土木一式工事の入札参加資格を事実上奪われたとして，本件排除措置命令が出された時点において３社が本件違反行為と同様の違反行為を繰り返すおそれはない旨主張する（前記第５の３(2)）。

しかし，本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のうち，一般競争入札の方法により発注された工事については，入札参加条件として，①入札参加申請者の本店が峡東地域に所在すること，②入札参加申請者の本店が峡東地域若しくは中北地域に所在すること，又は③入札参加申請者の本店が山梨県内に所在することのいずれかを定めていたものであり，上記③を入札参加条件とした工事の中には，Ｂ等級業者である３社が入札参加資格を有する工事も存在したこと，本件排除措置命令が出された平成２３年４月１５日以降においても，一般競争入札の方法により発注される石和地区特定土木一式工事では，入札参加条件として上記①ないし③のいずれかを定めており，上記③を入札参加条件としＡ等級業者及びＢ等級業者のみに入札参加資格を認める工事については，３社も入札に参加することが可能であり，実際にかかる工事も発注されていることが認められる。（査１８，査１８の２，査１７９，査２４１，査２４２）

以上の事実関係によれば，本件排除措置命令が出された時点においても，３社が入札参加資格を有する石和地区特定土木一式工事が発注される可

能性が存在したことは明らかであり，その他前記(1)に挙げた事情を総合的に考慮すれば，３社についても，本件排除措置命令の時点において本件違反行為と同様の違反行為が繰り返されるおそれがあると認められる。

したがって，被審人飯塚工業ら８社の主張は採用できない。

４　結論

⑴　本件排除措置命令

本件合意は，２１社が，石和地区特定土木一式工事について，話合いなどによって受注予定者をあらかじめ決定し，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力するという内容の取決めであり，入札参加者は，本来的には自由に入札価格を決めることができるはずのところを，このような取決めがされたときは，これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において，その事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから，本件合意は，独占禁止法第２条第６項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。そして，本件合意の成立により，２１社の間に，上記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから，本件合意は，同項にいう「共同して…相互に」の要件も充足する。（多摩談合事件最高裁判決参照）

また，独占禁止法第２条第６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは，当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい，本件合意のような一定の入札市場における受注調整を行うことを取り決める行為によって競争制限が行われる場合には，当該取決めによって，その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。（多摩談合事件最高裁判決参照）

そして，本件合意の当事者及びその対象となった工事の規模，内容によれば，本件合意は，それによって上記の状態をもたらし得るものであったといえる。しかも，前記第３の２(6)，前記１(1)ウ及びエのとおり，①本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事のうち，指名競争入札の方法により発注された工事は，そのほとんどにおいて２１社の中から当該入札の参加者が指名され，一般競争入札の方法により発注された工事でも，入札参加者の大部分は２１社で占められていたこと，②本件対象期間

に発注された石和地区特定土木一式工事の大部分を，２１社又は２１社のいずれかで構成されるＪＶが受注しており，１５８物件の平均落札率も，９４．０パーセントという高いものであること，③実際に，本件対象期間に発注された石和地区特定土木一式工事の中に，２１社が本件合意の内容に沿った受注調整を行ったこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為を行ったことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事が多数あることなどからすると，本件合意は，本件対象期間中，石和地区特定土木一式工事に係る入札市場において，事実上の拘束力をもって有効に機能し，上記の状態をもたらしていたものといえる。

したがって，本件合意は，独占禁止法第２条第６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

さらに，このような本件合意が，独占禁止法第２条第６項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

以上によれば，本件合意は，独占禁止法第２条第６項にいう不当な取引制限に該当し，同法第３条の規定に違反するものと認められる。

また，本件違反行為は既に消滅しているが，本件違反行為は長期間にわたり行われていたこと，１１社の大半は，石和支部に対する平成６年の勧告審決に伴い課徴金納付命令を受けたにもかかわらず再度同様の行為をしていたこと，１１社は自主的に本件違反行為を取りやめたものではないこと等の事情が認められ，これらの事情を総合的に勘案すれば，本件排除措置命令の時点において１１社は本件違反行為と同様の行為を繰り返すおそれがあったと認められ，特に排除措置を命ずる必要がある（独占禁止法第７条第２項）と認められる（なお，３社に対して特に排除措置を命ずる必要があることについては，前記３のとおりである。）。

よって，本件排除措置命令は相当である。

⑵　本件各課徴金納付命令

ア　課徴金に係る違反行為

本件違反行為が独占禁止法第７条の２第１項第１号に規定する役務の対価に係るものであることは，本件合意の内容から明らかである。

イ　課徴金の計算の基礎となる事実

⑺　事業者

１０社は，いずれも石和地区特定土木一式工事を請け負う事業を営

んでいた者である。（争いがない。）

(ｲ)　実行期間

a　被審人飯塚工業ほか７社

被審人飯塚工業，被審人中村工務店，被審人友愛工業，被審人矢崎興業，被審人栗田工業，被審人風間建設，被審人小泉建設及び被審人長田建設（以下「被審人飯塚工業等８社」という。）が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は，平成１９年３月２３日以前であると認められる。また，被審人飯塚工業等８社は，本件立入検査が行われた日である平成２２年３月２４日以降，本件違反行為を行っておらず，同月２３日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって，被審人飯塚工業等８社については，本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が３年を超えるため，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，実行期間は平成１９年３月２４日から平成２２年３月２３日までの３年間となる。

b　被審人風間興業

被審人風間興業が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は，平成１９年３月３０日以前であると認められる。また，被審人風間興業は，平成２２年３月２４日以降，本件違反行為を行っていないが，同日前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約を同月３０日に締結していることから，本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日は同日であると認められる。

したがって，被審人風間興業については，本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が３年を超えるため，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，実行期間は平成１９年３月３１日から平成２２年３月３０日までの３年間となる。

c　被審人芦沢組土木

被審人芦沢組土木が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は，同被審人が本件違反行為に基づき最初に石和地区特定土木一式工事の入札に参加した平成１９年６月１９日であると認

められる。また，同被審人は，平成２２年３月２４日以降，本件違反行為を行っておらず，同月２３日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって，被審人芦沢組土木については，独占禁止法第７条の２第１項の規定により，実行期間は平成１９年６月１９日から平成２２年３月２３日までとなる。

(ｳ) 売上額

１０社の前記(ｲ)の各実行期間における石和地区特定土木一式工事に係る売上額を独占禁止法施行令第６条第１項及び第２項の規定に基づき算定すると，各工事の対価の額は別紙１０の１ないし１０の各「４　対象物件一覧」中の「課徴金算定の基礎となる売上額（円）」欄記載の金額となり，各被審人の売上額は上記各別紙の「２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計」記載の金額となる（前記第３の２(7)）。

(ｴ) 算定率

１０社は，いずれも前記(ｲ)の実行期間を通じ，資本金の額が３億円以下の会社であって，建設業に属する事業を主たる事業として営んでいた者である。

したがって，１０社は，いずれも独占禁止法第７条の２第５項第１号に該当する事業者である。

（争いがない。）

(ｵ) 課徴金の額

以上によれば，１０社が国庫に納付すべき課徴金の額は，独占禁止法第７条の２第１項及び第５項の規定により，それぞれ別紙１０の１ないし１０の「２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計」に記載の金額に１００分の４を乗じて得た額から，同条第２３項の規定により１万円未満の端数を切り捨てて算出された，上記各別紙の「３　課徴金額」記載の各金額である。

ウ　結論

よって，１０社に対してそれぞれ前記イ(ｵ)の「課徴金の額」と同額の課徴金の納付を命じた本件各課徴金納付命令は相当である。

第７　法令の適用

以上のとおり，本件各命令はいずれも相当であり，１１社の本件排除措置命令に係る審判請求及び１０社の本件各課徴金納付命令に係る審判請求はいずれも理由がないから，独占禁止法第６６条第２項の規定により，主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成２９年３月３１日

公正取引委員会事務総局

審判長審判官　　山　門　　優

審判官　　酒　井　紀　子

審判官西川康一は転任のため署名押印できない。

審判長審判官　　山　門　　優

別紙１

被審人目録

番号	被審人	本店の所在地	代表者 （代表取締役）	被審人の略称	被審人代表者の略称
１	株式会社飯塚工業	山梨県笛吹市御坂町井之上１５１１番地	飯塚　三郎	被審人飯塚工業	被審人飯塚工業の飯塚社長
２	株式会社中村工務店	山梨県笛吹市境川町藤垈８８０番地１	中村　庄吾	被審人中村工務店	被審人中村工務店の中村社長
３	風間興業株式会社	山梨県笛吹市八代町北１０４７番地１	風間　隆二	被審人風間興業	被審人風間興業の風間社長
４	友愛工業株式会社	山梨県笛吹市石和町八田３２０番地	天川　克夫	被審人友愛工業	被審人友愛工業の天川社長
５	矢崎興業株式会社	山梨県笛吹市八代町北１９９１番地	矢崎　勝教	被審人矢崎興業	被審人矢崎興業の矢崎社長
６	株式会社栗田工業	山梨県笛吹市石和町小石和１８４２番地１	武川　正一	被審人栗田工業	被審人栗田工業の武川社長
７	風間建設株式会社	山梨県笛吹市石和町市部５２２番地	風間　純哉	被審人風間建設	被審人風間建設の風間社長
８	株式会社芦沢組土木	山梨県笛吹市石和町井戸１１１番地の１	芦澤　幸男	被審人芦沢組土木	被審人芦沢組土木の芦澤社長
９	小泉建設株式会社	甲府市上曽根町６４６番地１	小泉　　茂	被審人小泉建設	被審人小泉建設の小泉社長
１０	長田建設株式会社	甲府市下向山町１６６７番地	長田　　仁	被審人長田建設	被審人長田建設の長田社長
１１	中楯建設株式会社	山梨県中央市大鳥居２７６０番地	中楯　勇人	被審人中楯建設	被審人中楯建設の中楯社長

別紙２

代理人目録

番号	被審人	代理人	被審人らの略称
1	被審人飯塚工業 被審人風間興業 被審人矢崎興業 被審人栗田工業 被審人芦沢組土木 被審人小泉建設 被審人長田建設 被審人中楯建設	弁護士　岩下圭一 同　佐藤水暁 同　森一生	被審人飯塚工業ら８社
2	被審人中村工務店	弁護士　中藤力 同　外崎友隆	
3	被審人友愛工業	弁護士　鳥飼重和 同　本田聡 同　高橋美和	

別紙３

審判請求の趣旨目録

番号	被審人	事件番号	審判請求の趣旨
1	被審人飯塚工業	平成２３年（判）第５３号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第６５号	平成２３年（納）第４６号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
2	被審人中村工務店	平成２３年（判）第５４号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第６６号	平成２３年（納）第４７号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
3	被審人風間興業	平成２３年（判）第５５号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第６７号	平成２３年（納）第４８号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
4	被審人友愛工業	平成２３年（判）第５６号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第６８号	平成２３年（納）第４９号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
5	被審人矢崎興業	平成２３年（判）第５７号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第６９号	平成２３年（納）第５０号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
6	被審人栗田工業	平成２３年（判）第５９号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第７１号	平成２３年（納）第５２号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
7	被審人風間建設	平成２３年（判）第６０号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第７２号	平成２３年（納）第５３号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
8	被審人芦沢組土木	平成２３年（判）第６１号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第７３号	平成２３年（納）第５４号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
9	被審人小泉建設	平成２３年（判）第６２号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第７４号	平成２３年（納）第５６号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
10	被審人長田建設	平成２３年（判）第６３号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成２３年（判）第７５号	平成２３年（納）第５７号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
11	被審人中楯建設	平成２３年（判）第６４号	平成２３年（措）第２号排除措置命令の全部の取消しを求める。

別紙４

被審人ら以外の事業者

（平成２３年４月１５日時点）

番号	事業者	本店の所在地	事業者の略称
１	株式会社筒井建設 ※１	山梨県笛吹市石和町河内６５番地１	筒井建設
２	株式会社八木沢興業	山梨県南巨摩郡身延町上八木沢９８番地	八木沢興業
３	株式会社地場工務店	山梨県笛吹市御坂町金川原８５０番地１	地場工務店
４	株式会社宮川工務所 ※１	山梨県笛吹市境川町石橋２３８０番地	宮川工務所
５	サノ工業株式会社 ※２	山梨県中央市大鳥居３６１３番地	サノ工業
６	株式会社須田組 ※１	山梨県笛吹市石和町松本１０３４番地	須田組
７	株式会社窪川組 ※２	山梨県笛吹市石和町東高橋１３４番地の３	窪川組
８	株式会社小林組 ※３	山梨県笛吹市一宮町国分３７５番地	小林組
９	信玄土木株式会社 ※３	山梨県笛吹市境川町石橋２０６２番地	信玄土木
１０	株式会社三興産業 ※３	山梨県笛吹市一宮町中尾１０４番地	三興産業

注１　「※１」を付した事業者は，それぞれ，破産手続開始の決定により解散し，事業活動の全部を取りやめている。

注２　「※２」を付した事業者は，それぞれ，株主総会の決議により解散し，事業活動の全部を取りやめている。

注３　「※３」を付した事業者は，それぞれ，平成１９年４月１日，山梨県から土木一式工事に係る競争入札の参加資格要件を満たす者としての登録を抹消され，同日以降，事実上事業活動の全部を取りやめている。このうち，番号１０の株式会社三興産業は，平成１９年２月１９日，商号を初海工業株式会社から現商号に変更している。

山梨県が，一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事のうち，同県笛吹市（平成１８年４月１日から同年７月３１日までの間にあっては，同県笛吹市又は東八代郡芦川村）の区域を施工場所とするものであって，次のいずれかに該当するもの

１　山梨県から土木一式工事についてＡ等級業者のみを入札の参加者とするもの

２　山梨県から土木一式工事についてＢ等級業者のみを入札の参加者とするもの

３　山梨県から土木一式工事についてＡ等級業者及びＢ等級業者のみを入札の参加者とするもの

４　特定建設工事共同企業体のみを入札の参加者とするもの

別紙６

本件排除措置命令書謄本の送達日等目録

番号	事件番号	被審人	送達日	審判請求日
1	平成23年（判）第53号	被審人飯塚工業	4月16日	6月13日
2	平成23年（判）第54号	被審人中村工務店	4月16日	6月3日
3	平成23年（判）第55号	被審人風間興業	4月18日	6月13日
4	平成23年（判）第56号	被審人友愛工業	4月16日	6月13日
5	平成23年（判）第57号	被審人矢崎興業	4月16日	6月13日
6	平成23年（判）第59号	被審人栗田工業	4月16日	6月13日
7	平成23年（判）第60号	被審人風間建設	4月18日	6月13日
8	平成23年（判）第61号	被審人芦沢組土木	4月16日	6月13日
9	平成23年（判）第62号	被審人小泉建設	4月16日	6月13日
10	平成23年（判）第63号	被審人長田建設	4月16日	6月13日
11	平成23年（判）第64号	被審人中楯建設	4月16日	6月13日

注　「送達日」欄及び「審判請求日」欄中の日付は，いずれも平成23年である。

本件各課徴金納付命令書謄本の送達日等目録

番号	事件番号	被審人	課徴金納付命令	課徴金額	送達日	審判請求日
1	平成23年(判)第65号	被審人飯塚工業	平成23年(納)第46号	5151万円	4月16日	6月13日
2	平成23年(判)第66号	被審人中村工務店	平成23年(納)第47号	3245万円	4月16日	6月3日
3	平成23年(判)第67号	被審人風間興業	平成23年(納)第48号	3080万円	4月18日	6月13日
4	平成23年(判)第68号	被審人友愛工業	平成23年(納)第49号	2631万円	4月16日	6月13日
5	平成23年(判)第69号	被審人矢崎興業	平成23年(納)第50号	2629万円	4月16日	6月13日
6	平成23年(判)第71号	被審人栗田工業	平成23年(納)第52号	1164万円	4月16日	6月13日
7	平成23年(判)第72号	被審人風間建設	平成23年(納)第53号	1008万円	4月18日	6月13日
8	平成23年(判)第73号	被審人芦沢組土木	平成23年(納)第54号	960万円	4月16日	6月13日
9	平成23年(判)第74号	被審人小泉建設	平成23年(納)第56号	488万円	4月16日	6月13日
10	平成23年(判)第75号	被審人長田建設	平成23年(納)第57号	155万円	4月16日	6月13日

注　「送達日」欄及び「審判請求日」欄中の日付は，いずれも平成23年である。

別紙８

番号	事業者	期間
1	宮川工務所	平成１８年４月１日から平成１９年４月３０日までの間
2	須田組	平成１８年４月１日から平成２０年４月１７日までの間
3	サノ工業	平成１８年４月１日から平成２１年３月３１日までの間
4	筒井建設	平成１８年４月１日から平成２１年３月３１日までの間
5	被審人芦沢組土木	平成１９年４月１日から平成２２年３月２３日までの間
6	地場工務店	平成２１年４月１日から平成２２年３月２３日までの間

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
1	峡東林環事	H18.4.26	H18.5.16	白崩地域防災対策総合治山工事	笛吹市八代町竹居白崩	指名競争	－		49,455,000	友愛工業	94.4%	46,700,000							94.4%	友愛工業				
										須田組	95.0%	47,000,000												
										初海工業	95.3%	47,150,000												
										筒井建設	96.1%	47,530,000												
										窪川組	96.9%	47,900,000												
										小林組	97.1%	48,000,000												
										信玄土木	97.4%	48,150,000												
										栗田工業		－												
2	峡東林環事	H18.5.19	H18.6.23	名所山工事	笛吹市境川町藤垈名所山	一般競争	峡東		35,059,000	宮川工務所	96.5%	33,820,000							96.5%	宮川工務所	○	○		
										信玄土木	96.6%	33,860,000												
										須田組	96.6%	33,880,000												
										初海工業	96.8%	33,920,000												
										窪川組	96.9%	33,960,000												
										栗田工業	97.0%	34,000,000												
										小林組	97.0%	34,020,000												
3	峡東建設事	H18.5.30	H18.6.19	石和市部通り線（駅前交差点）道路改良工事	笛吹市石和町市部地内の１	指名競争	－		44,876,000	栗田工業	97.8%	43,900,000							97.8%	栗田工業	○			
										筒井建設	98.0%	43,990,000												
										須田組	98.0%	44,000,000												
										窪川組	98.7%	44,300,000												
										小林組	99.2%	44,500,000												
										初海工業	99.5%	44,650,000												
4	峡東林環事	H18.6.7	H18.7.12	アゴ沢復旧治山工事	笛吹市御坂町上黒駒屋敷入	一般競争	峡東		66,858,000	飯塚工業	98.0%	65,500,000							98.0%	飯塚工業		○	●	○
										中村工務店	98.1%	65,600,000												
										初海工業	98.5%	65,850,000												
										風間興業	98.6%	65,900,000												
										窪川組	98.7%	66,000,000												
										▲廣川工業所	98.9%	66,140,000												
										矢崎興業	99.0%	66,160,000												
										▲三枝産業	99.2%	66,350,000												
										風間建設	99.5%	66,500,000												
5	峡東林環事	H18.6.30	H18.7.19	日影上流１工区地域防災対策総合治山工事	笛吹市一宮町石京戸入会	指名競争	－		53,376,000	小林組	97.4%	52,000,000							97.4%	小林組		○		●
										初海工業	97.7%	52,150,000												
										須田組	97.8%	52,200,000												
										▲小沢建設	98.0%	52,300,000												
										窪川組	98.1%	52,360,000												
										宮川工務所	98.3%	52,480,000												
										信玄土木	98.4%	52,500,000												
										栗田工業	98.5%	52,600,000												
6	峡東林環事	H18.6.30	H18.7.19	小川沢右支復旧治山工事	笛吹市御坂町上黒駒御坂山	指名競争	－		61,844,000	▲中沢工業	97.0%	60,000,000							97.0%	▲中沢工業				
										風間興業	97.1%	60,070,000												
										▲小沢建設	97.3%	60,150,000												
										▲早野組	97.5%	60,300,000												
										飯塚工業	97.5%	60,300,000												
										初海工業	97.6%	60,350,000												
										▲国際建設	97.8%	60,500,000												
										小林組	98.3%	60,800,000												
7	峡東林環事	H18.7.3	H18.8.8	日影上流２工区地域防災対策総合治山工事	笛吹市一宮町石京戸入会	一般競争	峡東		72,327,000	▲野澤工業	96.1%	69,500,000							96.1%	▲野澤工業				
										▲植野興業	96.9%	70,100,000												
										飯塚工業	97.2%	70,300,000												
										▲廣川工業所	97.9%	70,800,000												
										▲三枝産業	97.9%	70,800,000												
										▲峡東建設	97.9%	70,800,000												
										風間興業	98.2%	71,000,000												
										▲田辺建設	98.2%	71,000,000												
										▲岩波建設	98.2%	71,000,000												
										▲髙野建設	98.2%	71,000,000												
										矢崎興業	98.3%	71,100,000												
										中村工務店	98.4%	71,200,000												
										窪川組	98.6%	71,300,000												
										風間建設	98.9%	71,500,000												
										▲昭和建設	99.0%	71,600,000												
8	峡東建設事	H18.7.3	H18.7.20	石和市部通り線（東町工区）道路改良工	笛吹市石和町市部地内の２	指名競争	－		92,980,000	風間建設	97.9%	91,000,000							97.9%	風間建設	○	○	●	○
										中村工務店	98.3%	91,400,000												
										須田組	98.4%	91,450,000												
										矢崎興業	98.5%	91,620,000												
										風間興業	98.9%	91,930,000												
										筒井建設	98.9%	92,000,000												
										飯塚工業	99.0%	92,070,000												
										窪川組	99.1%	92,160,000												
9	峡東農務事	H18.7.14	H18.8.9	本都塚２期地区　幹線道路１２工区改良工事	笛吹市一宮町坪井地内	一般競争	峡東		35,990,000	小林組	97.8%	35,200,000							97.8%	小林組		○		
										須田組	98.0%	35,270,000												
										窪川組	98.2%	35,350,000												
										栗田工業	98.5%	35,440,000												
										筒井建設	98.5%	35,450,000												
										宮川工務所	98.7%	35,520,000												
										友愛工業	98.8%	35,550,000												
10	峡東建設事	H18.7.14	H18.8.18	狐川　砂防工事	笛吹市境川町大黒坂地先	指名競争	－		53,004,000	窪川組	97.0%	51,400,000							97.0%	窪川組	○			
										宮川工務所	97.4%	51,600,000												
										筒井建設	97.6%	51,750,000												
										栗田工業	97.7%	51,800,000												
										須田組	98.1%	52,000,000												
										友愛工業	98.4%	52,150,000												
										小林組	98.5%	52,200,000												
										信玄土木		－												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
11	峡東建設事	H18.7.14	H18.8.10	白井甲州線　道路改良工事	笛吹市境川町前間田１工区	指名競争	－		74,660,000	中村工務店	98.4%	73,500,000							98.4%	中村工務店		○		
										飯塚工業	98.7%	73,700,000												
										風間興業	98.9%	73,850,000												
										宮川工務所	99.1%	74,000,000												
										矢崎興業	99.2%	74,100,000												
										窪川組	99.3%	74,150,000												
										筒井建設	99.5%	74,300,000												
										信玄土木		ー												
12	峡東農務事	H18.7.20	H18.8.11	上黒駒地区　支線道路第１号（第１０工区）工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	指名競争	－		61,290,000	風間興業	97.6%	59,800,000							97.6%	風間興業	○		●	○
										飯塚工業	97.7%	59,900,000												
										中村工務店	97.9%	60,000,000												
										筒井建設	98.2%	60,200,000												
										風間建設	98.7%	60,500,000												
										矢崎興業	98.7%	60,500,000												
										小林組	99.0%	60,700,000												
										初海工業		ー												
13	峡東林環事	H18.7.31	H18.8.17	屋敷入右支復旧治山工事	笛吹市御坂町上黒駒御坂山地内	指名競争	－		80,121,000	▲中沢工業	96.1%	77,000,000							96.1%	▲中沢工業				
										須田組	96.7%	77,500,000												
										風間建設	97.1%	77,800,000												
										飯塚工業	97.7%	78,300,000												
										矢崎興業	98.0%	78,500,000												
										▲小沢建設	98.1%	78,600,000												
										▲国際建設	98.5%	78,900,000												
										風間興業	98.9%	79,200,000												
14	峡東建設事	H18.7.31	H18.8.18	石和市部通り線（鵜飼１工区）道路改良工	笛吹市石和町市部地内の４	指名競争	－		45,968,000	須田組	96.8%	44,500,000							96.8%	須田組	○			
										筒井建設	97.4%	44,750,000												
										窪川組	97.7%	44,900,000												
										小林組	97.9%	45,000,000												
										宮川工務所	98.2%	45,160,000												
										初海工業		ー												
15	道路整備課	H18.8.11	H18.9.20	白井甲州線　道路改良工事	笛吹市境川町前間田３工区	一般競争	峡東+中北		147,550,000	飯塚工業	96.9%	143,000,000							96.9%	飯塚工業				
										矢崎興業	97.1%	143,250,000												
										▲岩波建設	97.3%	143,500,000												
										風間興業	97.6%	143,980,000												
										▲富士島建設	97.6%	144,000,000												
										風間建設	97.9%	144,400,000												
										▲道村建設	98.3%	145,000,000												
16	道路整備課	H18.8.11	H18.9.20	白井河原八田線　道路改良工事	笛吹市石和町小石和１工区	一般競争	峡東+中北		104,016,000	風間興業	97.1%	101,000,000							97.1%	風間興業				
										矢崎興業	97.6%	101,500,000												
										中村工務店	97.9%	101,800,000												
										▲富士島建設	98.1%	102,000,000												
										風間建設	98.1%	102,000,000												
										飯塚工業	98.4%	102,400,000												
										▲岩波建設	98.8%	102,800,000												
17	峡東建設事	H18.8.14	H18.9.12	馬場川　河川工事	笛吹市御坂町夏目原地内の１	一般競争	峡東		50,866,000	栗田工業	98.3%	50,000,000							98.3%	栗田工業				
										窪川組	98.5%	50,100,000												
										筒井建設	98.7%	50,200,000												
										須田組	99.4%	50,580,000												
										宮川工務所	99.6%	50,650,000												
										小林組	99.7%	50,690,000												
18	峡東農務事	H18.8.18	H18.9.12	上黒駒地区支線道路第5号（第2工区）道路工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東		36,530,000	窪川組	97.9%	35,750,000							97.9%	窪川組				
										宮川工務所	98.3%	35,900,000												
										栗田工業	98.5%	36,000,000												
										筒井建設	99.0%	36,150,000												
										小林組	99.1%	36,200,000												
19	峡東農務事	H18.8.18	H18.9.4	上黒駒地区　支線道路第１ー１号（第３工区）道路工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	指名競争	－		45,790,000	筒井建設	97.9%	44,850,000							97.9%	筒井建設				
										友愛工業	98.7%	45,180,000												
										栗田工業	98.7%	45,200,000												
										須田組	98.8%	45,260,000												
										宮川工務所	98.9%	45,300,000												
										信玄土木		ー												
20	峡東建設事	H18.8.18	H18.9.5	渋川　河川工事	笛吹市石和町小石和地内の４	指名競争	－		57,521,000	矢崎興業	98.0%	56,370,000							98.0%	矢崎興業				
										飯塚工業	98.1%	56,450,000												
										須田組	98.2%	56,500,000												
										筒井建設	98.7%	56,750,000												
										栗田工業	98.7%	56,800,000												
										風間興業	98.9%	56,900,000												
										中村工務店	99.1%	57,000,000												
										窪川組	99.3%	57,100,000												
21	峡東建設事	H18.8.18	H18.9.8	渋川　河川工事	笛吹市石和町小石和地内の５	指名競争	－		38,678,000	筒井建設	98.0%	37,900,000							98.0%	筒井建設	○			
										須田組	98.5%	38,100,000												
										窪川組	98.8%	38,220,000												
										栗田工業	98.9%	38,250,000												
										宮川工務所	99.0%	38,280,000												
										信玄土木		ー												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
22	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.14	大野寺地区　支線道路第2号（2工区）改良工事	笛吹市御坂町大野寺地内	指名競争	－		76,100,000	飯塚工業	97.0%	73,800,000							97.0%	飯塚工業		○		
										風間興業	97.2%	73,980,000												
										矢崎興業	97.2%	74,000,000												
										中村工務店	97.9%	74,480,000												
										窪川組	97.9%	74,500,000												
										風間建設	98.0%	74,600,000												
										栗田工業	98.6%	75,000,000												
										小林組		－												
23	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.14	東八中央東3期地区　大野寺5工区道路改良工事	笛吹市御坂町大野寺地内	指名競争	－		58,950,000	飯塚工業	97.0%	57,200,000							97.0%	飯塚工業		○		
										風間興業	97.1%	57,250,000												
										矢崎興業	97.5%	57,480,000												
										友愛工業	97.5%	57,500,000												
										風間建設	97.9%	57,700,000												
										中村工務店	98.4%	57,980,000												
										須田組	98.4%	58,000,000												
										筒井建設	99.2%	58,500,000												
24	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.14	一宮塩田地区支線道路第4号・第5号道路工事	笛吹市一宮町塩田地内	指名競争	－		34,590,000	友愛工業	97.7%	33,800,000							97.7%	友愛工業	○			
										窪川組	98.1%	33,950,000												
										須田組	98.3%	34,000,000												
										宮川工務所	98.7%	34,150,000												
										小林組		－												
										信玄土木		－												
25	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.14	一宮北部地区農道第2号・第6号・排水路第3号・第4号工事	笛吹市一宮町上矢作地内	指名競争	－		43,480,000	栗田工業	98.0%	42,600,000							98.0%	栗田工業	○			
										宮川工務所	98.2%	42,680,000												
										筒井建設	98.9%	43,000,000												
										窪川組	99.4%	43,200,000												
										友愛工業	99.8%	43,400,000												
										小林組		－												
26	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.14	一宮北部地区農道第3号・第8号・排水路第5号工事	笛吹市一宮町中尾地内	指名競争	－		34,500,000	窪川組	98.0%	33,800,000							98.0%	窪川組				
										筒井建設	98.2%	33,880,000												
										栗田工業	98.4%	33,950,000												
										須田組	98.6%	34,000,000												
										小林組		－												
										信玄土木		－												
27	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.14	八代地区　鳥獣害防止柵設置その2工事	笛吹市八代町奈良原・米倉・岡・永井地内	指名競争	－		33,640,000	宮川工務所	97.5%	32,800,000							97.5%	宮川工務所				
										栗田工業	97.9%	32,950,000												
										窪川組	98.4%	33,100,000												
										友愛工業	98.5%	33,150,000												
										須田組	99.0%	33,300,000												
										信玄土木		－												
28	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.14	上黒駒地区　支線道路第3号（第2工区）道路工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	指名競争	－		42,780,000	須田組	97.9%	41,900,000							97.9%	須田組	○			
										栗田工業	98.2%	42,000,000												
										宮川工務所	98.4%	42,100,000												
										友愛工業	98.6%	42,200,000												
										筒井建設	99.5%	42,560,000												
										信玄土木		－												
29	峡東建設事	H18.8.30	H18.9.15	石和市部通り線【鵜飼2工区】道路改良工事	笛吹市石和町市部地内の５	指名競争	－		47,214,000	友愛工業	98.1%	46,300,000							98.1%	友愛工業	○	○		
										宮川工務所	98.5%	46,500,000												
										窪川組	99.0%	46,740,000												
										筒井建設	99.2%	46,820,000												
										小林組		－												
										信玄土木		－												
30	道路整備課	H18.9.11	H18.10.27	富士河口湖芦川線　若彦トンネル（仮称）芦川工区建設工事（一部債務）	笛吹市芦川町上芦川１工区	一般競争	全県	簡易型	1,738,964,000	▲早野組・飯塚工業・風間建設JV	91.9%	1,598,000,000	22	5	5	1	33	6.883	91.9%	▲早野組・飯塚工業・風間建設JV				
										▲昭和建設・▲植野興業・▲髙野建設JV	97.8%	1,700,000,000	5	5	17	1	28	6.381						
										▲長田組土木・矢崎興業・風間興業JV	97.9%	1,703,000,000	5	2	8	1	16	6.156						
										▲国際建設・▲三枝組・中村工務店JV	99.0%	1,721,000,000	7	2	14	1	24	6.233						
										▲天野工業・▲桑原組・▲山英建設JV		－	10	7	8	1	26							
										▲富士島建設・▲内藤工業・▲峡北建設JV		－	0	7	5	1	13							
31	峡東農務事	H18.9.13	H18.9.29	八代地区　竹居1号農道工事	笛吹市八代町竹居地内	指名競争	－		36,220,000	栗田工業	97.7%	35,400,000							97.7%	栗田工業				
										宮川工務所	98.2%	35,550,000												
										友愛工業	98.6%	35,700,000												
										小林組	99.1%	35,900,000												
										須田組	99.4%	35,990,000												
										窪川組	99.4%	36,000,000												
32	峡東農務事	H18.9.13	H18.10.5	芦川地区　中芦川1号農道改良工事	笛吹市芦川町中芦川地内	一般競争	峡東+中北		30,210,000	長田建設	97.0%	29,300,000							97.0%	長田建設		○		
										小泉建設	97.2%	29,370,000												
										宮川工務所	98.1%	29,650,000												
										中橋建設	98.3%	29,700,000												
										サノ工業	98.5%	29,760,000												
										須田組	98.6%	29,800,000												
										窪川組	99.3%	30,000,000												
33	峡東農務事	H18.9.13	H18.10.11	一宮塩田地区排水路第3号工事	笛吹市一宮町塩田地内	一般競争	峡東		36,820,000	筒井建設	97.9%	36,050,000							97.9%	筒井建設				
										宮川工務所	98.2%	36,150,000												
										友愛工業	98.3%	36,180,000												
										小林組	98.3%	36,200,000												
										栗田工業	98.4%	36,230,000												
										窪川組	98.5%	36,250,000												
										須田組	98.6%	36,300,000												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
34	峡東農務事	H18.9.13	H18.10.5	八代地区　竜安寺ため池改修工事	笛吹市八代町米倉地内	一般競争	峡東		30,850,000	信玄土木	97.9%	30,200,000							97.9%	信玄土木		○		
										筒井建設	98.1%	30,250,000												
										友愛工業	98.2%	30,300,000												
										小林組	98.3%	30,330,000												
										栗田工業	98.5%	30,400,000												
										窪川組	98.9%	30,500,000												
35	峡東建設事	H18.9.13	H18.10.2	国道137号 道路改良工事	笛吹市御坂町上黒駒1工区	指名競争	－		60,148,000	飯塚工業	96.4%	58,000,000							96.4%	飯塚工業	○	○		
										風間興業	97.8%	58,800,000												
										風間建設	98.1%	58,980,000												
										栗田工業	98.1%	58,980,000												
										小林組	98.1%	59,000,000												
										矢崎興業	98.1%	59,000,000												
										友愛工業	98.4%	59,200,000												
										須田組	98.9%	59,500,000												
36	峡東農務事	H18.10.3	H18.11.1	春日居第一地区　支線農道第7号1工区道路工事	笛吹市春日居町熊野堂地内	一般競争	峡東		38,830,000	須田組	97.9%	38,000,000							97.9%	須田組			●	○
										友愛工業	98.3%	38,160,000												
										▲奥山建設	98.6%	38,300,000												
										▲内田組	99.0%	38,450,000												
										窪川組	99.2%	38,530,000												
										▲藤プラント建設	99.3%	38,550,000												
										筒井建設	99.4%	38,600,000												
										栗田工業	99.7%	38,700,000												
										小林組		ー												
37	峡東農務事	H18.10.3	H18.10.19	釈迦堂地区　石3工区道路改良工事	笛吹市一宮町石地内	指名競争	－		28,800,000	友愛工業	97.9%	28,200,000							97.9%	友愛工業	○			
										▲坂本組	98.3%	28,300,000												
										須田組	98.4%	28,350,000												
										栗田工業	98.6%	28,400,000												
										宮川工務所	98.8%	28,450,000												
										▲甲信建設	99.0%	28,500,000												
38	峡東農務事	H18.10.3	H18.10.19	一宮塩田地区支線道路第15号7工区道路工事	笛吹市一宮町新巻地内	指名競争	－		30,040,000	宮川工務所	97.5%	29,280,000							97.5%	宮川工務所				
										筒井建設	97.7%	29,350,000												
										栗田工業	97.8%	29,380,000												
										▲川口土建	97.9%	29,400,000												
										友愛工業	98.0%	29,440,000												
										▲山梨建設	98.4%	29,550,000												
39	峡東建設事	H18.10.12	H18.10.30	藤垈石和線　歩道工事	笛吹市八代町北1工区	指名競争	－		31,791,000	筒井建設	98.0%	31,150,000							98.0%	筒井建設				
										宮川工務所	98.2%	31,230,000												
										須田組	98.3%	31,250,000												
										友愛工業	98.5%	31,300,000												
										栗田工業	99.0%	31,480,000												
										窪川組	99.1%	31,500,000												
40	峡東農務事	H18.10.13	H18.11.7	芦川地区　上芦川2号農道改良工事（明許）	笛吹市芦川町上芦川地内	一般競争	峡東+中北		29,290,000	小泉建設	97.0%	28,400,000							97.0%	小泉建設				
										▲坂本屋	97.6%	28,600,000												
										宮川工務所	98.3%	28,800,000												
										窪川組	98.3%	28,800,000												
										須田組	98.7%	28,900,000												
										筒井建設	99.0%	29,000,000												
										長田建設	99.0%	29,000,000												
41	峡東建設事	H18.10.16	H18.11.13	国道411号 橋梁補強工事（明許）	笛吹市一宮町田中日川橋1工区	一般競争	峡東		45,196,000	須田組	98.0%	44,300,000							98.0%	須田組				
										▲山梨建設	98.5%	44,500,000												
										栗田工業	98.6%	44,570,000												
										▲内田組	98.8%	44,650,000												
										友愛工業	99.0%	44,760,000												
										▲山梨技建	99.1%	44,800,000												
										▲藤プラント建設	99.1%	44,800,000												
										筒井建設	99.5%	44,950,000												
42	峡東建設事	H18.10.26	H18.11.14	白井河原八田線　歩道設置工事	笛吹市石和町窪中島1工区	指名競争	－		58,888,000	友愛工業	97.6%	57,500,000							97.6%	友愛工業			●	
										窪川組	98.2%	57,820,000												
										栗田工業	98.3%	57,900,000												
										飯塚工業	98.5%	58,000,000												
										風間建設	98.7%	58,100,000												
										矢崎興業	98.7%	58,100,000												
										須田組	98.8%	58,200,000												
										筒井建設	99.1%	58,350,000												
43	峡東建設事	H18.10.26	H18.11.14	里道川　付替道路工事（明許）	笛吹市芦川町鶯宿地先の１０	指名競争	－		42,078,000	宮川工務所	98.3%	41,370,000							98.3%	宮川工務所				
										栗田工業	98.4%	41,420,000												
										友愛工業	98.5%	41,450,000												
										須田組	98.7%	41,520,000												
										窪川組	98.7%	41,550,000												
										信玄土木	98.8%	41,580,000												
44	峡東農務事	H18.11.16	H18.12.19	寺尾地区　幹線道路第1号8工区改良工事	笛吹市境川町寺尾地内	一般競争	峡東+中北		40,260,000	小泉建設	96.1%	38,700,000							96.1%	小泉建設		○		
										宮川工務所	96.5%	38,850,000												
										窪川組	96.6%	38,880,000												
										筒井建設	96.7%	38,950,000												
										長田建設	97.0%	39,050,000												
										須田組	97.2%	39,150,000												
										栗田工業	97.7%	39,350,000												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
45	峡東建設事	H18.11.20	H18.12.20	里道川　砂防工事（明許）	笛吹市芦川町鶯宿地先の１１	一般競争	峡東		59,619,000	矢崎興業	98.8%	58,900,000							98.8%	矢崎興業	○			
										飯塚工業	99.0%	59,000,000												
										筒井建設	99.0%	59,000,000												
										風間興業	99.1%	59,100,000												
										中村工務店	99.1%	59,100,000												
										風間建設	99.2%	59,120,000												
										窪川組	99.2%	59,150,000												
										友愛工業	99.3%	59,200,000												
										栗田工業	99.5%	59,300,000												
46	峡東農務事	H18.12.1	H18.12.18	寺尾地区　支線道路第６号２工区改良工事	笛吹市境川町寺尾地内	指名競争	－		62,270,000	中村工務店	98.0%	61,000,000							98.0%	中村工務店	○	○		
										飯塚工業	98.3%	61,200,000												
										宮川工務所	98.4%	61,270,000												
										風間興業	98.8%	61,500,000												
										矢崎興業	99.0%	61,650,000												
										風間建設	99.1%	61,700,000												
										窪川組	99.4%	61,900,000												
										友愛工業	99.6%	62,000,000												
47	峡東建設事	H18.12.1	H18.12.20	渋川　河川・橋梁工事（明許）	笛吹市石和町小石和地内の１０	指名競争	－		79,179,000	風間建設	97.9%	77,500,000							97.9%	風間建設	○			
										中村工務店	98.4%	77,900,000												
										飯塚工業	98.5%	78,000,000												
										栗田工業	98.5%	78,000,000												
										風間興業	98.9%	78,300,000												
										須田組	99.2%	78,550,000												
										窪川組	99.3%	78,600,000												
										友愛工業	99.3%	78,600,000												
48	峡東建設事	H18.12.1	H18.12.26	金川　砂防工事（明許）	笛吹市御坂町上黒駒地先の２	一般競争	峡東		73,304,000	飯塚工業	96.9%	71,000,000							96.9%	飯塚工業	○	○		
										筒井建設	97.5%	71,500,000												
										風間興業	97.9%	71,800,000												
										▲岩波建設	98.2%	72,000,000												
										風間建設	98.2%	72,000,000												
										中村工務店	98.6%	72,300,000												
										矢崎興業	98.9%	72,500,000												
										友愛工業	99.0%	72,600,000												
49	峡東農務事	H18.12.15	H19.1.10	上黒駒地区　支線道路第１号（第１１工区）工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	指名競争	－		41,460,000	宮川工務所	96.0%	39,800,000							96.0%	宮川工務所				
										窪川組	96.4%	39,960,000												
										須田組	96.9%	40,160,000												
										筒井建設	97.0%	40,220,000												
										友愛工業	97.2%	40,280,000												
										栗田工業	97.3%	40,340,000												
50	峡東農務事	H18.12.27	H19.1.19	東八中央東３期地区　大野寺６工区道路改良工事（明許）	笛吹市御坂町大野寺地内	指名競争	－		68,500,000	風間興業	95.8%	65,600,000							95.8%	風間興業		○		
										筒井建設	96.2%	65,900,000												
										矢崎興業	96.4%	66,000,000												
										友愛工業	96.6%	66,150,000												
										風間建設	97.2%	66,600,000												
										栗田工業	97.2%	66,600,000												
										窪川組	97.7%	66,900,000												
										中村工務店	97.8%	67,000,000												
51	峡東建設事	H18.12.27	H19.1.24	藤垈石和線　道路改良工事（明許）	笛吹市八代町南３工区	指名競争	－		34,975,000	窪川組	97.7%	34,160,000							97.7%	窪川組				
										宮川工務所	98.0%	34,280,000												
										栗田工業	98.2%	34,360,000												
										筒井建設	98.5%	34,450,000												
										須田組	98.6%	34,500,000												
										友愛工業	99.0%	34,620,000												
52	峡東建設事	H19.1.17	H19.2.15	富士河口湖芦川線道路改良工事（明許）	笛吹市芦川町上芦川２工区	一般競争	峡東		52,070,000	宮川工務所	96.0%	50,000,000							96.0%	宮川工務所	○			
										窪川組	97.0%	50,500,000												
										筒井建設	97.8%	50,950,000												
										友愛工業	97.9%	51,000,000												
53	峡東建設事	H19.2.2	H19.2.21	石和市部通り線（駅前交差点）道路改良工（明許）	笛吹市石和町市部地内の１６	指名競争	－		47,497,000	栗田工業	97.9%	46,500,000							97.9%	栗田工業	○		●	
										窪川組	98.5%	46,800,000												
										筒井建設	98.7%	46,900,000												
										宮川工務所	99.0%	47,000,000												
										▲山梨建設	99.0%	47,030,000												
										▲佐藤建設工業	99.4%	47,200,000												
54	道路整備課	H19.2.7	H19.3.15	主要地方道白井甲州線　道路改良工事（明許）	笛吹市境川町前間田４工区	一般競争	峡東+中北		108,291,000	中村工務店	75.5%	81,800,000							75.5%	中村工務店		○		
										風間建設	75.9%	82,220,000												
										風間興業	76.6%	83,000,000												
										矢崎興業	97.0%	105,000,000												
										▲長田組土木	97.9%	106,000,000												
										▲富士島建設	97.9%	106,000,000												
										▲大新工業	97.9%	106,000,000												
										▲昭和建設	98.8%	107,000,000												
55	峡東建設事	H19.2.13	H19.3.14	笛吹市川三郷線道路改良工事（明許）	笛吹市芦川町中芦川１工区	一般競争	峡東		76,513,000	矢崎興業	85.0%	65,000,000							85.0%	矢崎興業			●	
										風間建設	86.9%	66,500,000												
										中村工務店	96.7%	74,000,000												
										友愛工業	97.0%	74,220,000												
										飯塚工業	97.8%	74,800,000												
										窪川組	98.4%	75,300,000												
										風間興業	98.7%	75,500,000												
										宮川工務所	99.3%	76,000,000												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
56	峡東林環事	H19.3.1	H19.3.28	日影上流3工区地域防災対策総合治山工事(明許)	笛吹市一宮町石京戸入会地内	一般競争	峡東		51,708,000	筒井建設	97.8%	50,570,000							97.8%	筒井建設				
										窪川組	98.1%	50,700,000												
										友愛工業	98.5%	50,930,000												
										栗田工業	98.6%	51,000,000												
										須田組	99.0%	51,200,000												
57	峡東林環事	H19.3.1	H19.3.28	唐沢本流復旧治山工事（明許）	笛吹市御坂町上黒駒唐沢山地内	一般競争	峡東		41,325,000	須田組	97.5%	40,300,000							97.5%	須田組				
										友愛工業	98.0%	40,500,000												
										筒井建設	98.6%	40,760,000												
										窪川組	98.7%	40,800,000												
										栗田工業	99.1%	40,950,000												
58	峡東建設事	H19.3.15	H19.3.28	平等川　河川工事（明許）	笛吹市春日居町鎮目地内の１	指名競争	－		84,640,000	友愛工業	75.5%	63,910,000							95.7%	風間興業				
										栗田工業	75.9%	64,260,000												
										矢崎興業	76.0%	64,300,000												
										須田組	76.9%	65,120,000												
										風間興業	95.7%	81,000,000												
										飯塚工業	96.9%	82,000,000												
										中村工務店	98.1%	83,000,000												
										風間建設		－												
59	峡東建設事	H19.3.15	H19.3.28	浅川砂防工事(明許)	笛吹市八代町奈良原地先の２	指名競争	－		61,637,000	風間興業	91.7%	56,500,000							91.7%	風間興業	○			
										中村工務店	92.2%	56,800,000												
										窪川組	92.3%	56,900,000												
										飯塚工業	92.5%	57,000,000												
										筒井建設	93.3%	57,500,000												
										矢崎興業	94.1%	58,000,000												
										宮川工務所	95.6%	58,900,000												
										風間建設		－												
60	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	小川沢左支治山工事	笛吹市御坂町上黒駒御坂山地内	一般競争	峡東+中北		68,507,000	風間建設	74.2%	50,850,000							74.4%	飯塚工業		○	○	●
										飯塚工業	74.4%	50,960,000												
										栗田工業	80.0%	54,800,000												
										筒井建設	90.0%	61,650,000												
										友愛工業	97.0%	66,450,000												
										窪川組	97.0%	66,470,000												
										▲中沢工業	97.1%	66,500,000												
										風間興業	97.4%	66,700,000												
										矢崎興業	98.9%	67,780,000												
										中村工務店	99.0%	67,800,000												
61	峡東建設事	H19.5.21	H19.6.20	笛吹市川三郷線　道路改良工事	笛吹市芦川町中芦川１工区	一般競争	峡東		30,299,000	友愛工業	73.8%	22,360,000							73.8%	友愛工業				
										風間建設	74.4%	22,540,000												
										芦沢組土木	74.6%	22,600,000												
										栗田工業	75.9%	22,990,000												
										須田組	77.9%	23,600,000												
										窪川組	96.7%	29,300,000												
										風間興業	97.4%	29,500,000												
										筒井建設	98.4%	29,800,000												
62	峡東林環事	H19.5.23	H19.6.20	後山沢治山工事	笛吹市御坂町上黒駒屋敷入地内	一般競争	峡東+中北		39,105,000	風間興業	72.6%	28,380,000							72.6%	風間興業	○		○	
										友愛工業	74.1%	28,970,000												
										栗田工業	89.5%	35,000,000												
										風間建設	92.1%	36,000,000												
										須田組	96.4%	37,700,000												
										芦沢組土木	96.9%	37,900,000												
										窪川組	97.0%	37,950,000												
										筒井建設	97.9%	38,300,000												
										▲小沢建設	99.7%	39,000,000												
63	峡東農務事	H19.5.29	H19.6.19	芦川地区　鴛宿鳥獣害防止柵設置その３工事	笛吹市芦川町鴛宿地内	一般競争	峡東+中北		31,420,000	小泉建設	73.3%	23,034,000							74.4%	栗田工業				
										栗田工業	74.4%	23,370,000												
										風間建設	92.9%	29,200,000												
										芦沢組土木	96.8%	30,400,000												
										須田組	97.0%	30,470,000												
										窪川組	97.0%	30,480,000												
										風間興業	97.1%	30,500,000												
										友愛工業	98.0%	30,790,000												
										筒井建設	98.7%	31,000,000												
64	峡東林環事	H19.5.30	H19.6.27	苅置沢治山工事	笛吹市御坂町藤野木苅置沢地内	一般競争	峡東+中北		64,280,000	▲中沢工業	94.9%	61,000,000							94.9%	▲中沢工業				
										窪川組	96.1%	61,800,000												
										栗田工業	96.1%	61,800,000												
										須田組	96.9%	62,300,000												
										友愛工業	97.2%	62,460,000												
										▲中沢建設	97.2%	62,500,000												
										中村工務店	97.9%	62,900,000												
										筒井建設	98.0%	62,990,000												
										風間興業	98.0%	63,000,000												
										風間建設	98.6%	63,400,000												
										飯塚工業		－												
65	峡東建設事	H19.6.12	H19.7.11	里道川県道付替工事	笛吹市芦川町鴛宿地先	一般競争	峡東		69,373,000	風間建設	74.4%	51,630,000							74.9%	友愛工業				
										友愛工業	74.9%	51,950,000												
										中村工務店	75.6%	52,450,000												
										窪川組	95.9%	66,500,000												
										栗田工業	97.9%	67,900,000												
										筒井建設	97.9%	67,950,000												
										飯塚工業	98.0%	68,000,000												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
66	峡東建設事	H19.6.25	H19.7.25	富士河口湖芦川線　道路改良工事	笛吹市芦川町上芦川1工区	一般競争	峡東		51,624,000	中村工務店	74.3%	38,343,000							74.3%	中村工務店				
										栗田工業	74.3%	38,370,000												
										矢崎興業	79.0%	40,800,000												
										窪川組	79.0%	40,800,000												
										風間興業	92.4%	47,700,000												
										須田組	93.9%	48,500,000												
										友愛工業	96.9%	50,000,000												
										筒井建設	98.0%	50,580,000												
67	峡東林環事	H19.6.27	H19.7.25	日影上流2工区治山工事	笛吹市一宮町石京戸入会地内	一般競争	峡東+中北		70,215,000	▲野澤工業	96.7%	67,900,000							96.7%	▲野澤工業				
										▲中村建設	98.0%	68,800,000												
										筒井建設	98.0%	68,800,000												
										矢崎興業	98.0%	68,800,000												
										窪川組	98.1%	68,850,000												
										▲三森建設	98.1%	68,900,000												
										▲大和工務店	98.1%	68,900,000												
										風間興業	98.3%	69,000,000												
										風間建設	98.4%	69,100,000												
										▲川口土建	98.5%	69,150,000												
										▲廣川工業所	98.6%	69,200,000												
										▲昭和建設	99.0%	69,500,000												
										▲髙野建設	99.1%	69,600,000												
										友愛工業		－												
68	峡東建設事	H19.7.3	H19.8.1	国道140号盆橋　橋梁耐震補強工事	笛吹市石和町松本地内	一般競争	峡東		44,315,000	須田組	79.6%	35,287,000							82.0%	風間建設				
										風間建設	82.0%	36,330,000												
										友愛工業	86.7%	38,400,000												
										筒井建設	98.0%	43,420,000												
										窪川組	99.3%	44,000,000												
69	道路管理課	H19.7.13	H19.9.3	国道411号　橋梁補強工事（一部債務）	笛吹市石和町笛吹橋	一般競争	全県	簡易型	120,589,000	飯塚工業	96.6%	116,500,000	5	4	3	1	13	98.235	96.6%	飯塚工業				
										矢崎興業	98.7%	119,000,000	5	3	3	1	12	95.237						
										▲中村建設		－	5	0	5	0	10							
										▲植野興業		－	10	1	5	1	17							
										▲富士島建設		－	5	2	4	1	12							
										中村工務店		－	10	3	4	1	18							
70	峡東林環事	H19.7.25	H19.8.22	清八峠西治山工事	笛吹市御坂町上黒駒八町山　地内	一般競争	峡東+中北		39,690,000	窪川組	72.5%	28,790,000							72.5%	窪川組				
										須田組	72.7%	28,850,000												
										友愛工業	75.4%	29,930,000												
										栗田工業	80.0%	31,750,000												
										風間建設	93.2%	37,000,000												
										風間興業	95.2%	37,800,000												
										▲小沢建設	97.0%	38,499,300												
										筒井建設	98.0%	38,900,000												
										▲甲信建設	98.3%	39,000,000												
										▲野澤工業		－												
71	耕地課	H19.7.31	H19.8.28	東八中央東3期地区　大野寺7工区改良工事	笛吹市御坂町大野寺地内	一般競争	全県		100,550,000	飯塚工業	97.0%	97,500,000							97.0%	飯塚工業	○	○		
										中村工務店	97.7%	98,200,000												
										▲富士島建設	98.0%	98,500,000												
										矢崎興業	98.5%	99,000,000												
										▲中村建設		－												
72	峡東建設事	H19.8.27	H19.9.27	渋川　河川工事	笛吹市石和町小石和地内の3	一般競争	峡東		66,463,000	矢崎興業	97.8%	65,000,000							97.8%	矢崎興業	○			
										飯塚工業	98.1%	65,200,000												
										筒井建設	98.1%	65,200,000												
										中村工務店	98.1%	65,200,000												
										友愛工業	98.1%	65,200,000												
										窪川組	98.1%	65,230,000												
										須田組	98.2%	65,260,000												
										風間興業	98.4%	65,400,000												
										栗田工業	98.5%	65,460,000												
73	峡東農務事	H19.8.30	H19.9.20	芦川地区　中芦川農道橋梁下部工事	笛吹市芦川町中芦川地内	一般競争	峡東+中北		35,950,000	窪川組	96.0%	34,500,000							96.0%	窪川組				○
										長田建設	97.9%	35,200,000												
										芦沢組土木	98.0%	35,230,000												
										筒井建設	98.1%	35,250,000												
										小泉建設	98.2%	35,300,000												
										須田組		－												
74	峡東農務事	H19.8.30	H19.9.20	芦川地区　上芦川2号農道改良その2工事	笛吹市芦川町上芦川地内	一般競争	峡東+中北		44,560,000	小泉建設	96.5%	43,000,000							96.5%	小泉建設	○		○	○
										須田組	97.8%	43,600,000												
										長田建設	98.0%	43,660,000												
										芦沢組土木	98.0%	43,660,000												
										筒井建設	98.0%	43,670,000												
										窪川組	98.1%	43,700,000												
										風間興業		－												
										風間建設		－												
75	峡東農務事	H19.8.30	H19.9.20	芦川地区　上芦川2号農道改良その3及び畑かん貯水槽設置工事	笛吹市芦川町上芦川地内	一般競争	峡東+中北		43,680,000	風間興業	95.9%	41,900,000							95.9%	風間興業		○		
										芦沢組土木	97.1%	42,400,000												
										須田組	98.0%	42,800,000												
										小泉建設	98.0%	42,800,000												
										筒井建設	98.0%	42,800,000												
										窪川組	98.0%	42,800,000												
										長田建設		－												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
76	峡東農務事	H19.8.30	H19.9.20	八代地区　竹居1号農道その2工事	笛吹市八代町竹居地内	一般競争	峡東		36,440,000	栗田工業	96.0%	35,000,000							96.0%	栗田工業	○			
										風間興業	98.2%	35,800,000												
										芦沢組土木	98.5%	35,880,000												
										窪川組	98.5%	35,900,000												
										筒井建設	98.8%	36,000,000												
										風間建設		ー												
77	峡東農務事	H19.8.30	H19.10.25	春日居第一地区　支線農道第6・7号道路工事	笛吹市春日居町熊野堂地内	一般競争	峡東	簡易型	61,770,000	▲髙野建設	94.9%	58,600,000	20	4	6	0	30	187.713	94.9%	▲髙野建設				
										▲昭和建設	98.8%	61,000,000	15	4	10	0	29	179.780						
										飯塚工業	99.0%	61,150,000	15	2	4	2	23	176.069						
										窪川組		ー	10	3	4	2	19							
78	峡東農務事	H19.8.30	H19.10.25	寺尾地区　支線道路第3号道路工事	笛吹市境川町寺尾地内	一般競争	峡東	簡易型	47,830,000	中村工務店	96.1%	45,950,000	15	4	5	2	26	239.391	96.1%	中村工務店	○	○		
										飯塚工業		ー	10	2	4	1	17							
79	峡東農務事	H19.8.30	H19.10.25	大野寺地区　支線道路第4号改良工事	笛吹市御坂町大野寺地内	一般競争	峡東	簡易型	60,900,000	矢崎興業	95.2%	58,000,000	15	4	4	1	24	189.655	95.2%	矢崎興業				
										風間建設	98.5%	59,970,000	0	3	2	1	6	170,919						
										飯塚工業		ー	5	2	4	2	13							
										中村工務店		ー	5	4	5	2	16							
80	峡東農務事	H19.8.30	H19.9.20	一宮北部地区　農道第5号・排水路第3号改良工事	笛吹市一宮町南野呂地内	一般競争	峡東		47,050,000	須田組	95.0%	44,690,000							95.0%	須田組			●	○
										筒井建設	98.0%	46,100,000												
										窪川組	98.0%	46,100,000												
										栗田工業	98.0%	46,100,000												
										芦沢組土木	98.0%	46,130,000												
										風間建設		ー												
										友愛工業		ー												
81	峡東農務事	H19.8.30	H19.9.20	一宮北部地区　農道第10号・排水路第2号改良工事	笛吹市一宮町北野呂地内	一般競争	峡東		31,310,000	芦沢組土木	95.8%	30,000,000							95.8%	芦沢組土木			○	○
										栗田工業	97.1%	30,400,000												
										筒井建設	97.9%	30,650,000												
										窪川組	98.3%	30,780,000												
										風間建設		ー												
82	峡東農務事	H19.8.30	H19.9.20	大野寺地区　支線道路第2号（3工区）改良工事	笛吹市御坂町大野寺地内	一般競争	峡東		41,840,000	筒井建設	96.0%	40,160,000							96.0%	筒井建設			●	○
										須田組	96.8%	40,500,000												
										風間興業	97.3%	40,700,000												
										栗田工業	98.0%	41,000,000												
										芦沢組土木	98.0%	41,000,000												
										風間建設	98.7%	41,300,000												
										窪川組	98.7%	41,300,000												
										友愛工業		ー												
83	道路整備課	H19.8.31	H19.10.11	一般県道白井河原八田線　道路改良工事（一部債務）	笛吹市石和町小石和1工区	一般競争	全県	簡易型	111,507,000	中村工務店	89.8%	100,100,000	10	3	4	1	18	119.880	89.8%	中村工務店				
										飯塚工業	98.6%	110,000,000	5	4	3	1	13	104.040						
										▲三枝組	99.5%	111,000,000	10	2	3	1	16	106.105						
										矢崎興業		ー	0	3	3	1	7							
84	峡東農務事	H19.9.19	H19.10.11	寺尾地区　支線道路第2号・6号3工区道路工事	笛吹市境川町寺尾地内	一般競争	峡東+中北		29,290,000	小泉建設	96.4%	28,250,000							96.4%	小泉建設	○			
										サノ工業	98.0%	28,700,000												
										風間建設	98.3%	28,790,000												
										筒井建設	98.5%	28,850,000												
										風間興業	98.7%	28,900,000												
										窪川組	98.7%	28,920,000												
85	峡東建設事	H19.9.28	H19.10.24	渋川　河川工事	笛吹市石和町小石和地内の4	一般競争	峡東		53,182,000	友愛工業	94.0%	50,000,000							94.0%	友愛工業	○			
										栗田工業	95.0%	50,500,000												
										筒井建設	95.5%	50,780,000												
										須田組	97.0%	51,590,000												
										風間興業	97.6%	51,900,000												
										飯塚工業	97.8%	52,000,000												
										窪川組	98.2%	52,220,000												
										中村工務店	98.3%	52,300,000												
86	下水道課	H19.9.28	H19.11.7	峡東流域下水道峡東浄化センター水処理施設建設工事（一部債務）	笛吹市石和町東油川地内6工区	一般競争	全県	簡易型	884,831,000	飯塚工業・矢崎興業・中村工務店JV	80.0%	707,800,000	30	3	4	3	40	17.155	80.0%	飯塚工業・矢崎興業・中村工務店JV				
										▲昭和建設・▲植野興業・▲髙野建設JV	94.9%	840,000,000	30	12	11	3	56	15.476						
										▲長田組土木・▲大新工業・▲望月組土木JV	98.1%	868,000,000	30	3	4	3	40	13.989						
										▲天野工業・▲桑原組・▲田村組JV	98.5%	872,000,000	0	9	5	0	14	12.327						
										▲三枝組・▲国際建設・▲進藤建設JV	98.9%	875,000,000	0	9	5	3	17	12.469						
87	峡東農務事	H19.10.3	H19.10.25	一宮北部地区　農道第13号・排水路第3号改良工事	笛吹市一宮町北野呂地内	一般競争	峡東		39,780,000	風間建設	95.4%	37,950,000							95.4%	風間建設	○			
										須田組	98.0%	38,980,000												
										筒井建設	98.0%	38,980,000												
										窪川組	98.3%	39,100,000												
										風間興業	99.0%	39,400,000												
										友愛工業		ー												
										栗田工業		ー												
88	峡東農務事	H19.10.15	H19.11.6	東八中央東3期地区　竹居7工区改良工事（明許）	笛吹市御坂町竹居地内	一般競争	峡東		92,710,000	飯塚工業	94.9%	88,000,000							94.9%	飯塚工業	○	○		
										風間建設	98.4%	91,200,000												
										矢崎興業	98.4%	91,250,000												
										風間興業	98.5%	91,300,000												
										窪川組	98.6%	91,380,000												
										中村工務店	98.9%	91,700,000												
										筒井建設	99.0%	91,780,000												
89	峡東建設事	H19.10.16	H19.11.6	里道川砂防工事(明許)	笛吹市芦川町鶯宿地先の3	一般競争	峡東		92,006,000	矢崎興業	97.8%	90,000,000							97.8%	矢崎興業	○			
										風間興業	98.5%	90,600,000												
										飯塚工業	98.7%	90,800,000												
										風間建設	98.9%	91,000,000												
										筒井建設	98.9%	91,000,000												
										中村工務店	98.9%	91,000,000												
										窪川組	99.0%	91,120,000												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
90	峡東建設事	H19.10.17	H19.11.26	浅川砂防工事(明許)	笛吹市八代町奈良原地先の２	一般競争	峡東	簡易型	82,506,000	風間建設	75.4%	62,210,000	10	2	2	1	15	174.928	76.1%	風間興業	○	○		
										風間興業	76.1%	62,800,000	10	2	4	1	17	175.159						
										飯塚工業	99.0%	81,700,000	0	2	4	1	7	127.438						
										窪川組	98.0%	80,870,000	0	2	4	1	7	128.746						
91	峡東農務事	H19.10.25	H19.11.15	芦川地区　中芦川農道橋梁上部工及び改良その２工事(明許)	笛吹市芦川町中芦川地内	一般競争	峡東+中北		38,020,000	長田建設	94.4%	35,900,000							94.4%	長田建設	○			
										小泉建設	95.2%	36,200,000												
										筒井建設	98.0%	37,250,000												
										芦沢組土木	98.1%	37,300,000												
										友愛工業	98.5%	37,450,000												
										風間興業	98.9%	37,600,000												
										風間建設		－												
92	峡東建設事	H19.10.31	H19.11.21	一般県道藤垈石和線　道路改良工事(明許)	笛吹市境川町石橋1工区	一般競争	峡東		53,136,000	中村工務店	82.8%	44,000,000							82.8%	中村工務店		○		
										風間興業	97.9%	52,000,000												
										筒井建設	98.0%	52,070,000												
										友愛工業	98.0%	52,080,000												
										窪川組	98.1%	52,120,000												
										風間建設	98.2%	52,200,000												
										矢崎興業		－												
										栗田工業		－												
93	峡東林環事	H19.11.30	H19.12.26	日影上流１工区治山工事(明許)	笛吹市一宮町石京土入会　地内	一般競争	峡東+中北		48,417,000	筒井建設	88.8%	43,000,000							88.8%	筒井建設	○		●	○
										風間建設	95.0%	46,000,000												
										▲小沢建設	96.0%	46,500,000												
										▲中沢工業	97.1%	47,000,000												
										栗田工業	98.0%	47,440,000												
										友愛工業	98.0%	47,450,000												
										窪川組	98.1%	47,480,000												
										須田組	98.1%	47,500,000												
										中村工務店	99.0%	47,950,000												
										矢崎興業		－												
94	峡東農務事	H19.12.20	H20.1.18	上黒駒地区　ふるさと農道第１１工区道路工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東		34,260,000	風間興業	94.9%	32,500,000							94.9%	風間興業	○			
										筒井建設	98.0%	33,570,000												
										窪川組	98.0%	33,590,000												
										風間建設	98.7%	33,800,000												
95	峡東建設事	H20.1.15	H20.2.5	金川　砂防工事(明許)	笛吹市御坂町上黒駒地先の8	一般競争	峡東		50,756,000	飯塚工業	95.9%	48,700,000							95.9%	飯塚工業	○	○	○	○
										風間興業	97.9%	49,700,000												
										栗田工業	98.0%	49,740,000												
										窪川組	98.1%	49,780,000												
										矢崎興業	98.1%	49,800,000												
										友愛工業	98.1%	49,800,000												
										筒井建設	98.3%	49,900,000												
										中村工務店	98.3%	49,900,000												
										風間建設	99.0%	50,250,000												
										須田組		－												
96	峡東建設事	H20.1.15	H20.2.5	渋川　河川工事(明許)	笛吹市石和町小石和地内の１０	一般競争	峡東		64,969,000（非公表）	風間興業	92.2%	59,900,000							92.2%	風間興業	○		○	○
										中村工務店	98.5%	64,000,000												
										風間建設	99.7%	64,800,000												
										栗田工業	106.2%	69,000,000												
										窪川組	106.4%	69,120,000												
										筒井建設	107.7%	70,000,000												
										飯塚工業	109.3%	71,000,000												
										須田組		－												
97	峡東農務事	H20.2.6	H20.2.28	春日居第一地区　支線農道第２・３・７号道路工事(明許)	笛吹市春日居町熊野堂・下岩下地内	一般競争	峡東		29,350,000	栗田工業	89.9%	26,400,000							89.9%	栗田工業			○	●
										風間建設	95.4%	28,000,000												
										須田組	96.4%	28,300,000												
										芦沢組土木	97.1%	28,500,000												
										筒井建設	97.4%	28,600,000												
										友愛工業	98.0%	28,760,000												
										窪川組	98.1%	28,780,000												
										風間興業	98.1%	28,800,000												
										▲峡東建設		－												
98	峡東建設事	H20.2.14	H20.3.6	里道川県道付替工事(明許)	笛吹市芦川町鶯宿地先の4	一般競争	峡東		54,618,000	風間建設	80.4%	43,900,000							80.4%	風間建設				
										友愛工業	88.9%	48,550,000												
										中村工務店	97.0%	53,000,000												
										栗田工業	97.0%	53,000,000												
										筒井建設	97.6%	53,300,000												
										窪川組	98.1%	53,580,000												
										風間興業	98.5%	53,800,000												
										須田組		－												
99	峡東林環事	H20.3.6	H20.3.27	御坂山西治山工事(明許)	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東+中北		64,286,000	▲中沢工業	74.2%	47,682,000							74.2%	▲中沢工業				●
										窪川組	74.2%	47,690,000												
										風間建設	75.1%	48,300,000												
										友愛工業	82.0%	52,700,000												
										飯塚工業	89.4%	57,500,000												
										栗田工業	95.0%	61,100,000												
										▲小沢建設	96.4%	62,000,000												
										風間興業	98.0%	63,000,000												
										中村工務店	98.2%	63,100,000												
										須田組		－												
										矢崎興業		－												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
100	峡東農務事	H20.3.6	H20.3.26	釈迦堂地区　石5工区道路改良工事	笛吹市一宮町石地内	一般競争	峡東		32,020,000	友愛工業	94.8%	30,350,000							94.8%	友愛工業	○			
										風間建設	96.0%	30,740,000												
										須田組	97.2%	31,130,000												
										風間興業	97.8%	31,300,000												
										芦沢組土木	98.0%	31,370,000												
										筒井建設	98.1%	31,400,000												
										窪川組	98.3%	31,470,000												
										栗田工業		ー												
101	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.22	清八峠西治山工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東	特別簡易型	47,085,000	風間建設	79.9%	37,600,000			2	4	6	280.462	79.9%	風間建設				
										窪川組	89.5%	42,140,000			4	5	9	256.718						
										栗田工業	97.0%	45,670,000			5	5	10	238.865						
										筒井建設	98.0%	46,140,000			3	5	8	232.492						
										友愛工業	98.0%	46,140,000			6	5	11	238.404						
										芦沢組土木	98.0%	46,140,000			4	4	8	232.492						
										風間興業	98.1%	46,200,000			6	5	11	238.095						
102	峡東農務事	H20.5.26	H20.6.19	釈迦堂地区　勝沼3工区道路改良工事	笛吹市一宮町千米寺地内	一般競争	峡東		72,990,000	▲髙野建設	95.1%	69,400,000							95.1%	▲髙野建設				
										飯塚工業	98.1%	71,600,000												
										中村工務店	98.4%	71,800,000												
										窪川組	98.5%	71,870,000												
										風間興業	98.5%	71,900,000												
										風間建設	98.6%	72,000,000												
										▲昭和建設	99.0%	72,260,000												
										矢崎興業		ー												
103	道路管理課	H20.5.30	H20.7.2	国道137号新御坂トンネル　補修工事	笛吹市御坂町藤野木地内外	一般競争	全県	簡易型	186,140,000	飯塚工業	96.7%	180,000,000	10	2	3	5	20	66.666	96.7%	飯塚工業	○	○		
										中村工務店	99.0%	184,300,000	0	2	2	5	9	59.142						
104	峡東林環事	H20.5.30	H20.7.2	後山沢治山工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東	簡易型	64,495,000	風間興業	79.1%	51,000,000	0	2	6	3	11	215.686	79.1%	風間興業	○			
										窪川組	85.0%	54,820,000	0	2	2	3	7	194.022						
										矢崎興業	85.3%	55,000,000	0	2	5	3	10	198.345						
										風間建設	89.9%	58,000,000	0	3	2	3	8	184.951						
										友愛工業	90.1%	58,120,000	0	2	4	3	9	186.133						
										中村工務店	97.5%	62,900,000	0	3	5	3	11	174.880						
										飯塚工業	98.0%	63,200,000	0	1	4	3	8	169.734						
105	峡東林環事	H20.5.30	H20.6.25	唐沢支流治山工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東	特別簡易型	31,285,000	友愛工業	79.9%	25,000,000			6	4	10	440.000	79.9%	友愛工業	○			
										芦沢組土木	97.0%	30,340,000			3	1	4	342.781						
										風間興業	97.8%	30,600,000			6	4	10	359.477						
										筒井建設	97.8%	30,600,000			3	4	7	349.673						
										窪川組	98.2%	30,720,000			4	4	8	351.562						
										風間建設		ー					0							
										栗田工業		ー					0							
106	峡東建設事	H20.6.13	H20.7.9	主要地方道笛吹市川三郷線　道路改良工事	笛吹市芦川町中芦川1工区	一般競争	峡東	特別簡易型	44,210,000	芦沢組土木	78.9%	34,900,000			3	1	4	297.994	79.0%	窪川組	○			
										窪川組	79.0%	34,920,000			4	4	8	309.278						
										友愛工業	86.6%	38,300,000			6	4	10	287.206						
										筒井建設	90.0%	39,780,000			1	3	4	261.437						
										栗田工業	93.9%	41,500,000			7	3	10	265.060						
										風間興業		ー					0							
										風間建設		ー					0							
107	峡東林環事	H20.6.25	H20.7.16	日影上流2工区治山工事	笛吹市一宮町石地内	一般競争	峡東		58,381,000	▲野澤工業	97.5%	56,900,000							97.5%	▲野澤工業				
										風間興業	98.1%	57,300,000												
										▲大和工務店	98.3%	57,400,000												
										窪川組	98.5%	57,520,000												
										▲甲信建設	98.9%	57,750,000												
										風間建設	99.0%	57,800,000												
										中村工務店	99.0%	57,800,000												
										矢崎興業		ー												
108	峡東建設事	H20.6.25	H20.7.16	笛吹市道226号線　道路改良工事	笛吹市御坂町上黒駒1工区	一般競争	峡東		76,160,000	友愛工業	96.0%	73,100,000							96.0%	友愛工業			○	○
										筒井建設	98.0%	74,600,000												
										栗田工業	98.0%	74,600,000												
										風間建設	98.0%	74,650,000												
										窪川組	98.1%	74,710,000												
										風間興業	98.2%	74,800,000												
										飯塚工業	98.5%	75,000,000												
										中村工務店	99.0%	75,400,000												
										矢崎興業		ー												
109	耕地課	H20.6.27	H20.8.4	金川曽根地区　金川曽根隧道補修工事	笛吹市境川町藤垈、甲府市心経寺町地内	一般競争	全県	簡易型	149,570,000	中村工務店	91.1%	136,300,000	5	2	2	5	14	81.584	96.9%	飯塚工業	○			
										飯塚工業	96.9%	145,000,000	15	2	3	5	25	82.758						
										▲国際建設	99.3%	148,500,000	15	2	4	4	25	80.808						
110	峡東建設事	H20.7.15	H20.8.6	里道川砂防工事	笛吹市芦川町鶯宿地先の2	一般競争	峡東		49,640,000	矢崎興業	96.7%	48,000,000							96.7%	矢崎興業	○		○	
										筒井建設	98.0%	48,650,000												
										風間興業	98.1%	48,700,000												
										窪川組	98.5%	48,890,000												
										中村工務店	98.5%	48,900,000												
										栗田工業		ー												
										芦沢組土木		ー												
111	峡東農務事	H20.7.23	H20.8.18	八代地区　岡農道道路工事	笛吹市八代町岡地内	一般競争	峡東	特別簡易型	40,850,000	窪川組	95.5%	39,000,000			4	4	8	276.923	95.5%	窪川組				
										筒井建設	98.5%	40,230,000			4	4	8	268.456						
										風間建設	98.5%	40,240,000			3	4	7	265.904						
										風間興業	99.1%	40,500,000			6	4	10	271.604						
										友愛工業		ー					0							
										芦沢組土木		ー					0							

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
112	峡東農務事	H20.7.28	H20.8.21	八代地区　花鳥山村づくり基盤整備工事	笛吹市八代町竹居地内	一般競争	峡東		32,370,000	栗田工業	97.0%	31,390,000							97.0%	栗田工業	○			
										風間建設	98.0%	31,730,000												
										窪川組	98.5%	31,880,000												
										風間興業		ー												
										筒井建設		ー												
										友愛工業		ー												
										芦沢組土木		ー												
113	峡東建設事	H20.8.1	H20.9.3	浅川砂防工事	笛吹市八代町奈良原地先	一般競争	峡東	簡易型	49,890,000	風間興業	94.2%	47,000,000	5	5	6	3	19	232.014	94.2%	風間興業	○	○	○	○
										窪川組	98.2%	48,970,000	0	3	4	3	10	213.928						
										中村工務店	98.2%	49,000,000	5	2	5	3	15	218.657						
										芦沢組土木	98.2%	49,000,000	10	6	3	2	21	224.489						
										矢崎興業	98.8%	49,300,000	0	3	2	3	8	210.565						
										風間建設	99.0%	49,390,000	0	3	2	3	8	210.182						
114	峡東農務事	H20.8.12	H20.9.5	一宮北部地区　農道第14号改良工事	笛吹市一宮町南野呂地内	一般競争	峡東	特別簡易型	33,190,000	芦沢組土木	96.4%	32,000,000			4	2	6	335.937	96.4%	芦沢組土木	○			
										窪川組	99.2%	32,920,000			4	4	8	334.143						
										筒井建設	99.2%	32,930,000			4	4	8	334.041						
										風間建設		ー			2	4	6							
115	峡東農務事	H20.8.12	H20.9.5	大野寺地区　支線道路第7号工事	笛吹市御坂町大野寺地内	一般競争	峡東	特別簡易型	35,330,000	筒井建設	95.5%	33,740,000			4	4	8	320.094	95.5%	筒井建設	○			
										風間建設	98.8%	34,900,000			2	4	6	303.724						
										芦沢組土木	98.9%	34,950,000			4	1	5	300.429						
										風間興業	99.0%	34,980,000			6	4	10	314.465						
										窪川組	99.0%	34,980,000			4	4	8	308.747						
116	峡東農務事	H20.8.22	H20.9.18	芦川地区　上芦川1号その1・2号その4農道改良工事	笛吹市芦川町上芦川地内	一般競争	峡東+中北	特別簡易型	44,490,000	小泉建設	95.5%	42,500,000			3	4	7	255.882	95.5%	小泉建設	○		○	○
										風間建設	98.8%	43,960,000			3	3	6	244.540						
										長田建設	98.9%	44,000,000			2	4	6	244.318						
										芦沢組土木	99.0%	44,050,000			3	1	4	238.365						
										窪川組	99.4%	44,220,000			4	4	8	248.756						
117	峡東建設事	H20.8.27	H20.10.1	渋川　河川工事	笛吹市石和町小石和地内の6	一般競争	峡東	簡易型	68,460,000	風間建設	94.9%	65,000,000	10	3	2	3	18	168.420	94.9%	風間建設	○		○	
										友愛工業	98.9%	67,700,000	0	1	4	3	8	153.929						
										筒井建設	99.0%	67,770,000	0	0	2	3	5	151.440						
										風間興業	99.0%	67,800,000	5	5	6	3	19	162.241						
										窪川組	99.1%	67,820,000	0	5	4	3	12	156.760						
										飯塚工業	99.6%	68,200,000	5	4	4	3	16	158.975						
										中村工務店	99.6%	68,200,000	0	2	6	3	11	155.115						
118	峡東建設事	H20.9.3	H20.10.1	笛吹市道226号線　道路工事	笛吹市御坂町上黒駒2工区	一般競争	峡東		36,820,000	筒井建設	97.0%	35,710,000							97.0%	筒井建設				○
										風間興業	98.0%	36,100,000												
										栗田工業	98.5%	36,260,000												
										風間建設	99.0%	36,450,000												
										芦沢組土木	99.0%	36,450,000												
										窪川組	99.1%	36,480,000												
119	峡東建設事	H20.9.10	H20.10.8	笛吹市道竹居線　道路工事	笛吹市御坂町竹居1工区	一般競争	峡東	特別簡易型	30,050,000	風間興業	95.2%	28,600,000			6	4	10	381.433	95.2%	風間興業		○	○	○
										栗田工業	98.2%	29,500,000			8	3	11	372.881						
										筒井建設	99.0%	29,740,000			4	4	8	360.699						
										風間建設	99.0%	29,750,000			2	4	6	354.467						
										八木沢興業	99.2%	29,820,000			4	4	8	359.731						
										友愛工業		ー					0							
										芦沢組土木		ー					0							
120	峡東建設事	H20.9.10	H20.10.8	国道411号　道路工事	笛吹市石和町川中島1工区	一般競争	峡東	特別簡易型	41,520,000	友愛工業	97.0%	40,270,000			6	4	10	269.016	97.0%	友愛工業		○	○	○
										風間建設	99.0%	41,100,000			2	4	6	255.474						
										筒井建設	99.0%	41,100,000			4	4	8	259.527						
										栗田工業	99.0%	41,100,000			8	4	12	267.639						
										八木沢興業	99.1%	41,130,000			4	4	8	259.338						
										芦沢組土木		ー					0							
121	峡東建設事	H20.9.17	H20.10.22	下田川　河川工事	笛吹市一宮町田中地内	一般競争	峡東	簡易型	30,620,000	八木沢興業	98.0%	30,000,000	5	1	2	3	11	366.666	98.0%	八木沢興業				
										風間建設	99.0%	30,300,000	0	3	2	3	8	354.033						
										友愛工業		ー					0							
										芦沢組土木		ー					0							
122	道路整備課	H20.9.18	H20.10.27	一般県道一宮山梨線　道路工事（一部債務）	笛吹市石和町川中島1工区	一般競争	全県	簡易型	107,140,000	飯塚工業	99.4%	106,500,000	15	4	3	5	27	112.676	99.4%	飯塚工業		○		
										矢崎興業	99.9%	106,980,000	0	2	2	5	9	99.706						
										中村工務店	99.9%	107,000,000	10	1	3	5	19	106.611						
123	峡東建設事	H20.9.25	H20.10.22	笛吹市道竹居線　道路工事	笛吹市御坂町竹居2工区	一般競争	峡東	特別簡易型	46,480,000	栗田工業	96.8%	45,000,000			8	4	12	244.444	96.8%	栗田工業			○	
										芦沢組土木	99.3%	46,160,000			3	2	5	225.662						
										風間建設	99.5%	46,270,000			2	4	6	226.928						
										八木沢興業	99.5%	46,270,000			2	4	6	226.928						
										筒井建設	99.6%	46,290,000			4	4	8	230.429						
124	峡東農務事	H20.9.26	H20.10.22	一宮北部地区　農道第3号・排水路第5号（第2工区）改良工事	笛吹市一宮町上矢作地内	一般競争	峡東		34,230,000	友愛工業	97.9%	33,510,000							97.9%	友愛工業				
										筒井建設	99.0%	33,880,000												
										風間建設	99.0%	33,900,000												
										八木沢興業	99.1%	33,920,000												
										芦沢組土木		ー												
125	峡東建設事	H20.10.2	H20.10.29	里道川砂防工事（2工区）	笛吹市芦川町鶯宿地先の3	一般競争	峡東		30,850,000	風間建設	97.9%	30,200,000							97.9%	風間建設	○		○	
										友愛工業	99.0%	30,550,000												
										芦沢組土木	99.0%	30,550,000												
										筒井建設	99.1%	30,570,000												
										八木沢興業	99.1%	30,580,000												
										風間興業	99.2%	30,600,000												
126	峡東農務事	H20.10.15	H20.11.11	芦川地区　上芦川1号農道その2改良工事	笛吹市芦川町上芦川地内	一般競争	峡東+中北	特別簡易型	46,580,000	風間興業	97.0%	45,200,000			6	4	10	243.362	97.0%	風間興業	○			
										芦沢組土木	99.1%	46,150,000			3	3	6	229.685						
										風間建設		ー					0							

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
127	峡東建設事	H20.10.16	H20.11.12	国道140号　橋梁補強工事（明許）	笛吹市石和町東高橋梅之木橋	一般競争	峡東	特別簡易型	28,930,000	筒井建設	97.0%	28,060,000			4	4	8	392.017	97.0%	筒井建設		○		
										風間建設	99.0%	28,650,000			2	4	6	375.218						
										芦沢組土木	99.0%	28,650,000			3	2	5	370.855						
128	峡東建設事	H20.10.16	H20.11.19	金川　砂防工事（明許）	笛吹市御坂町上黒駒地先の1	一般競争	峡東	簡易型	48,010,000	中村工務店	97.9%	47,000,000	5	3	6	3	17	234.042	97.9%	中村工務店				
										風間建設		ー												
										飯塚工業		ー												
129	峡東建設事	H20.10.16	H20.11.12	主要地方道笛吹市川三郷線　道路改良工事（明許）	笛吹市八代町竹居1工区	一般競争	峡東		42,450,000	風間興業	97.1%	41,200,000							97.1%	風間興業	○	○		
										八木沢興業	98.2%	41,670,000												
										筒井建設	98.4%	41,770,000												
										風間建設	98.9%	42,000,000												
										芦沢組土木	98.9%	42,000,000												
130	峡東建設事	H20.10.16	H20.11.12	都市計画道路石和市部通り線道路改良工事（明許）	笛吹市石和町市部1工区	一般競争	峡東		37,490,000	栗田工業	97.4%	36,500,000							97.4%	栗田工業	○			
										筒井建設	98.0%	36,750,000												
										芦沢組土木	98.4%	36,900,000												
										風間建設	99.1%	37,150,000												
										風間興業		ー												
131	峡東建設事	H20.10.16	H20.11.12	門の木沢　砂防工事（明許）	笛吹市芦川町中芦川地先の3	一般競争	峡東		28,770,000	風間建設	97.7%	28,100,000							97.7%	風間建設	○		○	
										栗田工業	99.0%	28,480,000												
										風間興業	99.1%	28,500,000												
										芦沢組土木	99.1%	28,500,000												
										八木沢興業	99.1%	28,520,000												
132	峡東農務事	H20.10.17	H20.11.12	東八中央東3期地区　竹居8工区改良工事（明許）	笛吹市八代町竹居地内	一般競争	峡東		51,210,000	中村工務店	97.6%	50,000,000							97.6%	中村工務店				
										風間興業	99.0%	50,700,000												
										風間建設	99.0%	50,700,000												
										飯塚工業	99.0%	50,700,000												
133	峡東農務事	H20.10.17	H20.11.14	東八中央東3期地区　竹居9工区改良工事（明許）	笛吹市八代町竹居地内	一般競争	峡東		57,670,000	矢崎興業	99.5%	57,400,000							99.5%	矢崎興業	○			
										風間興業		ー												
										風間建設		ー												
										飯塚工業		ー												
										中村工務店		ー												
134	道路整備課	H20.10.20	H20.11.26	一般県道富士河口湖芦川線 トンネル舗装工事（明許）	笛吹市芦川町上芦川2工区	一般競争	全県	簡易型	187,710,000	飯塚工業	98.6%	185,000,000	15	2	1	5	23	64.864	98.6%	飯塚工業				
										▲富士島建設		ー					0							
135	流域下水事	H20.10.24	H20.11.20	峡東流域下水道峡東浄化センター耐震対策工事	笛吹市石和町東油川地内5工区	一般競争	峡東+中北		45,290,000	芦沢組土木	97.2%	44,000,000							97.2%	芦沢組土木			○	○
										風間建設	99.0%	44,840,000												
										風間興業	99.1%	44,860,000												
										筒井建設	99.3%	44,970,000												
										小泉建設	99.4%	45,000,000												
										▲藤プラント建設		ー												
136	峡東農務事	H20.11.14	H20.12.11	寺尾地区　支線道路第2号3工区道路工事（明許）	笛吹市境川町寺尾地内	一般競争	峡東		49,710,000	中村工務店	98.4%	48,900,000							98.4%	中村工務店	○	○		
										筒井建設	99.0%	49,210,000												
										風間建設	99.2%	49,300,000												
										八木沢興業	99.4%	49,400,000												
										矢崎興業		ー												
137	峡東林環事	H20.11.28	H21.1.8	日影上流1工区治山工事（明許）	笛吹市一宮町石地内	一般競争	峡東	簡易型	60,342,000	中村工務店	99.4%	60,000,000	5	5	5	3	18	183.333	99.4%	中村工務店			○	○
										矢崎興業	100.0%	60,340,000	0	1	5	3	9	174.013						
										風間建設		ー					0							
										筒井建設		ー					0							
										八木沢興業		ー					0							
138	峡東建設事	H20.12.10	H21.1.14	平等川　河川工事（明許）	笛吹市春日居町鎮目地内の6	一般競争	峡東		70,410,000	友愛工業	80.0%	56,300,000							80.0%	友愛工業			○	○
										風間建設	87.8%	61,800,000												
										栗田工業	98.7%	69,500,000												
										筒井建設	99.0%	69,700,000												
										八木沢興業	99.1%	69,780,000												
										風間興業		ー												
										矢崎興業		ー												
										中村工務店		ー												
139	峡東建設事	H20.12.17	H21.1.21	主要地方道笛吹市川三郷線　道路改良工事（明許）	笛吹市八代町高家1工区	一般競争	峡東		44,360,000	筒井建設	84.0%	37,260,000							84.0%	筒井建設				○
										風間建設	93.0%	41,250,000												
										風間興業	95.1%	42,200,000												
										栗田工業	98.0%	43,470,000												
										芦沢組土木	99.0%	43,900,000												
										八木沢興業	99.1%	43,980,000												
140	道路整備課	H21.1.19	H21.2.24	主要地方道甲府笛吹線 橋梁拡幅工事（明許）	笛吹市石和町小石和1工区	一般競争	全県	簡易型	102,820,000	飯塚工業	98.9%	101,680,000	10	2	3	7	22	118.017	98.9%	飯塚工業			○	○
										中村工務店		ー					0							
141	峡東農務事	H21.3.11	H21.3.30	芦川地区　交流施設基盤整備工事（ゼロ国債）	笛吹市芦川町上芦川地内	一般競争	峡東+中北		32,250,000	芦沢組土木	78.9%	25,440,000							78.9%	芦沢組土木		○		
										風間建設	94.6%	30,500,000												
										中楯建設	99.2%	32,000,000												
										八木沢興業	99.2%	32,000,000												
										筒井建設		ー												
										長田建設		ー												
										友愛工業		ー												
										栗田工業		ー												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
142	峡東農務事	H21.3.11	H21.3.30	芦川地区　上芦川１号農道その４改良工事（ゼロ国債）	笛吹市芦川町上芦川地内	一般競争	峡東+中北		30,270,000	栗田工業	78.9%	23,880,000							78.9%	栗田工業		○		
										長田建設	82.6%	25,000,000												
										友愛工業	84.7%	25,640,000												
										筒井建設	97.8%	29,600,000												
										中楯建設	97.9%	29,630,000												
										八木沢興業	99.1%	30,000,000												
										風間建設		ー												
										芦沢組土木		ー												
143	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	黒岳東治山工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東		71,068,000	八木沢興業	81.0%	57,600,000							85.0%	友愛工業	○		○	○
										友愛工業	85.0%	60,400,000												
										飯塚工業	88.6%	63,000,000												
										風間建設	92.4%	65,700,000												
										矢崎興業	97.9%	69,600,000												
										風間興業	98.1%	69,700,000												
										栗田工業	98.9%	70,300,000												
										中村工務店	99.0%	70,360,000												
144	峡東林環事	H21.5.28	H21.6.30	日影上流２工区治山工事	笛吹市一宮町石地内	一般競争	峡東	簡易型	57,685,000	▲野澤工業	96.9%	55,900,000	5	4	5	6	20	214.669	96.9%	▲野澤工業				
										▲甲信建設	99.0%	57,100,000	0	0	4	4	8	189.142						
										八木沢興業	99.0%	57,110,000	0	2	2	6	10	192.611						
										中村工務店	99.9%	57,600,000	0	5	6	7	18	204.861						
										風間建設		ー					0							
145	峡東林環事	H21.5.28	H21.6.30	御坂山西治山工事	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	58,077,000	風間興業	83.0%	48,200,000		2	5	7	14	228.216	83.0%	風間興業	○			
										矢崎興業	84.4%	49,000,000		2	5	6	13	223.032						
										八木沢興業	85.0%	49,370,000		1	2	6	9	215.573						
										風間建設	94.7%	55,000,000		1	4	7	12	197.403						
										中村工務店	95.0%	55,200,000		1	6	7	14	199.275						
										飯塚工業	96.0%	55,750,000		2	5	7	14	197.309						
146	峡東建設事	H21.6.12	H21.7.15	笛吹市道５１２号線　道路改良工事	笛吹市御坂町竹居１工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	79,150,000	友愛工業	80.6%	63,830,000		4	6	7	17	172.333	80.6%	友愛工業				
										風間建設	80.9%	64,000,000		2	5	7	14	169.118						
										飯塚工業	81.0%	64,150,000		4	5	7	16	170.556						
										八木沢興業	90.0%	71,250,000		1	4	7	12	150.258						
										風間興業	90.3%	71,500,000		4	5	7	16	153.023						
										矢崎興業	95.0%	75,200,000		0	5	7	12	142.365						
										中村工務店	99.7%	78,900,000		0	6	6	12	135.689						
147	峡東林環事	H21.6.26	H21.7.23	唐沢治山工事	笛吹市芦川町中芦川地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	36,962,000	芦沢組土木	90.0%	33,250,000			3	6	9	321.573	90.0%	芦沢組土木		○	○	○
										友愛工業	97.0%	35,850,000			6	5	11	302.543						
										栗田工業	97.0%	35,850,000			8	5	13	306.834						
										八木沢興業	98.1%	36,250,000			4	5	9	294.960						
										風間建設		ー					0							
148	峡東農務事	H21.7.7	H21.8.6	笛吹川左岸地区　支線道路１号改良工事	笛吹市御坂町井之上地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	39,080,000	飯塚工業	96.0%	37,500,000		4	5	7	16	291.765	96.0%	飯塚工業		○	○	
										風間興業	98.0%	38,300,000		2	5	7	14	282.599						
										地場工務店	98.0%	38,300,000		2	2	6	10	276.455						
										八木沢興業	98.1%	38,320,000		2	4	7	13	280.916						
										中村工務店	98.5%	38,500,000		3	6	7	16	284.186						
										矢崎興業	99.0%	38,700,000		5	5	7	17	284.238						
										風間建設		ー					0							
										芦沢組土木		ー					0							
149	峡東建設事	H21.7.9	H21.8.5	主要地方道笛吹市川三郷線　道路改良工事	笛吹市八代町高家１工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	36,760,000	八木沢興業	90.0%	33,100,000			4	8	12	324.773	90.0%	八木沢興業	○			
										友愛工業	97.0%	35,650,000			6	8	14	305.049						
										風間建設	97.1%	35,700,000			5	8	13	302.871						
										地場工務店	97.9%	36,000,000			2	8	10	295.139						
										栗田工業	98.5%	36,200,000			8	8	16	303.867						
										芦沢組土木	99.0%	36,390,000			5	8	13	297.128						
150	峡東建設事	H21.7.21	H21.8.19	一般県道一宮山梨線　道路改良工事	笛吹市石和町川中島１工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	41,500,000	友愛工業	94.4%	39,170,000		2	6	7	15	273.533	94.4%	友愛工業			○	○
										飯塚工業	95.9%	39,800,000		3	5	7	15	269.203						
										八木沢興業	98.0%	40,680,000		4	4	6	14	262.209						
										地場工務店	98.8%	41,000,000		2	2	5	9	254.355						
										栗田工業	98.8%	41,000,000		6	8	7	21	268.293						
										風間建設		ー					0							
										矢崎興業		ー					0							
151	峡東農務事	H21.7.27	H21.8.27	笛吹川左岸地区　支線道路２号・８号改良工事	笛吹市八代町北地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	48,560,000	矢崎興業	94.7%	46,000,000		5	5	7	17	237.923	94.7%	矢崎興業		○	○	○
										栗田工業	98.0%	47,580,000		2	6	6	14	226.519						
										中村工務店	98.0%	47,600,000		5	6	7	18	231.092						
										風間興業	98.2%	47,700,000		4	5	7	16	228.279						
										飯塚工業	98.8%	48,000,000		0	5	6	11	221.065						
										風間建設		ー					0							
										八木沢興業		ー					0							
152	峡東建設事	H21.7.30	H21.8.26	門の木沢　砂防工事	笛吹市芦川町中芦川地先の３	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	32,890,000	栗田工業	95.8%	31,500,000			6	8	14	349.206	95.8%	栗田工業				
										風間建設	98.0%	32,240,000			5	8	13	338.976						
										八木沢興業	99.1%	32,580,000			4	8	12	333.246						
										地場工務店	99.1%	32,600,000			2	7	9	326.468						
153	道路管理課	H21.7.31	H21.9.2	富士河口湖芦川線　防災工事	笛吹市芦川町上芦川地内	一般競争	全県	簡易型	96,510,000	矢崎興業	93.3%	90,000,000	5	0	2	7	14	125.253	93.3%	矢崎興業			○	○
										風間興業	99.8%	96,300,000	0	2	2	7	11	114.226						
										中村工務店	99.9%	96,450,000	10	2	3	7	22	124.417						
										飯塚工業		ー					0							

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
154	峡東建設事	H21.8.11	H21.9.9	渋川　河川工事	笛吹市石和町小石和地内の３	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	59,990,000	八木沢興業	98.0%	58,800,000		5	4	7	16	187.075	98.0%	八木沢興業	○			
										風間興業		－												
										風間建設		－												
										飯塚工業		－												
										矢崎興業		－												
										中村工務店		－												
										栗田工業		－												
155	峡東建設事	H21.8.11	H21.9.9	平等川　河川工事	笛吹市春日居町鎮目地内の２	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	78,870,000	友愛工業	94.9%	74,850,000		4	6	7	17	146.961	94.9%	友愛工業			○	○
										飯塚工業	99.9%	78,800,000		2	5	6	13	136.608						
										風間建設		－												
										矢崎興業		－												
										中村工務店		－												
156	峡東農務事	H21.8.12	H21.9.10	八代地区　米倉農道2工区改良工事	笛吹市八代町米倉地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	70,000,000	飯塚工業	95.5%	66,850,000		0	5	6	11	163.301	95.5%	飯塚工業			○	○
										風間建設	99.3%	69,500,000		1	5	6	12	158.273						
										風間興業	99.4%	69,560,000		2	3	7	12	158.137						
										矢崎興業		－												
										中村工務店		－												
										八木沢興業		－												
157	峡東農務事	H21.8.12	H21.9.10	芦川地区　鶯宿農道その2改良工事	笛吹市芦川町鶯宿地内	一般競争	峡東+中北	特別簡易型Ⅱ	49,280,000	中村工務店	97.4%	48,000,000		5	6	7	18	229.167	97.4%	中村工務店			○	○
										小泉建設	99.0%	48,800,000		2	2	4	8	214.026						
										風間建設		－												
										飯塚工業		－												
										矢崎興業		－												
										芦沢組土木		－												
										八木沢興業		－												
158	峡東農務事	H21.8.14	H21.9.16	東八中央東3期地区　浅川橋梁下部工事	笛吹市八代町竹居地内	一般競争	峡東	簡易型	50,050,000	風間興業	95.9%	48,000,000	10	1	5	7	23	250.000	95.9%	風間興業	○	○	○	○
										矢崎興業	99.9%	50,000,000	5	2	5	6	18	231.304						
										風間建設		－												
										中村工務店		－												
159	峡東建設事	H21.8.17	H21.9.16	里道川　砂防工事	笛吹市芦川町鶯宿地先の２	一般競争	峡東	簡易型	55,410,000	矢崎興業	93.8%	52,000,000	0	4	5	7	16	230.769	93.8%	矢崎興業	○			
										中村工務店	99.9%	55,350,000	0	1	4	7	12	207.769						
										風間興業		－												
										風間建設		－												
160	峡東建設事	H21.8.18	H21.9.16	浅川　砂防工事	笛吹市八代町奈良原地先の２	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	45,800,000	風間興業	98.3%	45,000,000		5	5	7	17	244.444	98.3%	風間興業	○	○		
										中村工務店	99.3%	45,500,000		3	6	7	16	240.465						
										風間建設		－												
										矢崎興業		－												
										八木沢興業		－												
161	峡東農務事	H21.8.21	H21.9.24	笛吹川左岸地区　支線道路5号改良工事	笛吹市八代町南地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	38,320,000	八木沢興業	98.4%	37,700,000		2	4	7	13	291.777	98.4%	八木沢興業	○		●	○
										風間興業		－												
										矢崎興業		－												
										中村工務店		－												
162	峡東農務事	H21.8.26	H21.9.24	八代地区　米倉農道3工区改良工事	笛吹市八代町米倉地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	28,770,000	栗田工業	97.0%	27,900,000			8	8	16	394.265	97.0%	栗田工業		○		
										芦沢組土木		－												
163	峡東農務事	H21.8.26	H21.9.24	春日居第一地区　熊野堂第2工区ほ場整備・支線農道第7号第2工区改良工事	笛吹市春日居町熊野堂地内	一般競争	峡東		72,770,000	風間建設	98.1%	71,400,000							98.1%	風間建設		○	○	○
										風間興業	99.2%	72,200,000												
										中村工務店	99.5%	72,400,000												
										飯塚工業		－												
										矢崎興業		－												
164	流域下水事	H21.9.9	H21.10.8	峡東流域下水道峡東浄化センター土木施設外耐震対策工事	笛吹市石和町東油川地内5工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	35,030,000	芦沢組土木	97.1%	34,000,000			5	8	13	321.429	97.1%	芦沢組土木	○		○	○
										栗田工業	99.0%	34,670,000			6	8	14	317.277						
										風間建設	99.1%	34,700,000			5	8	13	314.944						
										八木沢興業	99.6%	34,880,000			2	8	10	307.176						
165	峡東建設事	H21.9.24	H21.10.28	主要地方道笛吹市川三郷線　橋梁工事（明許）	笛吹市芦川町上芦川１工区	一般競争	峡東	簡易型	68,000,000	風間興業	94.9%	64,500,000	5	5	5	7	22	186.047	94.9%	風間興業	○		○	○
										中村工務店	99.4%	67,600,000	0	1	6	7	14	166.756						
										友愛工業	99.6%	67,700,000	5	2	4	7	18	171.881						
										矢崎興業	99.8%	67,850,000	0	2	5	6	13	164.802						
										飯塚工業		－												
166	峡東建設事	H21.9.24	H21.10.21	一般県道一宮山梨線　道路改良工事（明許）	笛吹市石和町川中島2工区	一般競争	全県		89,160,000	飯塚工業	97.4%	86,850,000							97.4%	飯塚工業	○			
										中村工務店	99.3%	88,500,000												
										風間興業		－												
167	峡東農務事	H21.9.25	H21.10.22	一宮北部地区　農道第6号・排水路第3号（第2工区）改良工事	笛吹市一宮町上矢作地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	30,640,000	芦沢組土木	96.8%	29,650,000			5	8	13	364.671	96.8%	芦沢組土木	○		○	○
										地場工務店	99.2%	30,400,000			4	7	11	351.563						
										栗田工業	99.5%	30,500,000			8	8	16	360.656						
										友愛工業		－												
168	峡東建設事	H21.9.28	H21.10.28	主要地方道笛吹市川三郷線　道路改良工事（明許）	笛吹市八代町高家3工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	39,290,000	風間興業	98.0%	38,500,000		5	5	7	17	285.714	98.0%	風間興業	○	○		
										矢崎興業	99.0%	38,900,000		2	5	6	13	276.728						
										中村工務店		－												
										友愛工業		－												
169	峡東林環事	H21.9.29	H21.10.29	日影上流１工区治山工事（明許）	笛吹市一宮町石地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	59,046,000	中村工務店	99.1%	58,500,000		3	6	7	16	188.034	99.1%	中村工務店	○			
										矢崎興業		－												
										八木沢興業		－												
170	峡東建設事	H21.9.30	H21.10.28	金川　砂防工事（明許）	笛吹市御坂町上黒駒地先の３	一般競争	峡東		41,810,000	飯塚工業	97.7%	40,850,000							97.7%	飯塚工業	○	○		
										中村工務店	99.0%	41,400,000												
										風間建設	99.3%	41,500,000												
										矢崎興業		－												
										友愛工業		－												

入札参加物件一覧

別紙９

一連番号	発注業務の担当部署	公告／指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店所在地	総合評価の種類	予定価格（円・税抜）	入札参加者	入札率	入札価格（円・税抜）	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	49物件	別紙11等
													施工計画	配置予定技術者の	施工実績	左記以外の項目の	評価点合計							
171	治水課	H21.11.30	H22.1.7	平等川河川工事（一部債務）	笛吹市春日居町鎮目地内の５	一般競争	全県	簡易型	125,800,000	矢崎興業	84.3%	106,000,000	0	2	2	7	11	109.906	84.3%	矢崎興業				
										風間興業	99.8%	125,500,000	0	0	2	7	9	90.438						
										中村工務店	99.8%	125,600,000	10	0	3	7	20	103.503						
										飯塚工業		ー												
										八木沢興業		ー												
172	流域下水事	H21.12.11	H22.1.14	峡東流域下水道峡東浄化センター水処理施設建設残土運搬工事	笛吹市石和町東油川地内8工区	一般競争	峡東		46,860,000	飯塚工業	96.0%	45,000,000							96.0%	飯塚工業	○		○	○
										風間建設	97.1%	45,500,000												
										友愛工業	98.0%	45,920,000												
										矢崎興業	98.2%	46,000,000												
										風間興業	98.8%	46,300,000												
										栗田工業	99.0%	46,390,000												
										中村工務店	99.0%	46,400,000												
173	道路整備課	H21.12.28	H22.2.4	主要地方道甲府笛吹線　橋梁拡幅工事（明許）	笛吹市石和町小石和1工区	一般競争	全県	簡易型	234,460,000	中村工務店	95.5%	224,000,000	10	4	5	7	26	58.036	95.5%	中村工務店	○		○	○
										風間興業	99.8%	233,900,000	0	0	2	7	9	47.193						
										矢崎興業	99.8%	234,100,000	5	1	2	6	14	49.617						
174	峡東林環事	H22.2.18	H22.3.19	御坂山西（2工区）治山工事（明許）	笛吹市御坂町上黒駒地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	53,660,000	風間興業	81.0%	43,470,000		5	5	7	17	253.048	81.0%	風間興業	○		○	○
										八木沢興業	81.1%	43,500,000		1	4	6	11	244.760						
										風間建設	98.0%	52,600,000		3	5	6	14	205.771						
										矢崎興業	98.0%	52,600,000		2	5	6	13	204.652						
										中村工務店	98.0%	52,600,000		0	6	6	12	203.534						
										芦沢組土木	98.1%	52,660,000		2	3	7	12	203.302						
										友愛工業	99.0%	53,120,000		3	6	7	16	205.971						

注１　「発注業務の担当部署」欄中の「峡東林環事」は山梨県森林環境部峡東林務環境事務所，「峡東農務事」は山梨県農政部峡東農務事務所，「耕地課」は同部耕地課，「道路整備課」は山梨県県土整備部（平成２０年３月３１日以前は土木部。以下同じ。）道路整備課，「道路管理課」は同部道路管理課，「治水課」は同部治水課，「下水道課」は同部下水道課，「峡東建設事」は同部峡東建設事務所，「流域下水事」は同部流域下水道事務所を示す。
注２　「本店所在地」とは，入札参加条件としての本店所在地をいい，「本店所在地」欄中の「峡東」は山梨県山梨市，甲州市及び笛吹市，「中北」は同県甲府市，韮崎市，南アルプス市，北杜市，甲斐市，中央市及び中巨摩郡昭和町，「全県」は山梨県内を示す。
注３　「総合評価の種類」とは，総合評価落札方式の場合の種類をいう。
注４　予定価格（円・税抜）は，「（非公表）」と付記されているものを除き，事前に公表されている。
注５　「入札参加者」欄及び「落札者」欄中の「飯塚工業」とは，被審人飯塚工業をいう。また，他の被審人ら及び被審人でない１０社の名称についても，本欄では「被審人」及び「株式会社」を省略して表記する。
注６　入札参加者のうち，被審人ら２１社以外の者（アウトサイダー）については，名称の前に▲を付した（アウトサイダーの名称は，「株式会社」及び「有限会社」を省略して表記する。）。
注７　「入札率」とは，予定価格に対する入札価格の割合（小数点第２位以下を四捨五入した小数点以下第１位までの数値）をいう。
注８　「落札率」とは，予定価格に対する落札価格の割合（小数点第２位以下を四捨五入した小数点以下第１位までの数値）をいう。
注９　「入札価格欄」中の「ー」は辞退等を示す。

被審人飯塚工業に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の１

１　実行期間　：　平成１９年３月２４日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：1,287,997,350円
３　課徴金額　：　51,510,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	60	小川沢左支治山工事	平成19年6月7日	53,508,000	平成20年5月13日	54,692,400	54,692,400	
2	69	国道４１１号　橋梁補強工事（一部債務）	平成19年9月7日	122,325,000	平成20年5月30日	120,043,350	120,043,350	
3	71	東八中央東３期地区　大野寺７工区改良工事	平成19年8月29日	102,375,000	平成20年3月21日	102,873,000	102,873,000	
4	88	東八中央東３期地区　竹居７工区改良工事（明許）	平成19年11月7日	92,400,000	平成20年7月18日	94,861,000	94,861,000	
5	95	金川　砂防工事（明許）	平成20年2月6日	51,135,000	平成20年6月20日	59,355,450	59,355,450	
6	103	国道１３７号新御坂トンネル　補修工事	平成20年7月4日	189,000,000	平成21年2月27日	190,816,500	190,816,500	
7	109	金川曽根地区　金川曽根隧道補修工事	平成20年8月6日	152,250,000	平成21年1月20日	155,525,000	155,525,000	
8	122	一般県道一宮山梨線　道路工事（一部債務）	平成20年10月29日	111,825,000	平成21年7月3日	108,889,200	108,889,200	
9	140	主要地方道甲府笛吹線 橋梁拡幅工事（明許）	平成21年2月26日	106,764,000	平成21年10月16日	110,542,950	110,542,950	
10	148	笛吹川左岸地区　支線道路１号改良工事	平成21年8月10日	39,375,000	平成22年2月5日	38,871,000	38,871,000	
11	156	八代地区　米倉農道２工区改良工事	平成21年9月14日	70,192,500	—	—	70,192,500	
12	166	一般県道一宮山梨線　道路改良工事（明許）	平成21年10月22日	91,192,500	—	—	91,192,500	
13	170	金川　砂防工事（明許）	平成21年10月29日	42,892,500	—	—	42,892,500	
14	172	峡東流域下水道峡東浄化センター水処理施設建設残土運搬工事	平成22年1月15日	47,250,000	—	—	47,250,000	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。
（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成２２年３月２３日までの間に契約の変更がなされていない場合には，「－」を記載している。

被審人中村工務店に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の２

１　実行期間　：　平成１９年３月２４日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：811,421,040円
３　課徴金額　：　32,450,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	66	富士河口湖芦川線　道路改良工事	平成19年7月26日	40,260,150	平成20年2月20日	39,827,550	39,827,550	
2	78	寺尾地区　支線道路第３号道路工事	平成19年11月1日	48,247,500	平成20年6月6日	48,650,890	48,650,890	
3	83	一般県道白井河原八田線　道路改良工事（一部債務）	平成19年10月18日	105,105,000	平成20年6月16日	117,254,550	117,254,550	
4	92	一般県道藤岱石和線　道路改良工事（明許）	平成19年11月22日	46,200,000	平成20年6月18日	44,273,250	44,273,250	
5	128	金川　砂防工事（明許）	平成20年11月21日	49,350,000	平成21年4月24日	49,350,000	49,350,000	
6	132	東八中央東３期地区　竹居８工区改良工事（明許）	平成20年11月13日	52,500,000	平成21年7月9日	50,162,000	50,162,000	
7	136	寺尾地区　支線道路第２号３工区道路工事（明許）	平成20年12月12日	51,345,000	平成21年6月1日	51,420,000	51,420,000	
8	137	日影上流１工区治山工事（明許）	平成21年1月14日	63,000,000	平成21年9月25日	63,457,800	63,457,800	
9	157	芦川地区　鶯宿農道その２改良工事	平成21年9月14日	50,400,000	—	—	50,400,000	
10	169	日影上流１工区治山工事（明許）	平成21年11月2日	61,425,000	—	—	61,425,000	
11	173	主要地方道甲府笛吹線　橋梁拡幅工事（明許）	平成22年2月8日	235,200,000	—	—	235,200,000	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。
（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成２２年３月２３日までの間に契約の変更がなされていない場合には，「－」を記載している。

被審人風間興業に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の３

１　実行期間　：　平成１９年３月３１日～平成２２年３月３０日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：　770,212,831円
３　課徴金額　：　30,800,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	62	後山沢治山工事	平成19年6月21日	29,799,000	—	—	29,799,000	
2	75	芦川地区　上芦川２号農道改良その３及び畑かん貯水槽設置工事	平成19年9月21日	43,995,000	平成20年2月22日	44,428,000	44,428,000	
3	90	浅川砂防工事(明許)	平成19年12月4日	65,940,000	平成20年6月9日	62,672,400	62,672,400	
4	94	上黒駒地区　ふるさと農道第１１工区道路工事	平成20年1月21日	34,125,000	平成20年5月20日	35,320,000	35,320,000	
5	96	渋川　河川工事（明許）	平成20年2月6日	62,895,000	平成20年8月8日	54,627,300	54,627,300	
6	104	後山沢治山工事	平成20年7月8日	53,550,000	平成21年2月20日	55,426,350	55,426,350	
7	113	浅川砂防工事	平成20年9月5日	49,350,000	—	—	49,350,000	
8	119	笛吹市道竹居線　道路工事	平成20年10月10日	30,030,000	平成21年2月23日	31,848,600	31,848,600	
9	126	芦川地区　上芦川１号農道その２改良工事	平成20年11月13日	47,460,000	平成21年6月12日	49,249,000	49,249,000	
10	129	主要地方道笛吹市川三郷線　道路改良工事（明許）	平成20年11月13日	43,260,000	平成21年9月1日	48,670,650	48,670,650	
11	145	御坂山西治山工事	平成21年7月6日	50,610,000	平成22年2月15日	56,188,650	56,188,650	
12	158	東八中央東３期地区　浅川橋梁下部工事	平成21年9月18日	50,400,000	平成22年3月16日	50,351,431	50,351,431	
13	160	浅川　砂防工事	平成21年9月18日	47,250,000	平成22年2月26日	48,487,950	48,487,950	
14	165	主要地方道笛吹市川三郷線　橋梁工事（明許）	平成21年10月30日	67,725,000	—	—	67,725,000	
15	168	主要地方道笛吹市川三郷線　道路改良工事（明許）	平成21年10月30日	40,425,000	—	—	40,425,000	
16	174	御坂山西（２工区）治山工事（明許）	平成22年3月30日	45,643,500	—	—	45,643,500	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。

（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月３０日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成２２年３月３０日までの間に契約の変更がなされていない場合には，「－」を記載している。

被審人友愛工業に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の４

１　実行期間　：　平成１９年３月２４日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：　657,780,800円
３　課徴金額　：　26,310,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	61	笛吹市川三郷線　道路改良工事	平成19年6月21日	23,478,000	平成19年9月20日	23,400,300	23,400,300	
2	65	里道川県道付替工事	平成19年7月12日	54,547,500	平成20年1月4日	54,288,150	54,288,150	
3	85	渋川　河川工事	平成19年10月25日	52,500,000	平成20年3月3日	58,485,000	58,485,000	
4	100	釈迦堂地区　石５工区道路改良工事	平成20年3月27日	31,867,500	平成20年10月17日	31,519,000	31,519,000	
5	105	唐沢支流治山工事	平成20年7月1日	26,250,000	平成21年1月20日	25,586,400	25,586,400	
6	108	笛吹市道２２６号線　道路改良工事	平成20年7月17日	76,755,000	平成20年12月4日	82,721,100	82,721,100	
7	120	国道４１１号　道路工事	平成20年10月10日	42,283,500	平成21年2月5日	38,220,000	38,220,000	
8	124	一宮北部地区　農道第３号・排水路第５号（第２工区）改良工事	平成20年10月23日	35,185,500	平成21年4月13日	35,935,000	35,935,000	
9	138	平等川　河川工事（明許）	平成21年1月15日	59,115,000	平成21年7月7日	62,447,700	62,447,700	
10	143	黒岳東治山工事	平成21年5月22日	63,420,000	平成22年2月1日	63,381,150	63,381,150	
11	146	笛吹市道５１２号線　道路改良工事	平成21年8月12日	67,021,500	平成22年2月18日	63,261,450	63,261,450	
12	150	一般県道一宮山梨線　道路改良工事	平成21年8月21日	41,128,500	平成22年1月22日	40,840,800	40,840,800	
13	155	平等川　河川工事	平成21年9月11日	78,592,500	平成22年3月19日	77,694,750	77,694,750	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。

（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。

被審人矢崎興業に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の５

１　実行期間　：　平成１９年３月２４日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：　657,256,050円
３　課徴金額　：　26,290,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	72	渋川　河川工事	平成19年9月28日	68,250,000	平成20年2月28日	55,583,850	55,583,850	
2	79	大野寺地区　支線道路第４号改良工事	平成19年11月1日	60,900,000	平成20年6月10日	66,479,000	66,479,000	
3	89	里道川砂防工事(明許)	平成19年11月7日	94,500,000	平成20年6月9日	96,295,500	96,295,500	
4	110	里道川砂防工事	平成20年8月7日	50,400,000	平成21年1月14日	52,440,150	52,440,150	
5	133	東八中央東３期地区　竹居９工区改良工事（明許）	平成20年11月17日	60,270,000	平成21年6月23日	61,273,000	61,273,000	
6	151	笛吹川左岸地区　支線道路２号・８号改良工事	平成21年8月31日	48,300,000	平成22年3月8日	49,443,000	49,443,000	
7	153	富士河口湖芦川線　防災工事	平成21年9月4日	94,500,000	平成22年3月15日	110,088,300	110,088,300	
8	159	里道川　砂防工事	平成21年9月18日	54,600,000	平成22年3月5日	54,353,250	54,353,250	
9	171	平等川河川工事（一部債務）	平成22年1月12日	111,300,000	―	―	111,300,000	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。
（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
　当該物件の当初契約日から平成２２年３月２３日までの間に契約の変更がなされていない場合には，「－」を記載している。

被審人栗田工業に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の６

１　実行期間　：　平成１９年３月２４日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：　291,247,915円
３　課徴金額　：　11,640,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	63	芦川地区　鶯宿鳥獣害防止柵設置その３工事	平成19年6月20日	24,538,500	平成19年10月19日	24,882,000	24,882,000	
2	76	八代地区　竹居１号農道その２工事	平成19年9月21日	36,750,000	平成20年5月23日	37,108,565	37,108,565	
3	97	春日居第一地区　支線農道第２・３・７号道路工事（明許）	平成20年2月29日	27,720,000	平成21年1月13日	26,001,000	26,001,000	
4	112	八代地区　花鳥山村づくり基盤整備工事	平成20年8月22日	32,959,500	平成21年1月16日	33,061,000	33,061,000	
5	123	笛吹市道竹居線　道路工事	平成20年10月24日	47,250,000	平成21年3月6日	48,205,500	48,205,500	
6	130	都市計画道路石和市部通り線道路改良工事（明許）	平成20年11月13日	38,325,000	平成21年5月20日	35,953,050	35,953,050	
7	142	芦川地区　上芦川１号農道その４改良工事（ゼロ国債）	平成21年3月31日	25,074,000	平成21年8月25日	25,942,000	25,942,000	
8	152	門の木沢　砂防工事	平成21年8月28日	33,075,000	平成22年1月22日	31,726,800	31,726,800	
9	162	八代地区　米倉農道３工区改良工事	平成21年9月28日	29,295,000	※	※	28,368,000	※当初契約金額に，平成22年3月10日付けの変更契約を反映させた28,368,000円

（注１）　別紙９の一連番号を記載。

（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。

被審人風間建設に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の７

１　実行期間　：　平成１９年３月２４日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：　252,005,880円
３　課徴金額　：　10,080,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	87	一宮北部地区　農道第１３号・排水路第３号改良工事	平成19年10月26日	39,847,500	平成20年5月12日	41,400,000	41,400,000	
2	117	渋川　河川工事	平成20年10月3日	68,250,000	平成21年4月23日	71,232,000	71,232,000	
3	125	里道川砂防工事（２工区）	平成20年10月30日	31,710,000	平成21年3月2日	33,604,200	33,604,200	
4	131	門の木沢　砂防工事（明許）	平成20年11月13日	29,505,000	平成21年4月24日	30,997,050	30,997,050	
5	163	春日居第一地区　熊野堂第２工区ほ場整備・支線農道第７号第２工区改良工事	平成21年9月25日	74,970,000	平成22年3月15日	74,772,630	74,772,630	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。

（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。

被審人芦沢組土木に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の８

１　実行期間　：　平成１９年６月１９日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：　240,020,616円
３　課徴金額　：　9,600,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	81	一宮北部地区　農道第１０号・排水路第2号改良工事	平成19年9月21日	31,500,000	平成20年3月14日	32,268,848	32,268,848	
2	114	一宮北部地区　農道第１４号改良工事	平成20年9月9日	33,600,000	平成21年3月6日	34,197,000	34,197,000	
3	135	峡東流域下水道峡東浄化センター耐震対策工事	平成20年11月21日	46,200,000	平成21年2月10日	45,189,900	45,189,900	
4	141	芦川地区　交流施設基盤整備工事（ゼロ国債）	平成21年3月31日	26,712,000	平成21年10月30日	26,401,000	26,401,000	
5	147	唐沢治山工事	平成21年7月27日	34,912,500	平成22年2月3日	35,062,650	35,062,650	
6	164	峡東流域下水道峡東浄化センター土木施設外耐震対策工事	平成21年10月13日	35,700,000	—	—	35,700,000	
7	167	一宮北部地区　農道第６号・排水路第３号（第２工区）改良工事	平成21年10月26日	31,132,500	平成22年3月16日	31,201,218	31,201,218	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。
（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成２２年３月２３日までの間に契約の変更がなされていない場合には，「－」を記載している。

被審人小泉建設に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の９

１　実行期間　：　平成１９年３月２４日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：　122,184,814円
３　課徴金額　：　4,880,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	74	芦川地区　上芦川２号農道改良その２工事	平成19年9月21日	45,150,000	平成20年5月30日	46,294,000	46,294,000	
2	84	寺尾地区　支線道路第２号・６号３工区道路工事	平成19年10月12日	29,662,500	平成20年3月4日	30,704,814	30,704,814	
3	116	芦川地区　上芦川１号その１・２号その４農道改良工事	平成20年9月22日	44,625,000	平成21年5月15日	45,186,000	45,186,000	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。

（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。

被審人長田建設に対する課徴金納付命令の明細　　別紙１０の１０

１　実行期間　：　平成１９年３月２４日～平成２２年３月２３日
２　課徴金算定の基礎となる売上額の合計　：　38,825,000円
３　課徴金額　：　1,550,000円
４　対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	一連番号（注１）	工事名	当初契約年月日	当初契約金額（円，税込）	最終契約年月日	最終契約金額（円，税込）	課徴金算定の基礎となる売上額（円）	備考
1	91	芦川地区　中芦川農道橋梁上部工及び改良その２工事（明許）	平成19年11月16日	37,695,000	平成20年7月10日	38,825,000	38,825,000	

（注１）　別紙９の一連番号を記載。

（注２）　「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には，当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月２３日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。

４０物件

(1) 物件４

ア　認定事実

証拠（査１８，査１３１）によれば，被審人風間興業は，本工事（工事名：アゴ沢復旧治山工事）の入札公告（査１３１）の左側上部に「飯塚　矢崎　中村　初海　窪川　風間興　三枝産業　広川」と書き込み，中央上部に「飯塚　６５，５００，０００」と書き込んでいること，本工事の入札参加者（入札参加申請後に入札を辞退した者を含む。以下同じ。）は，被審人飯塚工業，被審人矢崎興業，被審人中村工務店，初海工業，窪川組，被審人風間興業，株式会社三枝産業，株式会社廣川工業所及び被審人風間建設であり，被審人風間興業は入札価格６５９０万円（税抜。以下同じ。）で入札し，被審人飯塚工業が入札価格６５５０万円で落札したことが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込みは，被審人風間興業において，本工事の入札前に，同被審人以外の入札参加者の名称，受注予定者が被審人飯塚工業であること及び同被審人の入札予定価格の連絡を受け，これを記載したものであること，被審人飯塚工業が本工事の受注予定者となり，被審人風間興業は，被審人飯塚工業の入札予定価格以上の価格で入札することで同被審人の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの「飯塚･･･広川」の書き込みは被審人風間興業において入札参加者を予測して記載したもの及び入札結果を見て書き加えたもの，「飯塚　６５，５００，０００」の書き込みは入札結果を見て記載したものであり，ポータルサイトで公表されている入札結果を印刷するのではなく入札公告に書き込んだのは無駄な印刷を避けるためである旨主張し，被審人風間興業の風間社長の代表者審尋における陳述中には，これに沿う部分がある。

しかし，本工事を落札できなかった被審人風間興業が，開札後に，他の入札参加者の名称，落札者の名称及び落札価格を入札公告に書き込むことにつき，合理的な理由は見いだし難い上，仮に，上記書き込みが被審人飯塚工業ら８社の主張する方法でなされたとすれば，被審人風間興業において，本工事の落札者決定後に，上記書き込みと内容が重複する本工事の落札者決定通知書（山梨県から入札参加者に電子メールで送信されるもの）を印刷し，これを上記入札公告の後ろにホチキスで留め，一まとめにして保管しておく（査１３１）のは不合理である。

したがって，被審人風間興業の風間社長の陳述は採用できない。

(2) 物件８

ア　認定事実

証拠（査１８，査１３２）によれば，被審人風間興業は，本工事（工事名：石和市部通り線〔東町工区〕道路改良工）の指名通知書（査１３２）の左側上部に「中村　矢崎　飯塚　須田　筒井　風間　窪川」と書き込み，中央上部に「風間建設　９１，０００，０００」と書き込んでいること，

本工事の入札参加者は，被審人風間興業，被審人中村工務店，被審人矢崎興業，被審人飯塚工業，須田組，筒井建設，被審人風間建設及び窪川組であり，被審人風間興業は入札価格９１９３万円で入札し，被審人風間建設が入札価格９１００万円で落札したことが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込みは，被審人風間興業において，本工事の入札前に，同被審人以外の入札参加者の名称，受注予定者が被審人風間建設であること及び同被審人の入札予定価格の連絡を受け，これを記載したものであること，被審人風間建設が本工事の受注予定者となり，被審人風間興業は，被審人風間建設の入札予定価格以上の価格で入札することで同被審人の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの書き込みについて前記(1)イと同様の主張をし，被審人風間興業の風間社長の代表者審尋における陳述中にはこれに沿う部分があるが，前記(1)イと同様の理由により，同陳述は採用できない。

(3)　物件１２

ア　認定事実

証拠（査１８，査１２７）によれば，被審人風間興業は，本工事（工事名：上黒駒地区　支線道路第１号〔第１０工区〕工事）の指名通知書（査１２７）の左側中部に「○小林　○筒井　風間興　中村　○矢崎　飯塚　○風間建　×初海（辞退）」，中央中部に「５９，８００，０００×１．０５＝６２，７９０，０００」と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，小林組，筒井建設，被審人風間興業，被審人中村工務店，被審人矢崎興業，被審人飯塚工業，被審人風間建設及び三興産業（本工事の入札公告当時の商号は初海工業株式会社）であり，三興産業は入札を辞退し，被審人風間興業が入札価格５９８０万円で落札したことが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込みは，被審人風間興業において，本工事の入札前に，同被審人以外の入札参加者の名称，同被審人が受注予定者であること及び三興産業は入札を辞退する予定であることの連絡を受け，自社が落札できる価格を把握した上で，これらを記載したものであること，被審人風間興業は上記価格で入札することで予定どおり本工事を受注したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの書き込みについて前記(1)イと同様の主張をし，被審人風間興業の風間社長の代表者審尋における陳述中にはこれに沿う部分があるが，前記(1)イと同様の理由により，同陳述は採用できない。

(4)　物件３６

ア　認定事実

証拠（査１８，査１３３）によれば，被審人栗田工業は，本工事（工事名：春日居第一地区　支線農道第７号１工区道路工事）の競争参加資格確認通知書（査１３３）に「須田組　￥３８，７００，０００」と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人栗田工業，須田組ほか７社で

あり，須田組が落札したこと，上記競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は，被審人栗田工業の入札価格に一致することが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込みは，被審人栗田工業において，本工事の入札前に，受注予定者が須田組であること及び同被審人の入札すべき価格の連絡を受け，これを記載したものであること，同被審人は，上記連絡を受けた価格で入札することで須田組の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの書き込みは被審人栗田工業の事務員が開札後に被審人栗田工業の武川社長の指示で記載したものであり，ポータルサイトで公表されている入札結果を印刷するのではなく競争参加資格確認通知書に書き込んだのは無駄な印刷を避けるためである旨主張する。

しかし，本工事を落札できなかった被審人栗田工業が，開札後に，本工事の落札者の名称と自社の入札価格のみを，前記アのように，その記載自体からは記載の趣旨が分からないような形で入札公告に書き込むことにつき，合理的な理由は見いだし難い。

また，そもそも，本工事の入札結果は，落札者決定後速やかにポータルサイトに掲載され，そこでは全ての入札参加者の名称及び入札価格が明らかにされていることから（査３７），落札業者と自社の入札価格を記録しておくのであれば，むしろ，上記入札結果を印刷する方が，簡易かつ正確であり，合理的である。

したがって，被審人飯塚工業ら８社の主張は採用できない。

(5)　物件７３，物件７４

ア　認定事実

証拠（査１８，査２１９，査２２０）によれば，以下の①ないし④の事実が認められる。

①　物件７３（工事名：芦川地区　中芦川農道橋梁下部工事）及び物件７４（工事名：芦川地区上芦川２号農道改良その２工事）は，いずれも平成１９年８月３０日に入札公告が行われ，入札参加申請受付締切日は同年９月１２日，入札書提出締切日は同月２０日であった。

②　被審人長田建設は，物件７３の入札公告（査２１９）に「３５，９５０，０００（審決案注：物件７３の予定価格）×０．９８　３５，２３１，０００」及び「３５，２００，０００」，物件７４の入札公告（査２２０）に「４４，５６０，０００（審決案注：物件７４の予定価格）×０．９８　４３，６６８，０００」及び「４３，６６０，０００」とそれぞれ書き込んでいる。

③　物件７３の入札参加者は被審人長田建設，窪川組ほか４社であり，被審人長田建設は３５２０万円で入札し，窪川組が３４５０万円で落札した。窪川組の落札率は９６パーセントであり，他の入札参加者のうち入札辞退者以外の者の入札率はいずれも９８パーセント前後であった。

④　物件７４の入札参加者は，被審人長田建設，被審人小泉建設ほか６社であり，被審人長田建設は４３６６万円で入札し，被審人小泉建設が４３００万円で落札した。被審人小泉建設の落札率は９６．５パーセントであり，他の入札参加者のうち入札辞退者以外の者の入札率はいずれも９

８パーセント前後であった。

また，被審人栗田工業の栗田前社長は，同被審人は受注調整を行う際に受注予定者から金額又は予定価格に対するパーセンテージで入札価格の連絡を受けていた旨供述している（査５２）。

これらのことからすれば，上記②の各書き込みは，被審人長田建設が，各工事の受注予定者から同社の入札すべき価格（予定価格に対する率）の連絡を受け，その内容を記載したものであること，同被審人は，連絡を受けた価格で入札することにより，受注予定者の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張

被審人飯塚工業ら８社は，物件７３及び物件７４の入札において受注調整が行われた事実はない旨主張する。また，被審人長田建設の長田社長は，代表者審尋において，前記ア②の「３５，２００，０００」及び「４３，６６０，０００」との書き込みは同被審人の応札価格を，同「３５，９５０，０００×０．９８　３５，２３１，０００」及び「４４，５６０，０００×０．９８　４３，６６８，０００」との書き込みは予定価格の９８パーセントに相当する金額を計算し記載したものであり上記応札価格はいずれも同社長が材料費と労務費を積み上げ，利益を上乗せして決めたものであって，上記計算をしたのは，同被審人が自社で全て施工できる工事について工事費を積算すると大体９８パーセントになるものがほとんどだったので，同社長の積算に大きなミスがないかの指標とするためである旨陳述する。

しかし，被審人長田建設の長田社長は，同被審人が自社単独で同時に施工できる工事は１件に限られると陳述しているところ（同人の代表者審尋速記録），同被審人が，入札公告日，入札参加申請受付締切日及び入札書提出締切日を同じくする物件７３及び物件７４の入札にいずれも参加していることは前記アのとおりであり，仮に同被審人がこれらの工事をいずれも受注することとなった場合，いずれか一つは下請事業者を使わなければ施工できないこととなる。ところが，同被審人は，いずれの工事についても，下請事業者を使わずに施工することを前提とした価格，すなわち，予定価格に０．９８を乗じて算出された金額から端数の金額を控除した金額で入札しており，不自然である。かかる事実は，むしろ，同被審人がいずれの工事についても受注することを想定せずに入札したことを推認させるものである。

したがって，被審人長田建設の長田社長の上記陳述は採用できない。

(6)　物件８０ないし物件８２，物件９３，物件９５，物件１０８，物件１１８，物件１２０，物件１３９，物件１４３，物件１４７，物件１５０，物件１５１，物件１６４及び物件１６７

ア　認定事実

証拠（査１８，査１３４）によれば，被審人栗田工業は，物件８０（工事名：一宮北部地区　農道第５号・排水路第３号改良工事）の入札公告（査１３４）に，「４７，０５０，０００」，「〇４６，１００，０００　９８％」と書き込んでいること，これらの数字は同工事の予定価格並びに同被審人の入札価格及び入札率と一致していること，本工事の入札参加者は被審人栗田工業，須田

組ほか５社であり，須田組が落札したこと，被審人栗田工業及び須田組以外の入札参加者のうち入札辞退者以外の者の入札率は，いずれも被審人栗田工業の入札率とほぼ同じであることが認められる。

また，証拠（査１８，査１３５ないし査１３８，査２０３，査２０５，査２０６，査２０９ないし査２１２，査２１６ないし査２１８）によれば，被審人栗田工業は，同被審人が入札に参加した物件８１，物件８２，物件９３，物件９５，物件１０８，物件１１８，物件１２０，物件１３９，物件１４３，物件１４７，物件１５０，物件１５１，物件１６４及び物件１６７についても，各工事の入札公告又は入札関連情報（査１３５ないし査１３８，査２０３，査２０５，査２０６，査２０９ないし査２１２，査２１６ないし査２１８）に物件８０と同様の書き込みをしており（ただし，入札関連情報には当該工事の予定価格があらかじめ記載されているため，これに相当する書き込みはない。），これらの数字も各工事の予定価格，同被審人の入札価格及び入札率と一致すること，各工事における入札参加者のうち落札者及び入札辞退者以外の者の入札率は，物件１３９及び物件１４３を除きいずれも被審人栗田工業の入札率と同程度であり，物件１３９及び物件１４３においても，下位２社又は下位４社の入札率は被審人栗田工業と同程度であることが認められる。

さらに，被審人栗田工業の栗田前社長は，同被審人は受注調整を行う際に受注予定者から金額又は予定価格に対するパーセンテージで入札価格の連絡を受けていた旨供述しており（査５２），後記(7)のとおり，同被審人が受注予定者から連絡を受けた自社の入札すべき価格等を記載した当該工事の入札公告も存在する。

これらのことからすれば，上記の各書き込みは，被審人栗田工業が，各工事の受注予定者から同被審人の入札すべき価格（予定価格に対する率）の連絡を受け，その内容を記載したものであること，同被審人は，上記連絡を受けた価格で入札することにより，受注予定者の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，物件８０の入札公告への上記書き込みについて，被審人栗田工業は同工事の入札に参加したものの，受注意欲が低かったため，単純に予定価格に９８パーセントを乗じた価格を入札価格にしたにすぎず，他社から連絡を受けて決めたものではない旨主張し，被審人栗田工業の武川社長の陳述（同人の陳述書〔審Ａ共８〕を含む。以下同じ。）には，これに沿う部分がある。

しかし，上記陳述は，前記アの各証拠に照らし不合理であって，採用できない。

(7)　物件９６

ア　認定事実

証拠（査１８，査７３，査７４）によれば，被審人栗田工業は，本工事（工事名：渋川　河川工事〔明許〕）の入札公告（査７３）に，「申請する」，「６９，０００，０００」及び「２回目最低より４００，０００ひく」と書き込んでいること，公正取引委員会が平成２２年１０月１３日に

八木沢興業の峡東支店（なお，本工事の入札当時，同支店は窪川組の本店であった〔審決案第３の１〕）において留置した，同支店の支店長代理である古澤克己の所持していたメモ（査７４）に，「風間興業　渋川希望　調整　６９００万以上　２回目　最入札　４０万」と記載されていること，本工事の入札参加者は，被審人風間興業，被審人栗田工業，窪川組ほか５社であり，１回目の入札で被審人風間興業が落札し，被審人栗田工業の入札価格は６９００万円，窪川組の入札価格は６９１２万円であったことが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込み及びメモは，被審人栗田工業及び窪川組において，本工事の入札前に，自社の入札すべき価格と，仮に再入札となった場合（審決案注：本工事の予定価格は入札前に公表されていなかった〔査１８〕。）には，１回目の最低入札価格より４０万円低い価格で入札すべきこと等の連絡を受け，これを書き込んだものであること，被審人風間興業が本工事の受注予定者となり，被審人栗田工業及び窪川組は，上記連絡を受けた価格で入札することで被審人風間興業の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの入札公告への書き込みについて，被審人栗田工業は本工事の入札に参加したものの，受注意欲が低かったため，独自に積算した結果である６９００万円で入札するに際し，他の入札参加者も同様に入札を希望せず１回目の入札が不調に終わる可能性も高いと考え，仮に再入札となっても１回目の最低入札価格よりも４０万円引いた金額が限度であると判断して，備忘のために記載したものであると主張し，被審人栗田工業の武川社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ａ共８〕を含む。以下同じ。）中には，これに沿う部分がある。

また，被審人飯塚工業ら８社は，前記アのメモについて，窪川組の者がいつ，いかなる趣旨で記載したのかが不明であり，入札終了後に落札経緯及び結果を記載した可能性も否定できないと主張し，被審人風間興業の風間社長も，代表者審尋において，上記メモに記載された内容に心当たりはなく，同メモは窪川組が同被審人を陥れようとして記載したのではないかなどと陳述する。

しかし，上記入札公告及びメモには前記アのような記載がなされているところ，実際には行われていない再入札に係る記載があることから，これらの記載が入札結果を記載したものでないことは明白である。上記各陳述は，上記入札公告及びメモの記載内容及び前記アの入札結果に照らし不合理であって，採用できない。

(8)　物件１１３

ア　認定事実

証拠（査１８，査７５，査１５３）によれば，被審人風間興業は，本工事（工事名：浅川砂防工事）の入札関連情報を印刷した書面（査７５）に，「６社」，「風間興業」，「４７，０００，０００」，「９４．２％」，「４８，９００，０００以上」と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人風間興業を含めて６社であり，各社の入札価格は，被審人風間興業が４７００万円，同被審人以外の入札参加者がいずれも４８９０万円以上であり，同被審人が落札したことが認めら

れる。

これらのことからすれば，上記書き込みは，本工事の受注予定者となった被審人風間興業において，本工事の入札前に，入札参加者が自社を含めて６社であることの連絡を受け，自社が４７００万円で入札し他の入札参加者がいずれも４８９０万円以上で入札すれば自社が落札できると判断し，これを記載したものであること，被審人風間興業は，同被審人以外の入札参加者に対して４８９０万円以上で入札するよう連絡したこと，これらの入札参加者は，同被審人から伝えられた価格で入札することで同被審人の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの「４８，９００，０００以上」との書き込みについて，被審人風間興業は本工事の近接工区の前年度工事（物件９０）を７６．１パーセントという極めて低い入札率で落札したことから，他社は同被審人が本工事も低い入札率で入札するだろうと予測し，利益を削ってまで入札に積極的に臨んでは来ず，予定価格の９８パーセントである４８９０万円以上の金額で入札する業者が数社あるだろうと考え，備忘のために書き込んだものであり，「６社」との書き込みについて，同被審人において入札参加者数を予測して記載したものであると主張し，被審人風間興業の風間社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ａ共５〕を含む。）中には，これに沿う部分がある。

しかし，上記陳述は，本工事の入札関連情報に前記アのような記載がなされていること及び同記載と入札結果が完全に一致することに照らし，不合理であって採用できない。

(9)　物件１１６

ア　認定事実

証拠（査１８，査７６，査１５３）によれば，被審人長田建設は，本工事（工事名：芦川地区上芦川１号その１・２号その４農道改良工事）の技術審査資料の提出期限日より前に，被審人小泉建設に対し，本工事の入札に際して自社が発注者に提出する予定の，自社の地域貢献の実績を記載した文書（査７６）を送ったこと，この文書には，被審人長田建設の地域貢献（①災害協定，②土木施設等緊急維持修繕業務，③道路除雪及び排雪・運搬作業業務委託）の各項目の評価点がいずれも１点であることが記載されていること，本工事の入札参加者は，被審人小泉建設，被審人長田建設ほか３社であり，被審人小泉建設が落札したこと，被審人長田建設の上記①ないし③の各項目の評価点はいずれも１点であったことが認められる。

これらのことからすれば，上記文書は，被審人長田建設において，被審人小泉建設が本工事の受注予定者であることを把握した上で，同被審人の受注に協力するために，自社が発注者に提出する予定の「施工実績」に係る資料を送ったものであり，被審人小泉建設が本工事の受注予定者となり，被審人長田建設は，上記資料と同様の資料を発注者に提出するなどして被審人小泉建設の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの文書について，被審人小泉建設は総合評価落札方式の工事の入札に参加するのが初めてであったことから，同被審人の事務員であった小泉稲子（被審人小泉建設の小泉社長の妻。以下「稲子」という。）は，技術審査資料をどのように記載したらよいか自信が持てず，個人的に交友のあった被審人長田建設の事務員である長田ひとみ（被審人長田建設の長田社長の妻。以下「ひとみ」という。）に相談し，記載の仕方の見本とするために被審人長田建設が実際に作成した技術審査資料を見せてほしいと伝えたところ，ひとみから本工事の技術審査資料が送られてきたものであり，被審人小泉建設の小泉社長及び被審人長田建設の長田社長はいずれも，稲子とひとみの間で上記やり取りが行われたことを知らなかった旨主張し，被審人小泉建設の小泉社長，被審人長田建設の長田社長の代表者審尋における各陳述（両名の陳述書〔審Ａ共１３，審Ａ共１４〕を含む。）及び稲子の陳述書（審Ａ共９）中には，これに沿う部分がある。

しかし，総合評価落札方式の一般競争入札において，技術審査資料は重要な競争手段であることから，自由で公正な競争が行われている場合には，入札参加者の事務員が，その代表者に無断で，他の入札参加者に対し，自社が発注者に提出する予定の技術審査資料を送付し，その後もその旨を代表者に報告しないということは，通常考えにくい。また，山梨県は，技術審査資料の作成要領を公表していること（査１８７），同技術審査資料の一部と通常の一般競争入札における競争参加資格確認申請の際に提出する資料とは記載項目がほぼ同じであること（査７６，査２２２），被審人小泉建設は，本工事が発注される以前に，少なくとも９回は通常の一般競争入札の方法で発注された石和地区特定土木一式工事の入札に参加していること（査１７３の６）に照らしても，被審人小泉建設において，本工事の技術審査資料の記載の仕方が分からなかったというのは，不自然である。

以上のとおり，上記各陳述は，いずれも不合理であって採用できない。

(10) 物件１１９

ア　認定事実

証拠（査１８，査１２８，査１５３）によれば，以下の①ないし④の事実が認められる。

① 被審人風間興業は，本工事（工事名：笛吹市道竹居線　道路工事）の入札関連情報を印刷した書面（査１２８）の右側上部に「風間興業　２８，６００，０００　９５．１７％」と書き込み，右側中央部に「入札５社」，「窪川　友愛ー辞退　筒井　芦沢ー辞退　風間興　○栗田　風間建」と書き込んでいる。

② 被審人栗田工業は，本工事の入札関連情報（査２１３）に「３０，０５０，０００×０．９８≒２９，５００，０００」と書き込んでいる。

③ 本工事の入札参加者は，被審人風間興業，八木沢興業（審決案注：同社は，本工事の入札日の１週間前に〔査１８〕，窪川組から事業の全部を譲り受けている〔審決案第３の１〕。），被審人友愛工業，筒井建設，被審人芦沢組土木，被審人栗田工業及び被審人風間建設であり，被審人友愛工業及び被審人芦沢組土木は入札を辞退し，残る５社による入札の結果，被審人風間興業が入札価格２８６０万円（入札率９５．２パーセント）で落札した。

④　上記②の入札関連情報に書き込まれた「２９，５００，０００」との数字は，被審人栗田工業の入札価格と一致する。また，本工事の入札参加者のうち被審人風間興業，被審人栗田工業及び入札辞退者以外の者の入札率は，いずれも被審人栗田工業の入札率と同程度である。

これらのことからすれば，上記①の書き込みは，被審人風間興業において，本工事の入札前に，同被審人以外の入札参加者の名称，自社が受注予定者であること，自社の入札すべき価格，入札参加予定者のうち２社は入札を辞退し，自社を含めて５社が実際に入札する予定であることを把握した上で，これを記載したものであること，上記②の書き込みは，被審人栗田工業が，被審人風間興業から自社の入札すべき価格の連絡を受け，その内容を記載したものであること，被審人風間興業が本工事の受注予定者となり，２８６０万円で入札することで予定どおり本工事を受注し，被審人栗田工業は，上記連絡を受けた価格で入札することで被審人風間興業の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記ア①の書き込みは被審人風間興業の総務部長が入札参加者を事前に予測して数社を記載し，さらに開札結果を見て数社を書き加えたものである旨主張し，被審人風間興業の風間社長も，代表者審尋において，同書き込みのうち「窪川･･･風間興」（ただし，「ー辞退」（２箇所）を除く。）の部分は総務部長が入札参加者を予測して記載したものであり，「ー辞退」（２箇所）及び「〇栗田　風間建」は同部長が開札結果の判明後に記載したものである旨陳述する。

また，被審人風間興業は，後記のとおり前記ア①の入札関連情報と本工事の入札結果一覧を一緒に保管しているところ，被審人飯塚工業ら８社は，入札結果一覧は被審人風間興業の風間社長が入札結果を検証するために印刷したものであり，これを無駄にしないように入札関連情報と一緒に保管していた旨主張し，同社長の陳述中には，これに沿う部分がある。

しかし，本工事を落札した被審人風間興業が，開札後に，他の入札参加者の名称や辞退の有無を本工事の入札関連情報に書き込むことにつき，合理的な理由は見いだし難い上，仮に，上記書き込みの目的及びなされた時期が同被審人の主張どおりであるとすれば，同被審人において，本工事の落札者決定後に，上記書き込みと重複し，しかも，より明確な形で入札結果に関する情報が記載されている，本工事の入札参加者全ての名称，各社の入札価格，評価点及び評価値の記載された入札結果一覧（ポータルサイトで公表されているもの）を印刷し，これを上記入札関連情報のすぐ後ろにホチキスで留めて，一まとめにして保管しておく（査１２８）のは不合理である。

したがって，被審人風間興業の風間社長の上記陳述は，不合理であって採用できない。

なお，被審人飯塚工業ら８社は，被審人栗田工業が行った前記ア②の書き込みについて前記(6)イと同様の主張をするが，前記アの各証拠に照らし不合理であって，採用できない。

(11) 物件１３５

ア　認定事実

証拠（査１８，査２０１）によれば，被審人風間興業は，本工事（工事名：峡東流域下水道峡東浄化センター耐震対策工事）の入札公告（査２０１〔添付７枚目〕）に，「４４，８６０，０００　９９．０５％」，「芦沢組　４４，０００，０００」と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人風間興業，被審人芦沢組土木ほか４社であり，被審人芦沢組土木が落札したこと，上記入札公告に書き込まれた数字は，被審人風間興業の入札価格及び入札率並びに被審人芦沢組土木の落札価格と一致することが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込みも，前記(1)ア等の書き込みと同様に，被審人風間興業において，本工事の入札前に，被審人芦沢組土木が受注予定者であること，被審人芦沢組土木の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け，これを記載したものであること，被審人芦沢組土木が本工事の受注予定者となり，被審人風間興業は上記連絡を受けた価格で入札することで被審人芦沢組土木の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，本工事について受注調整が行われた事実はないと主張する。

しかし，前記アの書き込みがなされた経緯については前記アのとおり認定できるものであり，被審人飯塚工業ら８社の主張は採用できない。

(12) 物件１３７

ア　認定事実

証拠（査１８，査７８，査１５３）によれば，本件立入検査の日に被審人中村工務店において留置された本工事（工事名：日影上流１工区治山工事〔明許〕）の入札参加者等取りまとめ表（査７８）の指名業者欄に，「中村工務店」，「筒井建設」及び「八木沢興業」と印字され，それぞれ丸で囲われていること，被審人中村工務店は，同欄の「八木沢興業」の印字の下に「辞退」と，「筒井建設」の印字の下に「風間建設」と，「筒井建設」と「風間建設」から矢印（「→」）を引き「辞退」と，更にその下部に「矢崎は支部に届けてなく入札をした。但し総合評価の為落札出来なかった。」と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人中村工務店，被審人矢崎興業，被審人風間建設，筒井建設及び八木沢興業であり，被審人中村工務店が落札し，被審人風間建設，筒井建設及び八木沢興業は入札を辞退したことが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込み（ただし，「矢崎は･･･出来なかった。」の部分を除く。）は，被審人中村工務店において，本工事の入札前に，被審人風間建設，筒井建設及び八木沢興業が入札参加を予定していること，自社が受注予定者であること，被審人風間建設，八木沢興業及び筒井建設が入札を辞退することを把握した上で，これを記載したものであること，被審人中村工務店が本工事の受注予定者となり，被審人風間建設，筒井建設及び八木沢興業は入札を辞退することで被審人中村工務店の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人中村工務店は，前記アの取りまとめ表は被審人中村工務店の中村社長が入札参加者の数の

みを確認する目的で石和支部から取り寄せたものであり，同表への書き込みは同社長が開札後に入札結果の一覧を見て記載したものと思われる旨主張し，被審人中村工務店の中村社長の代表者審尋における陳述中には，これに沿う部分がある。

しかし，本工事を落札した被審人中村工務店が，開札後に，本工事の入札を辞退した被審人風間建設の名称や，被審人風間建設，筒井建設及び八木沢興業が入札を辞退したことを入札参加者等取りまとめ表に書き込むことにつき，合理的な理由は見いだし難く，上記陳述は不合理であり，採用できない。

(13) 物件１３８

ア　認定事実

証拠（査１８，査７９，査８０，査１７９，査２３５）によれば，以下の①ないし④の事実が認められる。

① 本工事（工事名：平等川　河川工事〔明許〕）の入札公告日は平成２０年１２月１０日であり，入札書提出締切日時は平成２１年１月１３日午後３時である。

② 被審人風間建設の輿石常務は，同人の手帳（査２３５）に，青字で「平等川メンバー」，「筒井　辞退」，「友愛」，「風間」，「風興　９９」，「八木沢　９９」，「中村　辞退」及び「矢崎　９９」，黒字で「友愛に取られる　７９．８８位い」と書き込んでいる。

③ 被審人風間建設の輿石常務は，同人の平成２１年の手帳（査７９）の１月１０日の欄に「１３．３０支部へ　会長と支部長小泉と」と記載し，同人の平成２０年のダイアリー（査８０）の平成２１年１月１０日の欄に「１０．００小泉ＴＥＬ有り　１３．３０支部へ飯塚，小泉　風間会長　輿石」，同月１３日の欄の午前９時ないし午前１０時の行に「９．３０支部へ　飯塚支部長　矢崎　小泉　風間会長　窪田　輿石　決裂」，同日午後１時の行に「武川（審決案注：被審人栗田工業の社長は武川正一である。）９８．７　中村辞退」，同日午後２時の行に「平等川入札」と書き込んでいる。

④ 本工事の入札参加者は，被審人風間建設，筒井建設，被審人友愛工業，被審人風間興業，八木沢興業，被審人中村工務店，被審人矢崎興業及び被審人栗田工業であり，被審人風間興業，被審人中村工務店及び被審人矢崎興業は入札を辞退し，その他の入札参加者の入札価格は，被審人友愛工業が５６３０万円（入札率８０．０パーセント），被審人風間建設が６１８０万円（同８７．８パーセント），被審人栗田工業が６９５０万円（同９８．７パーセント），筒井建設が６９７０万円（同９９．０パーセント）及び八木沢興業が６９７８万円（同９９．１パーセント）であり，被審人友愛工業が落札した。

また，被審人風間建設の輿石常務は，本工事について，平成２１年１月１０日から同月１３日までの間に，被審人風間建設（被審人風間建設の前社長で当時同被審人の会長であった風間義一〔被審人風間建設の風間社長の父〕，輿石常務及び窪田部長）と当時の石和支部の執行部（石和支部長である被審人飯塚工業の飯塚社長，石和副支部長である被審人小泉建設の小泉社長及び被審人矢崎

興業の矢崎社長）との間で，受注予定者決定のために繰り返し話合いが行われ，被審人風間建設は石和支部の執行部から本工事を他社に譲るよう説得されたが，同被審人が応じなかったため，調整がまとまらないまま入札を迎え，支部サイドで受注予定者とした被審人友愛工業と被審人風間建設の一騎打ちという構図になったが，被審人風間建設は被審人友愛工業の価格に及ばず落札できなかったものであり，上記③の書き込みはその経緯を記載したものである旨供述しており（査４８，査４９），被審人風間建設の風間社長も，代表者審尋及び同人の陳述書（審Ｄ１）において，上記各供述調書（査４８，査４９）の内容に特段異議はないと述べている。

これらのことからすれば，上記②のメモは，輿石常務において，本工事の入札前に，被審人風間建設以外の入札参加者の名称，被審人友愛工業が本工事の受注を希望しており，石和支部の執行部は受注予定者を被審人友愛工業１社に絞り込みたいと考えていること，被審人風間建設及び被審人友愛工業以外の入札参加者の入札予定価格（予定する入札率）又は辞退予定の有無の連絡を受け，これを記載したものであること，上記③の手帳の記載は，輿石常務において，本工事に係る受注調整の協議が同常務の供述するような経過でなされたことを記載したものであること，被審人風間建設及び被審人友愛工業以外の入札参加者は，入札率９８パーセント以上の高い価格で入札する，又は入札を辞退することにより，被審人友愛工業の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人風間建設は，本工事について，同被審人及び被審人友愛工業以外の入札参加者が入札に参加した経緯について関知しておらず，自社が受注できるよう協力を受けた覚えはないと主張する。

しかし，上記主張は，前記アの各証拠に照らし不合理であり，採用できない。

(14) 物件１４０

ア　認定事実

証拠（査１８，査８１，査８２，査１５３）によれば，本工事（工事名：主要地方道甲府笛吹線橋梁拡幅工事〔明許〕）は，山梨県笛吹市石和町に所在する蛍見橋の拡幅工事であること，被審人中村工務店の中村社長は，同人の手帳（査８２）の「平２１．２．１３（金）」（審決案注：本工事の公告日は平成２１年１月１９日であり，入札書提出締切日は同年２月２３日である〔査１８〕。）と書き出しの頁の３行目に「２／１８　〃　１１．００　石和支部ニテ話し合い　蛍見橋は，今までの業者的に考えると中村の継続と思っていますが御社が希望すると言っていますのでそれも承知しますが今後，地域とか契続とかでなく仲良くしていく為にはそれぞれの能力の中でこの管内の仕事を分け合っていくということが約束されるであれば今回は遠リョ申し上げます了解の時はここにサインをして下さい。」と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人中村工務店及び被審人飯塚工業の２社であり，被審人中村工務店は入札を辞退し，被審人飯塚工業が落札したことが認められる。

また，本工事は，被審人中村工務店が平成１９年に落札した物件８３の継続工事であり（査１８），同被審人が平成２２年２月に受注した物件１７３（査１８）は本工事の継続工事であるところ（査

１２４），被審人飯塚工業は同工事の入札に参加しておらず，被審人中村工務店の落札率も高かったことが認められる。

これらのことからすれば，本工事について，被審人中村工務店と被審人飯塚工業との間で話合いが行われた結果，被審人飯塚工業が受注予定者となり，被審人中村工務店は，入札を辞退することにより被審人飯塚工業の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人中村工務店は，前記アの書き込みのうち，「蛍見橋は･･･下さい。」との部分については，被審人中村工務店の中村社長が，実際には被審人中村工務店と被審人飯塚工業は敵対関係にあるために同被審人から連絡などあるはずないと思っていたものの，万が一本工事に関して同被審人から連絡が入った場合には，同被審人からサインをもらって同被審人に対する人間関係を優位に立たせたいと考えて記載したものであるが，同被審人から連絡はなく，同被審人との間で受注調整のための話合いもなされなかった，また，「２／１８･･･話し合い」との部分については，後から書き込まれたものと推測され，かかる話合いが実際に行われたかすら定かでないと主張し，被審人中村工務店の中村社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ｂ１６〕を含む。）中には，これに沿う部分がある。

しかし，上記陳述は，前記アの書き込みの記載内容に照らし，不合理であって採用できない。

(15) 物件１５３，物件１５５ないし物件１５８

ア　認定事実

証拠（査１８，査８３，査１５３）によれば，以下の①ないし⑤の事実が認められる。

①　被審人中村工務店は，自社が入札に参加し，又は参加を予定していた山梨県，笛吹市又は国の発注する工事について，一覧表（査８３）を作成していた。この一覧表の物件１５３（工事名：富士河口湖芦川線　防災工事）の欄（Ｎｏ．１０）の右側には，「矢」との書き込みがある。

②　物件１５３の入札参加者は，被審人中村工務店，被審人矢崎興業ほか２社であり，被審人矢崎興業が落札した。

③　上記①の一覧表の物件１５５ないし物件１５８の各欄（ＮＯ．１８，同２１，同２０，同２２）の右側及び（又は）左側にも，それぞれ，「友」（物件１５５），「飯塚」（物件１５６），「中」及び「中村」（物件１５７），「風」及び「風興」（物件１５８）との書き込みがある。

④　物件１５５の入札参加者は被審人中村工務店，被審人友愛工業ほか３社であり被審人友愛工業が落札し，物件１５６の入札参加者は被審人中村工務店，被審人飯塚工業ほか４社であり被審人飯塚工業が落札し，物件１５７の入札参加者は被審人中村工務店ほか６社であり同被審人が落札し，物件１５８の入札参加者は被審人中村工務店，被審人風間興業ほか２社であり被審人風間興業が落札した。

⑤　被審人中村工務店は，物件１５３，物件１５５，物件１５６及び物件１５８の入札において，極めて高い入札率で入札した（物件１５３），又は入札を辞退した（その他の３物件）。

これらのことからすれば，上記①及び③の書き込みは，被審人中村工務店において，各工事の入札前に，当該工事の受注予定者を把握し，その内容を記載したものであること，同被審人は，高い価格で入札したり，入札を辞退するなどして，各工事の受注予定者の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人中村工務店は，前記ア①及び③の書き込みについて，同被審人が入札前に受注計画を立てる際に応札する可能性のある会社を予想しながら書き込んだり，開札後に入札結果を振り返りながら書き込んだりしたものであり，受注予定者を記載したものではない旨主張し，被審人中村工務店の中村社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ｂ１６〕を含む。以下同じ。）中には，これに沿う部分がある。

しかし，物件１５７は被審人中村工務店が落札しているところ，同被審人が開札後に自社の名称を前記アの一覧表に書き込むことや，応札する可能性のある業者として自社の名称を書き込むことについて，合理的な理由は見いだし難い。

また，物件１５３，物件１５５，物件１５６及び物件１５８については，これらの工事の入札を辞退した，又は応札したものの落札できなかった被審人中村工務店において，開札後に落札者の名称のみを上記一覧表に書き込むことにつき，合理的な理由は見いだし難い。そして，これらの工事には，４社ないし７社が入札に参加申込みをし，２社又は３社が応札していること（査１８）に照らすと，被審人中村工務店において各工事に応札する可能性のある業者としていずれも１社しか挙げていないということは，不自然であるし，その１社と落札者が４件もの工事においてたまたま一致するということも，通常は考えにくい。

したがって，被審人中村工務店の中村社長の上記陳述は，不合理であって採用できない。

(16) 物件１６１

ア　認定事実

証拠（査１８，査１２９，査１５３）によれば，被審人矢崎興業は，本工事（工事名：笛吹川左岸地区　支線道路５号改良工事）の入札公告（査１２９）の中央上部に黒字で「八木沢」，右側上部に赤字で「八木沢興業　￥３７，７００，０００－」と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人矢崎興業，八木沢興業ほか２社であり，八木沢興業以外の入札参加者は入札を辞退し，八木沢興業が入札価格３７７０万円で落札したことが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込みは，被審人矢崎興業において，本工事の入札前に，八木沢興業が受注予定者であること及び同社の入札予定価格の連絡を受け，これを記載したものであること，八木沢興業が本工事の受注予定者となり，被審人矢崎興業は，入札を辞退することで八木沢興業の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの黒字の書き込みは被審人矢崎興業の矢崎社長が落札者決定通

知を受けた時に走り書きでメモしたもの，赤字の書き込みは同被審人の事務員が後日建設新聞を見た時に落札者及び落札金額を正確にメモしたものである旨主張し，被審人矢崎興業の矢崎社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ａ共７〕を含む。）中には，これに沿う部分がある。

しかし，本工事の入札を辞退した被審人矢崎興業が，開札後に，落札者の名称（２箇所）及び落札価格を入札公告に書き込むことにつき，合理的な理由は考え難い上，仮に，上記書き込みが被審人矢崎興業の矢崎社長の陳述する方法でなされたとすれば，同被審人において，本工事の落札者決定日に，上記書き込みと重複し，しかも，より明確な形で入札結果に関する情報が記載されている，本工事の入札参加者の名称及び各社の入札価格（入札を辞退した場合はその旨）の記載された入札関連情報（ポータルサイトで公表されているもの）を印刷し，これを上記入札公告の後ろにホチキスで留め，一まとめにして保管しておく（査１２９）のは不合理である。

したがって，上記陳述は採用できない。

(17) 物件１６３

ア　認定事実

証拠（査１８，査８６，査１３０）によれば，以下の①ないし③の事実が認められる。

① 被審人風間建設の輿石常務は，同人の手帳（査８６）に，「春日居　能の」，「飯塚　じゅん　９９以上」，「矢崎　辞退」，「中村　渡辺　９９以上」，「風興　９９以上」，「風間」という一まとまりの書き込みをしている。なお，被審人飯塚工業及び被審人中村工務店において各社の入札に関する業務を担当していたのは，被審人飯塚工業の飯塚専務（審Ａ共４）及び被審人中村工務店の従業員である渡辺修（審Ｂ２０）（以下「被審人中村工務店の渡辺部長」又は単に「渡辺部長」という。）である。

② 被審人矢崎興業は，本工事（工事名：春日居第一地区　熊野堂第２工区ほ場整備・支線農道第７号第２工区改良工事）の入札公告（査１３０）の上部に，黒字で「風間建」，赤字で「風間建設㈱　￥７１，４００，０００」と書き込んでいる。

③ 本工事の入札参加者は，被審人風間建設，被審人飯塚工業，被審人矢崎興業，被審人中村工務店及び被審人風間興業であり，被審人風間建設が７１４０万円で落札し，被審人飯塚工業及び被審人矢崎興業はいずれも入札を辞退し，被審人中村工務店及び被審人風間興業の入札率はいずれも９９パーセント以上であったことが認められる。

これらのことからすれば，上記①の手帳への書き込みは，本工事の受注予定者となった被審人風間建設の輿石常務において，本工事の入札前に，被審人風間建設以外の入札参加者の名称，これらの入札参加者の入札予定価格（予定する入札率）又は辞退予定の有無の連絡を受け，これを記載したものであること，上記②の入札公告への書き込みは，被審人矢崎興業において，本工事の入札前に，被審人風間建設が受注予定者であること及び同被審人の入札予定価格の連絡を受け，これを記載したものであること，被審人風間建設が本工事の受注予定者となり，同被審人以外の入札参加者は，上記の入札予定価格で入札する，又は入札を辞退することにより同被審人の受注に協力したこ

とが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記ア②の入札公告への書き込みについて，前記(16)イと同様の主張をする。また，被審人矢崎興業の矢崎社長は，代表者審尋において，上記書き込みは落札者を把握しておく目的で開札後になされたものであり，黒字部分は同社長が建設新聞を見て記載し，赤字部分は同被審人の事務員が黒字部分を清書したものである旨陳述する。

しかし，本工事の入札を辞退した被審人矢崎興業が，開札後に，落札者の名称（２箇所）及び落札価格を入札公告に書き込むことにつき，合理的な理由は見いだし難い。また，仮に上記書き込みが被審人矢崎興業の矢崎社長の陳述する方法でなされたとすれば，同被審人において，本工事の落札者決定後に，上記書き込みと内容が重複する本工事の落札者決定通知書（山梨県から入札参加者に電子メールで送信されるもの）を印刷し，これを上記入札公告の後ろにホチキスで留め，一まとめにして保管しておく（査１３０）のは不合理である。これに加えて，前記アのとおり，被審人風間建設の輿石常務の手帳（査８６）に，本工事における他の入札参加者の名称及び入札率等と共に「矢崎　辞退」と記載されていること，被審人矢崎興業は，他の工事についても，当該工事の入札前に前記アと同様の書き込みをしていること（前記(16)イ）に照らせば，被審人矢崎興業の矢崎社長の上記陳述は，不合理であって採用できない。

(18) 物件１６５

ア　認定事実

証拠（査１８，査８７，査１５３）によれば，被審人風間興業は，本工事（工事名：主要地方道笛吹市川三郷線　橋梁工事〔明許〕）の入札前に，「（簡易型・特別簡易型用）総合評価落札方式に関する評価調書」と題する書面（査８７）の「【価格以外の評価結果】」の「合計」欄等に「風興　１７」，「友愛　２６」及び「中村　２４」，「【総合評価結果】」の「入札者」，「入札金額（税抜き）（Ａ）」等の欄に「風興　６５，９６０　６４，６００　６４，０００」，「友愛　６７，７００」，「中村　６７，６００」などと書き込んでいること，本工事の入札参加者は被審人風間興業，被審人友愛工業，被審人中村工務店，被審人矢崎興業，被審人飯塚工業の５社であり，被審人飯塚工業は入札を辞退したこと，上記書面に記載された「友愛」及び「中村」の入札価格と被審人友愛工業及び被審人中村工務店の実際の入札価格はそれぞれ一致し，被審人風間興業の入札価格は６４５０万円，被審人矢崎興業の入札価格は６７８５万円であり，被審人風間興業が落札したことが認められる。

これらのことからすれば，上記書き込みは，被審人風間興業において，被審人友愛工業及び被審人中村工務店が本工事の入札に参加する予定であることを把握し，各社の評価点を見込んだ上で，自社が確実に落札できるであろう入札価格を試算して，その結果を記載したものであること，被審人風間興業が本工事の受注予定者となり，被審人友愛工業及び被審人中村工務店は，被審人風間興業から連絡を受けた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人飯塚工業ら８社は，前記アの書き込みについて，被審人風間興業の風間社長が，本工事の開札後に，今後の入札のために他社の入札価格と評価点における評価値を検証する目的で，入札参加者４社の中から会社規模等が比較的似ている被審人友愛工業及び被審人中村工務店を取り上げ，試算を行ったものであると主張し，被審人風間興業の風間社長の代表者審尋における陳述中には，これに沿う部分がある。

しかし，本工事を落札した被審人風間興業が，開札後に，他の入札参加者のうち一部の業者のみを取り上げて，これらの業者の実際の入札価格及び仮想した評価点を前提に，自社の落札し得る入札価格をシミュレーションすることについて，合理的な理由は見いだし難い。また，被審人風間興業の風間社長は，査第８７号証について，平成２６年９月１２日付けの同人の陳述書（審Ａ共５）では，他社の入札価格と評価点における評価値を予測する資料として用い，たまたま仮想ライバル社として被審人友愛工業及び被審人中村工務店の社名を記載したにすぎないと述べていたものであり，平成２７年４月１７日付けの陳述書（審Ａ共１６）において，上記の被審人飯塚工業ら８社の主張に沿う内容に訂正したものであるところ，同社長は，陳述が変遷した理由について合理的な説明をしていない。

以上のとおり，同社長の陳述は，前記アの書き込みの内容等に照らし不合理であって，採用できない。

(19) 物件１７２

ア　認定事実

証拠（査１８，査８９）によれば，公正取引委員会が本件立入検査の日に被審人風間建設において留置した被審人風間建設の末木課長の作成したメモ（査８９）に，「峡東じょうかセンター　私共で希望しますのでよろしく　いいずかのむ　」と記載されていること，本工事（工事名：峡東流域下水道峡東浄化センター水処理施設建設残土運搬工事）の入札参加者は，被審人風間建設，被審人飯塚工業ほか５社であり，被審人飯塚工業が落札したことが認められる。

また，被審人風間建設の末木課長は，上記メモについて，被審人飯塚工業の営業部長である武藤裕（以下「被審人飯塚工業の武藤部長」又は単に「武藤部長」という。）から被審人風間建設の輿石常務に電話があった際に，同常務が不在だったために同課長が応対したところ，同部長から，被審人飯塚工業が本工事の受注を希望するので被審人風間建設に協力をお願いする旨を同常務に伝言するよう頼まれ，これをメモしたものであり，その後同常務に上記メモの内容を伝えた旨供述している（査５１）。

これらのことからすれば，上記メモは被審人飯塚工業から本工事の受注調整のための協力依頼があったことを記載したものであり，被審人飯塚工業が本工事の受注予定者となり，被審人風間建設は被審人飯塚工業の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人風間建設は，前記アのメモについて，同メモに記載された連絡は，同被審人の意向に関係なく，被審人飯塚工業から一方的に「よろしく」等と連絡してきたものであって，調整行為とはいい難いものである，被審人風間建設はそもそも本工事の受注を希望しておらず，被審人飯塚工業から入札価格の指示も受けていないと主張する。

また，被審人飯塚工業ら８社は，被審人飯塚工業の武藤部長は民間営業が専門であり，公共工事の営業には一切関与しておらず，本工事の入札に関して武藤部長が末木課長に前記メモ記載の連絡をとった事実はない旨主張し，被審人飯塚工業の飯塚専務の参考人審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ａ共４〕を含む。）中には，これに沿う部分がある。

しかし，被審人飯塚工業では，県や国，笛吹市等の発注する工事につき，武藤部長がまず指名通知や入札公告に目を通して確認していること（査１０４，査１９５の１，査１９５の２），被審人飯塚工業の飯塚専務が公共工事の入札における事務処理の流れを確認するために記載したノート（査４４，飯塚潤参考人審尋速記録）に，社内業務の流れとして，武藤部長が県の入札に関する資料につきチェックし，「ＯＫ」又は「ＮＧ」の判断を行うことが記載されていること，本件立入検査の日に同部長から公共工事関連情報が留置されていること（査１０３ないし査１０６）によれば，同部長が被審人飯塚工業において公共事業の営業業務に関与していたことが認められる。

これに加えて，被審人栗田工業の栗田前社長は，受注調整における連絡相手として被審人飯塚工業の「営業担当のムトウ氏」の名を挙げていること（査５２），前記アの各証拠に照らせば，被審人飯塚工業の飯塚専務の上記陳述は不合理であって，被審人風間建設及び被審人飯塚工業ら８社の主張は採用できない。

(20) 物件１７３

ア　認定事実

証拠（査１８，査９０，査９２，査１０８の１，査１０８の２，査１０９の１，査１０９の２，査１５３，査１９０，査２２４）によれば，以下の①ないし⑥の事実が認められる。

① 本工事（工事名：主要地方道甲府笛吹線　橋梁拡幅工事〔明許〕）は，当初，平成２１年１０月３０日に入札公告が行われ，同年１１月２５日を入札書提出締切日とする入札が実施され，被審人中村工務店，被審人矢崎興業，被審人風間興業及び被審人飯塚工業の４社が入札に参加し，被審人飯塚工業は入札を辞退し，他の３社の入札価格は，被審人中村工務店が１億９４００万円，被審人矢崎興業が２億２７０万円，被審人風間興業が２億３５０万円であったが，設計見直しにより入札中止となった（以下「１回目の入札」という。）。

② 本工事の２回目の入札公告日は平成２１年１２月２８日，入札参加申請締切日は平成２２年１月１９日，入札書提出締切日は同月２６日，入札参加者は被審人中村工務店，被審人風間興業及び被審人矢崎興業の３社であり，被審人中村工務店が落札した（以下「２回目の入札」といい，１回目の入札と併せて「両入札」という。）。

③ 被審人中村工務店は，「総合型落札方式に関する評価調書（簡易型用）」と題する文書（査２

２４）を作成しており，同文書には，「工事名」として本工事の工事名，「予定価格」として１回目の入札の予定価格，「入札者」として上記①の４社の名称，「評価項目」として上記４社の評価項目ごとの評価点及びその合計点，「総合評価結果」として上記４社の「入札金額」，「総合評価値」，被審人中村工務店の総合評価値が最も高く同被審人が落札する結果となる旨等が印字されているが，「入札金額」については，手書きで，被審人中村工務店が１億９４００万円，被審人風間興業が２億３５０万円，被審人矢崎興業が２億１００万円と訂正され，被審人飯塚工業の「総合評価結果」欄の記載は全て削除されている。

④　本工事の施工場所は「蛍見橋」と呼ばれているところ，本件立入検査の際に被審人中村工務店の中村社長が同人の机上に所持していた平成２２年版卓上日めくりカレンダー（査９２）の１月７日の頁に，「ホタルミ，外２社前回と同じ文章で御願いした。」と記載されている。

⑤　被審人中村工務店の渡辺部長は，平成２２年１月２０日，被審人風間興業の総務部長である風間正照に対し，件名を「参考資料の件」とする電子メール（査９３）を送ったところ，同メールには，「参考資料を送ります。ご確認ください。」と記載され，渡辺部長の作成した本工事の工事費内訳書が添付されている。

⑥　被審人風間興業及び被審人矢崎興業はいずれも，２回目の入札において，１回目の入札の際に発注者に提出したものと同様の内容の施工計画書を提出している。

これらのことからすれば，①被審人中村工務店は，本工事の受注予定者となり，１回目の入札において，あらかじめ他の入札参加者が被審人矢崎興業，被審人風間興業及び被審人飯塚工業であること及び各社の評価点の見込みを把握した上で，自社及び他社の入札すべき価格を試算し，これらの事項を記載した上記③の文書を作成したこと，②被審人中村工務店は，その後，被審人飯塚工業が入札を辞退する旨の連絡を受け，自社及び他の２社（被審人矢崎興業及び被審人風間興業）の入札すべき価格を改めて試算したところ，前の試算と異なる結果となったため，上記③の文書を訂正し，少なくとも被審人風間興業に対しては訂正後の金額を同被審人の入札すべき価格として伝えたこと，③１回目の入札において，被審人飯塚工業は入札を辞退することにより，被審人風間興業は被審人中村工務店から連絡を受けた価格で入札することにより，被審人中村工務店が受注できるように協力したこと（なお，被審人矢崎興業の入札価格は上記③の文書に記載された訂正後の価格〔２億１００万円〕と一致しないが，同被審人の入札価格は上記訂正後の価格より１７０万円高く，入札率は９９．５パーセントであることからすると，同被審人も，かかる高価格で入札することで被審人中村工務店が受注できるように協力したことがうかがえる。），④被審人中村工務店は，２回目の入札において，他の入札参加者が被審人風間興業及び被審人矢崎興業であることを把握した上で，両社に対し，１回目の入札の際に両社が提出した施工計画書と同様の内容の施工計画書を提出するなどして被審人中村工務店の受注に協力するよう依頼したほか，被審人風間興業に対し，本工事の入札の参考資料として，被審人中村工務店が作成した本工事費内訳書を送ったこと，⑤被審人風間興業及び被審人矢崎興業は，被審人中村工務店の依頼に応じ，１回目の入札と同様の施工計画

書を提出するなどして，被審人中村工務店の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人中村工務店は，前記ア③の文書は他の入札参加者の評価点を試算したものであり，前記ア④のメモは誰が，いつ，どのような目的で記載したか不明なものであって，いずれも本工事において受注調整が行われた証拠となるものではなく，同被審人は本工事について受注調整を行っていない旨主張する。

また，被審人中村工務店の中村社長は，代表者審尋において，前記ア③の文書は渡辺部長が他社の評価点及び入札価格を予想して作成したものであり，同部長がこういう予想をできた理由は分からない，同④のメモは同社長が記載したものであるが，かかる記載をした理由は覚えていない，同⑤の電子メールは渡辺部長が被審人中村工務店の中村社長に無断で送ったものであり，同部長が被審人風間興業の風間部長の頼みを聞いてやったのではないかと思う旨陳述し，渡辺部長は，陳述書（審Ｂ２０）において，前記ア③の文書は先に入札が行われた蛍見橋の工事の入札結果等から同人が他社の評価点及び入札価格を予想したものであり，同⑤の電子メールを送った理由は記憶にないが，当時同人や被審人風間興業の風間部長らが行っていた発注者側の積算に関する研究の参考資料として送ったものである可能性が高い旨陳述する。

しかし，上記各陳述は，前記ア③の文書及び同④のメモの記載内容，これらの記載と両入札における入札結果が前記アのとおり整合すること，本工事費内訳書は入札の際に提出する必要があるものであり，自由で公正な競争が行われている場合には，入札参加者が他の入札参加者に対して自社の作成した本工事費内訳書を入札前に送付するということは，通常考えにくいことなどに照らし，不合理であって採用できない。

(21) 物件１７４

ア　認定事実

証拠（査１８，査７８，査９４，査９５，査１５３）によれば，以下の①ないし④の事実が認められる。

①　石和支部の深澤事務員は，本工事（工事名：御坂山西〔２工区〕治山工事〔明許〕）の入札参加者等取りまとめ表（査９４〔２枚目〕）を作成し，平成２２年３月８日（審決案注：本工事の入札締切日は同月１５日である。〔査１８〕），被審人中村工務店にファクシミリで送信した。この取りまとめ表には，「中村」，「風興」」，「矢崎」，「友愛」，「八十沢」，「建設」，（「友愛」の横に）「９９％」と記載されているところ，前の三つは深澤事務員が記載し，後の四つは上記ファクシミリを受信後に被審人中村工務店の中村社長又は同社の役員若しくは従業員（以下「被審人中村工務店の中村社長等」という。）が記載した。

②　石和支部の深澤事務員は，上記①の取りまとめ表とは別に，本工事の入札参加者等取りまとめ表（査９４〔１枚目〕）を作成し，平成２２年３月９日，被審人中村工務店にファクシミリで送信した。この取りまとめ表には，「中村」，「矢崎」，「風建」，「芦沢」，「風興」，「八木

沢」，「友愛」と記載されているところ，前の五つは深澤事務員が記載し，後の二つは上記ファクシミリを受信後に被審人中村工務店の中村社長等が記載した。また，被審人中村工務店の中村社長等は，「中村」，「矢崎」，「芦沢」，「友愛」の記載を赤色のペンで削除している。

③　被審人中村工務店は，上記①及び②の取りまとめ表とは別に，本工事の入札参加者等取りまとめ表（査９５）を所持しており，同表には，「中村」，「風興」」，「矢崎」，「風建」，「芦沢」，「八木沢」と記載されているほか，「風興」と「八木沢」を線でつないで「自由」と書き込まれ，赤字のペンで「風興」と「八木沢」の横に円印が付され，同ペンで「戦」と書き込まれている。

④　本工事の入札参加者は，被審人中村工務店，被審人風間興業，被審人矢崎興業，被審人風間建設，被審人芦沢組土木，被審人友愛工業及び八木沢興業の７社であり，被審人風間興業が４３４７万円（入札率８１．０パーセント）で落札し，次点の八木沢興業の入札価格は４３５０万円（入札率８１．１パーセント）であり，他の５社の入札価格はいずれも５２６０万円以上（入札率９８．０パーセント以上）（なお，被審人友愛工業の入札価格は５３１２万円〔入札率９９．０パーセント〕）であった。

これらのことからすれば，上記①ないし③の各書き込みは，被審人中村工務店が，本工事の入札前に，本工事の入札参加者が同被審人ら７社であること，被審人友愛工業が予定価格の９９パーセントで入札すること，受注調整の結果被審人風間興業と八木沢興業のいずれかが受注することになったことを把握し，これを記載したものであり，被審人風間興業又は八木沢興業のいずれかが本工事を受注することとなり，被審人中村工務店は，高い価格で入札することにより被審人風間興業の受注に協力したことが認められる。

イ　被審人らの主張について

被審人中村工務店は，前記ア①ないし③の各取りまとめ表は被審人中村工務店の中村社長が山梨県の意向を受けて入札参加者数を確認するために取り寄せたものであり，同表への書き込みを誰がいつ行ったのかは定かでなく，開札後に入札結果を基に感想を記載した可能性が高いと主張する。また，被審人中村工務店の中村社長は，代表者審尋において，前記ア①の４つの書き込みについて，入札参加者等取りまとめ表に３社しか記載されていないのを見ておかしいと思った同社長が，ほかにも入札できる会社があるだろうと考えて記載したものであり，同②の２つの書き込みも同社長が行ったものであり，同③の書き込みは同社長が行ったものではない旨陳述する。

しかし，上記陳述は，上記各書き込みの内容及びその内容が本工事の入札結果と一致することに照らし不合理であって，採用できない。